

助成申請書

申請日

2024年4月10日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 岐阜県岐阜市岩地2丁目4番3号
申請団体の名称 一般社団法人東海若手起業塾
代表者の氏名 佐藤真琴
法人番号 6180005018246

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 申請団体の名称： 一般社団法人東海若手起業塾
- 申請団体の住所： 岐阜県岐阜市岩地2丁目4番3号
- 資金分配団体等としての 同上
業務を行う事務所の所在地：
- 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について
（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
- 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 無し	※4 無し	※4 無し

※記入上の注意点

- 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体等としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - （1）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - （2）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - （3）特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - （4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
 - （5）暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体等の選定若しくは実行団体・支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （1）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - （2）この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体等としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体等に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体等に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体等に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※「資金分配団体の公募」通常枠、「活動支援団体の公募」が該当）

当団体は、資金分配団体等としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体等としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 ※「資金分配団体の公募」通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで開催すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について申請時に登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報※¹がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

○：公開対象

申請時提出書類	「資金分配団体」 の公募		「活動支援団体」 の公募
	通常枠	緊急枠	
1 助成申請書	○		
2 事業計画書	○		
3 資金計画書等	○		
4 団体情報	○		
5 役員名簿	○		
6 規程類必須項目確認書（規程類確認書）	○		
7 定款	○		
8 規程類	○		○
9 登記事項証明書（全部事項証明書）	○		○
10 事業報告書（過去3年分）	○		○
11 決算報告書類（過去3年分）	○※2	○※3	— ※2
12 事前評価結果			○
13 安全管理・危機管理実施体制表	○※4		
以上に加え、コンソーシアムで申請の場合			
・ コンソーシアムの実施体制表	○		
・ コンソーシアムに関する誓約書	○		
・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての申請書類	上記取扱いに準じる		

- ※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。
- ※2 「資金分配団体の公募」通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業、「活動支援団体の公募」については、「決算報告書類（過去3年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。
- ※3 前年度分のみとなります。
- ※4 申請事業に日本国外での活動を含む場合のみとなります。

以上

必須入力セル

申請時入力不要

任意入力セル

基本情報

申請団体	活動支援団体			
活動支援団体	事業名（主）	東海地域の若手社会起業家の育成とエコシステム形成事業		
	事業名（副）	社会に挑む若者を応援・支援し続ける東海地域の創造		
	団体名	一般社団法人東海若手起業塾実行委員会	コンソーシアムの有無	なし
支援対象団体	事業名（主）			
	事業名（副）			
	団体名		コンソーシアムの有無	なし
支援対象区分	②民間公益活動の担い手育成			
支援内容分野1	A事業実施			
支援内容分野2	B組織運営			
支援内容分野3	C広報・ファンドレイジング			
支援内容分野4	D社会的インパクト評価			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○ (1) 子ども及び若者の支援に係る活動	
○ ① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援	
○ ② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援	
○ ③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援	
○ ⑨ その他	
(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動	
○ ④ 働くことが困難な人への支援	
○ ⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援	
○ ⑥ 女性の経済的自立への支援	
○ ⑨ その他	
○ (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動	
○ ⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援	
○ ⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援	
○ ⑨ その他	
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
8.働きがいも経済成長も	8.3 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。	本事業は、若手社会起業家の、起業、創造性及びイノベーションを支援するプログラムであり、中小零細企業である起業家を支援し、ソーシャルインパクトを創出しようとする事業である。
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	本事業は、地域で困りごとを抱える、多様な人々の課題を解決しようとする若手社会起業家を支援する事業であり、多様な関係者を巻き込みながら（参加型の）、持続可能な都市化（まちづくり）を促進する事業である。

I. 団体概要

(1) 設立目的・理念	178/200字
一人一人が地域社会の今に誇りを未来に希望を持ち今と未来への責任を引き受けて進歩し続ける社会を目指し、その中核的な役割を担い手である「社会起業家があふれる東海地域」をビジョンに掲げ、①東海地域の若手社会起業家の支援、②社会起業家同士のネットワークの構築、③社会起業家を基軸とした社会課題を解決し続ける地域エコシステムの発展をミッションとして事業を行っている。	
(2) 団体の主な活動	200/200字
2008年より、若手社会起業家の支援プログラムの運営している。プログラムは1年で1期、1期あたり3～6名の起業家を支援、これまでに16期、63人の起業家を支援してきている。支援期間は約半年間で、メンターによるメンタリングと、コーディネーター／プロボノによる伴走支援がその中心である。支援期間後もOBOG起業家同士のネットワーク構築に向けた研修会やイベントを開催し、協働・共創の機会づくりを行っている。	

II. 事業概要

		資金提供契約締結日		採択後の契約時に用いる欄です		
実施時期	(開始)	2024/8/1	(終了)	2027/3/1	対象地域	愛知県・岐阜県・三重県・静岡県
事業概要	本事業は、シード期・アーリー期にある東海地域の若手社会起業家を支援対象団体とし、当事者課題の理解、ステークホルダーのニーズの理解、社会課題の解決に向けた中長期戦略の策定、ビジネスモデル構築、チームビルディング、評価体制の構築等について、集合研修と伴走支援を通じて支援する。支援においては、東海地域で先行事例となる社会的事業を実践している社会起業家（当団体の支援プログラムのOBOG起業家等）と連携し、メンタリング、先進事例視察、ネットワーク形成を行う。将来的に出資事業の対象団体も含めて、休眠預金事業の実行団体を担えるよう組織の育成を目指す。支援対象団体と、先輩社会起業家がつながり合い、事業に関するプレゼンを行うと共に、相互にアドバイスを送り合うギャザリングデイを開催し、協働・共創を促す場づくりを行うと共に、事業分野を超えた学びの共有を行う。助成期間後も本プログラムを継続発展させていくために、SIB、ゼブラ企業といった文脈に関係のある民間事業者、行政機関、地域金融機関等との連携を視野に入れた成果報告会を実施し、民間公益活動を支えるエコシステムの形成を目指す。 1. 地域団体と協働した若手社会起業家の発掘 2. 支援対象団体となる社会起業家の選考 3. 集合研修でのメンタリングによる起業家の課題把握／長期戦略の策定支援／ビジネスモデル構築支援／チームビルディング支援 4. 社会課題解決に向けた基礎知識（受益者課題／セオリー・ロジック構築／事業評価／チームビルディング）に関する講義 5. 受益者課題把握・社会調査実施／セオリー・ロジック構築／評価体制構築／チームビルディングのための伴走支援 6. 先進事例視察と先輩社会起業家とのネットワーク形成 7. 起業家同士の協働と共創を生む、ギャザリングデイの開催 8. SIB、ゼブラ企業等の文脈を絡めた、成果報告会の開催					
781/800字						

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)支援対象として想定している団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景	971/1000字
当団体では、過去16年にわたり、本事業の支援対象団体に相当する、社会を良くする事業をしたいという意思を持つ、若手社会起業家の支援を行ってきたが、その多くが社会を良くしたいという熱意があっても、戦略的、組織的に未熟な状態で、実際に社会への強い影響を生み出せない状態にあることを目の当たりにしてきた。 多くの起業家に共通する具体的な課題としては、①不十分な当事者理解、②中長期計画が策定できない、③チームビルディング、④事業の評価体制の未整備の4点が挙げられる。 ①当事者課題の理解については、活動に取り組むきっかけとなる印象的なエピソードはあっても、事業として対応する対象範囲が決まっていない、課題を抱える当事者のおおよその人数を把握できていない、文献調査の方法を知らない、質的に課題を把握する当事者インタビューが行われていない、量的に課題を把握するアンケート調査が行われていない、等の課題があり、結果として当事者課題の深堀や、社会課題の構造化ができず、曖昧な理解に留まっているケースが多い。 ②中長期計画については、組織のミッション・ビジョンが成文化されておらず、成文化されていてもその言葉が浮ついたもので、起業家自身も周囲の関係者も納得できるものになっていないことが多い。中長期計画についても同様である。その結果、起業家自身がどこに向かえばよいかわからなくなり、判断ができない状態となっている。 ③チームビルディングについては、起業家だけが頑張り、周囲を巻き込めていない事例は多く、起業家が「自分やった方が早い」と思ってしまったり、起業家以外のメンバーも、「私は手伝い」と思っていることが多く、メンバーが「私自身が活動の主体者」という意識に育っていないことがよく見受けられる。 ④活動の評価体制については、そもそも、評価改善という概念を知らず、目の前の活動に一生懸命になり、明示的に、立ち止まって評価することも、過去から学ぶこともなく進んでしまっている状態となっている。 これらの課題は、若手の社会起業家の支援について、スタートアップ系の相談窓口や、営利事業の相談窓口、市民活動の相談窓口はあっても、社会的事業の構築という側面で相談でき助言を受けられる機関・プログラムが足りていないという背景から発生していると考えられる。	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取組み状況	394/400字
ステーションAI、ナゴヤイノベーションズガレッジ、TONGARIなどの、スタートアップ支援プログラムが実施されており、多数の若手起業家が参加している状況ではあるものの、これらはあくまでもスタートアップの支援であるため、市場はあるのか？イグジットできるのか？という視点での支援になり、市場はないが制度の狭間に落ち困っている人を助ける事業や、社会課題の解決のための事業としての支援が受けられていない。NPO法人を立ち上げた起業家・活動家の場合、各市町村のNPOセンター等が相談の受け皿となっているが、NPOセンターでは事業化や戦略策定の助言などは受けることができていない。社会課題の解決を志向する起業家の相談の受け皿としては、全国的にはeticが有名であるが、東海地域では当法人以外では、NPO法人起業支援ネットによる起業の学校があるが、2024年度の20期を節目に終了することとなっている。	
(3)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	379/400字
休眠預金等交付金の活用においては、2023年度活動支援団体と同時に、出資事業がスタートした。出資事業では、社会的成果と収益性の両立が掲げられているが、その受け皿は、市民活動よりのNPO法人ではなく、社会的事業を行う株式会社になってくる。投資先案件を形成していくためには、若手社会起業家をインキュベートしていくことが必要不可欠であるが、現状のインキュベート機関は、経済的リターンに関する意識が高く、経済的リターンに寄せる支援が中心となっている。当団体は、設立より、社会課題の解決を目指す若手社会起業家の支援を中核的に行っており、出資事業の社会的成果と収益性の両立を目指すという視点と、当団体の支援内容は非常に親和性が高い。当団体の予算規模では、これまで年に3～6人程度の起業家の育成が限界であったが、休眠預金を活用することで、この数を増やすことができる。	

Ⅳ.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体数	12団体
(2)-1 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、活動地域・分野・内容	279/400字
活動地域は、愛知、岐阜、三重、静岡の東海地域に拠点を置いて活動している団体とし、拠点を東海地域としながら、全国的な活動を行っている団体も対象とする。活動分野は広く社会課題の解決に向けた活動を行っている団体とし、①子ども及び若者の支援に係る活動、②日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動、③地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動のいずれかにあたる活動を行っている団体を対象とする。事業内容として、事業の持続可能なビジネス化、事業化による社会課題の解決を志向する団体（起業家）を対象とする。	
(2)-2 支援対象とする団体の想定：支援対象として想定する団体の、組織形態・規模	299/400字
シード期あるいはアーリー期にある若手の社会起業家を支援の対象とする。組織形態は法人に限らず、今後法人化を目指す個人も対象とする。現状で受益者に対する何らかのサービス（社会課題の当事者や関係者を支援するサービスで、社会課題の解決を目的としたサービス）を提供している、もしくは、6か月以内にサービスをスタートさせる予定がある起業家を対象とする。支援対象の特徴として、解決しようとする社会課題が明確であるものの、解決に向かう中長期の戦略が練れておらず、どこから取り組み、その社会課題を解決できるのか方針が決まっていない段階の組織であり、また、事業を推進するための組織基盤が整っていない組織を対象とする。	
(3)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム）	157/200字
支援対象団体が解決しようとする社会課題が、支援対象団体の活動の影響により、解決に向かうこと。支援活動団体と、東海で活動する社会起業家同士、それを支える機関とのネットワークが築かれ、共創による社会課題解決の新たなプロジェクトが生まれ、社会の変化をもたらしている。これらを通じて、東海地域が持続可能な地域になっている。	

(4)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）	70/100字
活動支援プログラムの目的	指標100字初期値/初期状態100字中間評価時の値/状態100字目標値/目標状態（目標達成時期）100字
支援対象団体が、社会課題を解決に向け、着実に事業を進められるような、組織内外の状況が整い、具体的な事業に踏みだせる状態となっていること。	①支援対象団体の中長期計画／社会を変える計画が作られていること ②計画を遂行する上で必要な組織・事業基盤（ビジネスモデル、経営チーム、評価改善体制、ネットワーク）が築かれていること ①中長期計画はない（0/12団体） ②組織基盤が弱い弱で、事業の推進力が弱い（0/12団体） ①明確な中長期計画が作成されており、納得度の高いプレゼンテーションが可能になっている（10/12団体） ②事業を推進できる組織・事業基盤が整備されている（8/12団体）

(4)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）									
短期アウトカム	100字	指標	100字	モニタリング指標	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）100字
01-支援活動団体となる、若手社会起業家が発掘され、支援を通じて、東海地域の若手社会起業家コミュニティに参画する起業家が増える		公益活動の担い手としての若手社会起業家が、支援対象団体として発掘されている		○	初期値：0 初期状態：若手社会起業家が発掘されておらず、コミュニティに接続されていない。				目標値：12 目標状態：支援対象団体として、若手社会起業家が発掘され、東海の社会起業家のコミュニティに接続され、コミュニティが拡大している。
02-支援対象団体が、的確に、社会課題の構造と当事者課題を捉え、その課題を解決できるリソース・サービスの仮説が立っている		支援対象団体が、社会課題の構造と当事者課題、その解決策について、納得度の高い説明（プレゼンテーション）ができる団体数／支援対象団体数		○	初期値：0/12 初期状態：社会課題の捉え方があいまいで、他人を納得させ、協力しなくなるような説明ができていない				目標値：10/12 目標状態：支援対象団体が、明確に当事者の抱えている課題や社会問題の構造を説明でき、その問題を解決するための戦略について説明することができるようになっており、その説明により、周囲の関係者が納得し、協力を申し出る状態になっている。
03-支援対象団体が、自律的に活動の評価を行うことができるようになっており、継続的な活動の改善が行われる状態になっている		ロジックモデル、成果指標、成果目標が設定され、活動の評価を行う会議が実施されている団体数／支援対象団体数		○	初期値：0/12 初期状態：ロジックモデル、成果指標、成果目標が設定されておらず、活動の評価が行われていない。				目標値：10/12 目標状態：支援対象団体のロジックモデル、成果指標、成果目標が設定され、計画された評価会議が実施されるなど、自律的な評価と改善が行える状態になっている。
04-支援対象団体の経営チーム（理事会等）のメンバーの役割が明確になり、起業家一人の活動ではなく、チームとして動ける体制が出来ている		経営チームが形成され、定期的な経営会議が行われている団体数／支援対象団体数		○	初期値：0/12 初期状態：起業家本人だけが活動をけん引しており、手伝ってくれる人はいないもの、経営チームとして機能していない				目標値：10/12 目標状態：起業家を中心とした経営チームが築かれており、経営チームが自分事として事業に参画しており、役割分担や仕事の進め方が明確になり、事業を推進する為の基礎的な組織が固まっている状態。
05-支援対象団体が、持続可能な活動を行うための、ビジネスモデルの仮説を立て、社会実験を行い、ビジネスモデルの検証が行われている		支援対象団体がサービスを提供した受益者数（定量的評価項目） 支援対象団体がサービスを提供した受益者からの声／受益者の課題が解決されたかどうか（定性的評価）		○	初期値：0/12 初期状態：ビジネスモデルの仮説がなく、あるいは、曖昧であり、検証されていない				目標値：8/12 目標状態：支援対象団体が明確にビジネスプランを描いており、その持続性・発展可能性について検証されており、組織外に向けて明確に説明できる状態になっている。
06-支援対象団体を含む、東海の社会起業家同士、社会起業家を応援する機関による、共創による新たな社会価値を生み出すネットワークが形成されている		支援対象団体と他の社会起業家との共創のプロジェクトが生まれるための場の有無			共創のプロジェクトを相談できる場は存在しない				目標状態：共創のプロジェクトが生まれるための、活きたネットワークが形成され、定期的に対面で出会えて、互いに事業の相談ができる状況が整っている。SIB、ゼブラ企業という文脈に関わる支援機関や地域金融機関等を巻き込んだ支援ネットワークが形成されている。

(4)-3 アウトプット (活動の実施により生み出された結果)	100字	指標	100字	モニタリング指標	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
01-01-若手社会起業家発掘のための地域イベントに、これまで接点のなかった若手社会起業家や、社会起業家を支援したいと考える関係者の参加が得られる		イベント参加人数		○			イベント参加人数が各回20名×12回＝240名となっている	
01-02-民間公益活動の担い手である若手社会起業家が支援対象団体として選考され、対象団体が決定する。		選考された支援対象団体数		○			選考された支援対象団体が、12団体となっている	
02-01-社会課題の当事者の声が集まり、当事者の課題が明確になる		当事者の声を集めるアンケート/ヒアリング調査の結果		○			12団体中10団体で、当事者へのヒアリングやアンケートが行われ、当事者ニーズが可視化されている	
02-02-ステークホルダーマップが作られている		ステークホルダーマップの有無		○			12団体中6団体で、ステークホルダーマップが作成されている	
02-03-支援対象団体が、先行事例を実施している組織に視察に行き、社会問題の構造についての多面的な理解を深めている		先行事例視察の実施状況		○			12団体中10団体で、先行事例視察が行われている	
03-01-支援対象団体が行う事業全体について、社会課題の解決に向けたロジックモデルが作られている		ロジックモデル作成の有無		○			12団体中10団体でロジックモデルが作成されている	
03-02-ロジックモデルに基づく、成果指標の設定が行われている		成果指標の設定の有無		○			12団体中10団体で成果指標が設定されている	
03-03-成果指標に基づく、成果目標の設定が行われている		成果目標の設定の有無		○			12団体中10団体で成果目標が作成されている	
03-04-ロジックモデル、成果指標、成果目標について、経営チームによる評価が行われている		評価会議の実施の有無/評価会議議事録		○			12団体中6団体で評価会議が実施され、議事録が作成され、学びが団体内外で共有されている	

04-01-起業家本人が、経営チームメンバーの活動に対する思いや考えを把握できている	1 on 1 ミーティングの実施状況			12団体中6団体で、1 on 1 ミーティングが定例化している
04-02-定期的な経営チームによるミーティングが行われている	経営チームミーティングの実施状況 議事録	○		12団体中10団体で、経営チームによるミーティングが定例化されている
05-01-支援対象団体が、当事者や関係者向けのサービス提供のためのプロトタイプを開発している	サービスプロトタイプの完成	○		12団体中8団体で、プロトタイプによる社会実験が行われ、当事者関係者からのフィードバックが得られている
05-02-支援対象団体が、当事者や関係者向けのサービス提供（プロトタイプによる社会実験）を行い、当事者関係者からのフィードバックが得られている	プロトタイプ提供の社会実験の実施の有無 フィードバックの有無	○		12団体中8団体で、プロトタイプによる社会実験が行われ、当事者関係者からのフィードバックが得られている
06-01-支援対象団体が、先行事例を実施している組織と連絡を取り合い、情報の交換ができる状態になっている	先行事例視察の実施状況	○		12団体中10団体で、先行事例視察が行われている
06-02-支援対象団体が、他の社会起業家と事業の相談がし合える場に定期的に参加できるようになっている。	ギャザリングデイ（先輩社会起業家との仮想理事会）への参加状況	○		12団体中10団体で、ギャザリングデイへの参加実績がある
06-03-東海の若手社会起業家を支えるためのネットワークに参加する組織が増えている	成果報告会に参加する組織数	○		成果報告会に20組織が参加し、ワークショップなどにて意見交換が行われている。

(4)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）		200字	時期・期間
01-01-01-若手社会起業家発掘イベントの開催：過去に東海若手起業塾のプログラムに参加したOBOG起業家や、その周囲の地域のチャレンジャーを応援する組織と協働し、愛知（尾張／三河）、岐阜、三重、静岡（西部／東部）の6地域で、若手社会起業家や、社会起業家を支援しようとする人が集い交流できるイベントを開催する。			第1回：2024年10月～2月 第2回：2025年3月～5月 第3回：2026年3月～5月
01-02-01-支援対象団体となる若手社会起業家の選考：若手社会起業家を対象に、支援対象団体の公募を行い、審査を実施する。支援対象団体は、2025年に1期、2026年に2期として、本支援プログラム内で2回に分けて、6団体ずつ選考する。選考は書類選考およびプレゼンテーションを行い、事前に定めた選考基準に従い、外部の審査委員と当法人理事により実施する。			第1期：2025年6-7月 第2期：2026年6-7月
（02～05）-01-01-起業家の現状を把握するキックオフ研修：各アウトプットを生み出していくことに共通して、支援対象団体である社会起業家の現状を把握し、現在の主たる経営・組織課題がどこにあるのかを把握・分析し、適切な支援につなげるために対面でのキックオフ研修を実施する。各起業家がプレゼンを行い、専門家や先輩社会起業家によるメンタリング（質問・助言・現状の課題の可視化等）を実施する。			第1期：2025年7月 第2期：2026年7月
02-（01～02）-01-社会的事業推進のための基礎研修①（ニーズ調査）：支援対象団体に対して、公益活動の基礎となる、当事者の課題の理解、社会課題の構造の理解、関係者間の力学の理解等を深めることができるよう、ニーズ調査の概念の理解を深める研修を行うと共に、支援対象団体が実際に行うニーズ調査の計画について助言を行う。講師は、社会的事業のニーズ調査に詳しい専門家に依頼する。			第1期：2025年8月 第2期：2026年8月
02-（01～02）-01-ニーズ調査のための伴走支援：支援対象団体が、基礎研修①の内容を元に、ニーズ調査を行う上での伴走支援を実施する。伴走支援では、週に1回の頻度でミーティングを設定し、研修時に作ったニーズ調査計画に基づいて、調査が進行しているか進捗管理し、課題がある場合にはその解決を支援する。			第1期：2025年8-10月 第2期：2026年8-10月
03-（01～04）-01-社会的事業推進のための基礎研修②（ロジックモデル）：支援対象団体に対して、事業評価の概念について理解を促す研修を行う。事業評価の概念について講義を行った後、ロジックモデル／成果指標／成果目標の概念について説明するとともに、ワークショップ形式で自らの事業について作成を行っていく。講師は、社会的インパクト評価や事業評価に詳しい専門家に依頼する。			第1期：2025年9月 第2期：2026年9月
03-（01～04）-02-ロジックモデル等作成に向けた伴走支援：支援対象団体が、基礎研修②の内容を元に、ロジックモデルの作成、成果指標／成果目標の設定を行っていく上での伴走支援を行う。伴走支援は、他の項目と共通して、起業家ごとのコーディネーターと週に1回の頻度で程度のミーティングを行い、進捗管理をする。			第1期：2025年9-10月 第2期：2026年9-10月
04-（01～02）-01-社会的事業推進のための基礎研修③（チームビルディング）：支援対象団体に対して、チームビルディングに関する研修を実施する。社会的事業の特徴として、メンバー思いの強さや方向性と、チーム全体の熱量や方向性が一致していることが重要であり、その特徴について理解を深める。講師は、チームビルディング支援に詳しい専門家に依頼する。合わせて、先輩社会起業家によるメンタリングを実施する。			第1期：2025年11月 第2期：2026年11月
04-（01～02）-02-ロジックモデル等作成に向けた伴走支援：支援対象団体が、基礎研修③の内容を元に、チームビルディングを行っていく上での伴走支援を行う。伴走支援は、他の項目と共通して、起業家ごとのコーディネーターと週に1回の頻度のミーティングを行い、進捗管理をする。			第1期：2025年11-2月 第2期：2026年11-2月
05-01-01-プロトタイプの開発に関するメンタリング：支援対象団体の起業家がプロトタイプ／ビジネスモデルを開発するため、メンターによるメンタリングを実施する。メンターは、各起業家の活動分野に詳しい専門家や、先行事例を実施しているOBOG起業家を招聘して行う。			第1期：2025年11月 第2期：2026年11月
05-02-01-社会実験実施に関する伴走支援：プロトタイプ／ビジネスモデルを用いた社会実験の実施、当事者や関係者からフィードバックの回収に向けた伴走支援を実施する。他の項目と共通して、起業家ごとのコーディネーターと週に1回の頻度のミーティングを行い、進捗管理をする。			第1期：2025年11月-2026年2月 第2期：2026年11月-2027年2月
02-03-01／06-01-01-先行事例視察の実施：支援対象団体の活動テーマに近い先行事例について、接続を行い、支援対象団体による現地での視察やヒアリングの実施を支援する。			第1期：2025年8-12月 第2期：2026年8-12月
06-02-01-ギャザリングデイの実施：東海の社会起業家が集まり、互いに事業へのアドバイスを送り合うギャザリングデイを開催し、支援対象団体に参加の機会を提供する。すでに事業が確立している他の社会起業家とのネットワーキングを行い、協働のきっかけづくりの場とする。			第1期：2025年10月／2026年2月 第2期：2026年10月／2027年2月
06-03-01-成果報告会の実施：本事業の成果報告会を実施する。SIB、ゼブラ企業といった文脈に関わる民間事業者、行政機関、地域金融機関等の参加を得て、支援対象団体のプレゼンテーションを行うと共に、東海地域の社会課題解決に向けた事業の今後の展望について意見交換を行う場を設ける。			第1期：2026年3月 第2期：2027年2月
00-00-01-評価会議の実施：本事業の適切な評価を行うために、評価会議を実施する。評価会議は、採択後に再度事前評価を実施し、その後、1期の後に中間評価、2期終了後に事後評価を実施する。評価会議は合計で3回実施する。			事前評価：2024年9月 中間評価：2026年3月 事後評価：2027年3月

(4)-5 インプット	
人材	を中心に、新規雇用者を採用して、プログラム運営を行う。メンターは、既存のメンター陣／本塾OBOGが務める。コーディネーターは当団体に関連する支援機関の職員や本塾OBOG本人や、OBOGが運営する組織の職員が務める。研修講師は、各分野の専門家に依頼し実施する。
資機材	集合研修、ギャザリングデイ、成果報告会の会場は、名古屋市内の貸会議室において行う。

V. 支援対象団体の募集/選定

(1) 募集方法や案件発掘の工夫	195/200字
当団体をと卒業した63組の起業家のコミュニティに協力を仰ぎ、東海地域6か所で各地域で地域づくりを行う社会起業家を中心に、地域金融機関、起業支援機関、若者のチャレンジを応援する機関等を後援に入れ、「ソーシャルビジネスに興味のある若者・起業家向け」イベントを繰り返し実施することで、案件の掘り起こしを狙う。新規に設立されたNPO法人等に対して、DM等による、プログラムの直接的な案内を実施する。	
(2) 支援対象団体が抱える課題の検証方法（組織診断方法等）	752/1000字
【課題の評価プロセス】 支援対象団体の選定段階において、支援対象団体の事業計画書様式の記入について、支援なしに事業計画様式を記入できる団体ばかりではないと考えられるため、応募を検討している団体に対して、面談・ヒアリングをしながら事業計画様式を共に記入するようにし、その段階で、団体ごとの課題の大小について把握し、その内容について審査会へのフィードバックを行う。 審査会では応募団体によるプレゼンテーションを行い、提出された事業計画様式と共に審査を行うが、審査段階で、支援対象団体の抱える課題の認識について、外部の審査委員と当団体理事により共有を行う。 チェック研修においても支援対象団体から自団体の取り組むテーマや、当事者課題の現状、社会課題解決のロジック、自団体が抱える課題等についてのプレゼンテーションを行っていただき、メンターによるメンタリングを通じて、支援対象団体の課題についての理解を深めていくという手法をとる。 【課題の評価項目】 上記プロセスの中で、当事者課題の理解の程度、当事者の周囲の関係者のニーズの把握の程度、社会課題解決に向けたセオリーとロジックの構築の程度、ビジネスモデル／プロトタイプ開発の状態、経営チームの現在の状態、その他事業推進に対しての課題の各項目について評価を行う。 【評価の実施者および方法】 各プロセスで参加する審査委員／メンター／コーディネーターおよび起業家自身で、それぞれに評価を行う。評価は、事業計画書／面談／プレゼンテーション等の情報を元に、各評価実施者がスプレッドシート等に記入する形で行う。評価内容を互いに共有することで、当団体が支援対象団体の経営課題の把握に役立てる他、支援対象団体の起業家自身が自団体の課題を把握できるようにする。	
(3) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	56/200字
当団体は、資金分配団体に選定されていない。当団体役員が役員を務める法人については、本事業への申請を受け付けない。	

VI. 主な実績と実施体制

(1) 専門性・強み	326/400字
2008年から16年に渡って、東海4県の社会起業家を毎年募集・選考し、伴走支援プログラムを提供、これまでに累計63名の社会起業家を支援している。既存のプログラムの中で、メンターによる起業家への助言と、コーディネーターによる伴走支援の手法は確立されており、半年間の既存支援の中で、起業家のマインドが大きく変わり、明確な中長期ビジョンを立て、組織の成長を促すことについて、再現性ある形での支援を実施してきている。初期のOBOGは10年以上社会的事業を継続している者がほとんどで、多様な分野の先行事例との接続が可能である。すでに複数のOBOG（5団体、9事業）が休眠預金事業に取り組んでおり、当団体の支援手法は、将来的な実行団体の育成につながると思われる。	
(2) 支援実績と成果	780/800字
2008年から16年にわたり、年間3～6名の起業家の育成を行い、累計63名の社会起業家を輩出している。 第1期の佐藤真琴（現代表現室／株式会社peer）は、がん患者向けの低価格ウィッグの開発、専門美容院を展開し、2010年経済産業省ソーシャルビジネス55選掲載、2012年日本商工会議所女性起業家大賞特別賞、2013年内閣府女性のチャレンジ賞を受賞。2024年にがん患者同士の匿名SNS「Speak」を創業。 第3期の バイアウト。 第12期の	
このような活動の中で、OBOGが次世代の社会起業家を支えるコミュニティとして成長し、15期の運営からは、OBOGが理事となり当団体の活動を支えるようになってきている。OBOGが互いに助言を送り合う、ギャザリングデイを開催し、社会起業家同士のネットワークを育み続けている。その結果、次世代の公益活動を支える仕組みづくりとして、岐阜地域において一部のOBOGが連携しコミュニティ財団の設立について検討されるという変化が生まれており、地域づくりを支えるネットワークとして成長している。	
(3) 支援ノウハウ	389/400字
社会的事業を行ってきた社会起業家やコンサルタント（メンター）による起業家の現状の分析とメンタリング、コーディネーターによる伴走支援が当団体の確たる支援手法である。メンターは、衰退する観光地の地域づくりを行う起業家や、法律や制度の変更も含めた福祉のあり方を変えてきた起業家、社会的事業の専門的な支援者であるコンサルタントが務め、既に10年以上社会的事業に取り組んできたOBOGもメンターに加わる体制となっている。2日間の集合研修にて、徹底的なメンタリングを行い、中長期戦略やチームビルディングについて、じっくりと向き合っていく。コーディネーターは、起業支援機関の職員や、広告代理店職員、OBOG等が務め、週1回程度のミーティングを行い、起業家からの相談を受け、壁打ち相手となり、進捗管理を行ってきている。起業家のテーマにより、近しいテーマの先輩起業家に繋ぐ支援も行っている。	

(4) 実施体制	297/400字
事業監督責任者：理事奥田順之：事業計画および予算を策定し、理事会に諮り、内容を決定する。計画に基づき事務局の事業執行を監督する。 事業執行責任者：：本事業の執行に関して、あらゆる連絡調整業務・事務作業を実施する。 事業事務局：新規雇用者：上連携し、事業執行にかかわる事務作業を実施する。 会計担当者：本事業の会計業務に関して担当する 評価責任者：理事北村隆幸：本事業の評価会議を実施に責任を持ち、事業の改善と学びの集約を行う。 評価支援者：：評価会議のファシリテーション・議事録作成を行い、適切な評価活動を支援する。評価活動に伴う調査を支援する。	
(5) コンソーシアム利用有無	なし

(6)従事者の当該分野における専門性・実績等（3名）		
氏名	役割・役職	実績・資格等

(7)ガバナンス・コンプライアンス体制	273/400字
定款の定めに従い、総会、理事会を開催し、意思決定を行っている。社員を広く募集し、関係者とのエンゲージメントに努めている。監事を設置し、内部監査を行い、理事会・総会にて報告している。監査の際は、監事から、事業および会計に関する意見をいただき、その意見に基づいて、理事会にて改善の方法を検討している。外部監査は行っていない。コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当理事、コンプライアンス担当職員を置き、監事、外部有識者を含めた、コンプライアンス委員会を設置している。各種規程類は理事会にて決議して、日常的な事務は、規程に沿って運用している。	



東海地域の若手社会起業家の育成と エコシステム形成事業 事前評価結果について

一般社団法人 東海若手起業塾実行委員会 理事 奥田順之

■事前評価概要



- 評価目的
 - 本評価は、「東海地域の若手社会起業家の育成とエコシステム形成事業」に関して、事業の必要性、妥当性を判断し、事業計画（案）の内容をブラッシュアップする事を目的に実施した。
- 評価主体
 - 本事業提案に関わる、当法人理事4名、職員1名（事務局長）の参加を得て実施した
- 実施方法
 - 支援プログラム案について、事業計画案、収支計画案、ロジックモデル案等の資料を元に、各項目について、口頭もしくは書面にて意見を述べる形で評価を行った。
 - 支援プログラムのブラッシュアップを行った上で、事業期間内での評価計画を作成した。
- 事前評価項目
 - 支援対象団体の想定の妥当性
 - 支援団体が抱える組織上・活動上の課題の想定の妥当性
 - 事業目標の妥当性
 - 事業設計の妥当性（活動内容からアウトカムまでの論理的な整合性の確認）
- 評価計画
 - 別紙のとおり、作成した。

■ 支援対象団体の想定の妥当性

- 事業計画案内の支援対象団体の想定
 - 事業計画案内では、支援対象団体として「シード期・アーリー期にある東海地域の若手社会起業家」としている。
- 妥当性についての意見
 - 民間公益活動を活発化させる上で、対象となる団体を大きく分類すると以下の通りとなる
 - ①事業規模が小さくビジネス化を目指す志向の弱い市民活動系の団体
 - ②経済的持続性を高めながら、ソーシャルインパクトの増大を目指すソーシャルビジネス系の団体
 - ③経済的価値の最大化を前提として、その中で社会への価値を想像する、スタートアップ系の団体
 - ③の団体に比べ、②の団体は、地域に根ざした個別の課題の解決を目指す傾向があるが、そのため、市場化が難しい領域でもある。スタートアップ系の支援組織はそれなりに増えてきており、行政の支援も多くなっているが、②については、現状では支援が十分ではない。
 - この中で、ソーシャルインパクトの増大という側面からは、②もしくは③の団体がより優位性を持つと考えられるが、現状の支援機関のフォローが弱いと考える②のソーシャルビジネス系の団体を支援対象団体とすることは、地域課題の解決という意味で、合理性があると考えられる。
 - 当団体では、これまでも、シード期・アーリー期の団体の支援を行ってきているが、実際に事業が軌道に乗り、休眠預金を含めた各種財源を使えるようになるまでには、支援期間後、数年を要している。本事業においても、支援期間終了後数年の熟成期間を経てから、実行団体に申請できるというくらいのスパンを見ても必要があるだろう。
 - シード期・アーリー期とあるが、ソーシャルインパクトの増大という観点からすれば、事業継承後の二次操業や、安定的に事業活動を行っている起業が新たにソーシャルビジネスに取り組む場合についても支援の対象とすべきではないか。そうした団体が、今後の休眠預金の活動団体になっていく、休眠預金の資金を呼び水に新たな投資を受けるということも十分に考えられるし、組織基盤がある程度の強さがあれば、本事業での支援を経てすぐに実行団体となることも可能と考えられる。

■支援団体が抱える組織上・活動上の課題の想定の妥当性

- 支援対象団体が抱える組織上・活動上の課題の想定
 - 事業計画案内では、支援対象団体の課題として「①不十分な当事者理解、②中長期計画が策定できない（持続的に成長可能なビジネスモデルが構築できない）、③チームビルディング、④事業の評価体制の未整備の4点」を挙げている。
- 妥当性についての意見
 - 上記想定は、当団体の16年間行ってきた若手社会起業家への支援プログラムの中で、若手社会起業家に共通して見られる課題であるという認識は、団体内では実感として共有されている。
 - ②のビジネスモデルが構築できないという部分は、①の不十分な当事者（関係者含む）理解に端を発する。当事者や関係者のニーズが理解できていないから、誰のどんな困りごとに応えるのかも、お金をどう回すのかも見えてこない。①については、選考段階で、当事者が誰か？という設定がしっかりしている起業家を選ばないと、そもそもプログラムを有効活用できない可能性があるため、注意が必要である。
 - 一方で、これまでの当団体の活動の中で、若手社会起業家に対するアンケート調査やヒアリング調査等を元にした本格的なレビューは行われていないことは、妥当性を評価する上でも課題であると言える。しかし、調査をするにしても、OBOG起業家に改めて数年～10年以上前のプログラム参加時点での課題を聞いたとしても、記憶があいまいになっており、プログラム参加当時の本質的な課題を把握する事が難しいという点には留意が必要である。
 - 本申請事業とは別に、2024年度も若手社会起業家に対する募集を行うことから、その応募者に対してヒアリングを実施し、支援対象団体と類似属性・類似ステージの若手社会起業家の課題を分析し、その結果を元に、支援対象団体の抱える課題の想定についても修正し、全体のプログラムの修正に活かすことが良いのではないか。
 - 採択後、2024年9-10月頃を目途に、ヒアリングを行い、再度、課題の分析を行うこととしたい。

■事業目標の妥当性（１）

- 事業目標

- 事業計画案内では、支援対象団体の課題として「①明確な中長期計画が作成されており、納得度の高いプレゼンテーションが可能になっている（10/12団体）②事業を推進できる組織・事業基盤・ネットワークが整備されている（8/12団体）」を挙げている。

- 妥当性についての意見

- 事業目標は、あくまで、支援対象団体の変化に注目した設定になっている。将来的な実行団体の担い手を育成するという休眠預金事業の観点からは理解できるが、エコシステム形成という側面については事業名に掲げるテーマであるにも関わらず、事業目標に明確に定義しなくてよいのか？
- エコシステムという部分は、事業を推進できるネットワークの部分に当たるだろう。目標設定においては、その指標をどのように設定するかという点と合わせて検討しなければならないが、エコシステム形成に関しては、成果指標と成果目標を設定しにくい部分と言える。ネットワークについては、ギャザリングデイの開催や、先行事例視察など具体的な内容が入っており、また、SIB、ゼブラ企業といった文脈の各種関係機関の巻き込みも含まれていることから、全体の事業目標という事では、事業を推進できるネットワークが整備されているという設定でもよいのではないか。
- いずれの目標も、解釈の幅の大きい言い回しになっているのは気になる点。納得度の高いプレゼンとは、聴衆の何割が、どう感じるプレゼンなのか？事業推進に対しては、結果として協力者が現れることが重要なのであるから、聴衆の多くが納得しても、協力者が現れない状態では意味がない。納得できるという部分については、納得できるという主観的な表現ではなく、セオリーやロジックが明確であり、検証されたものであるかどうかという点の方が重要なのではないか？適切な評価を受けて、ブラッシュアップされているかどうかという点に注目すべきだろう。

■事業目標の妥当性（２）

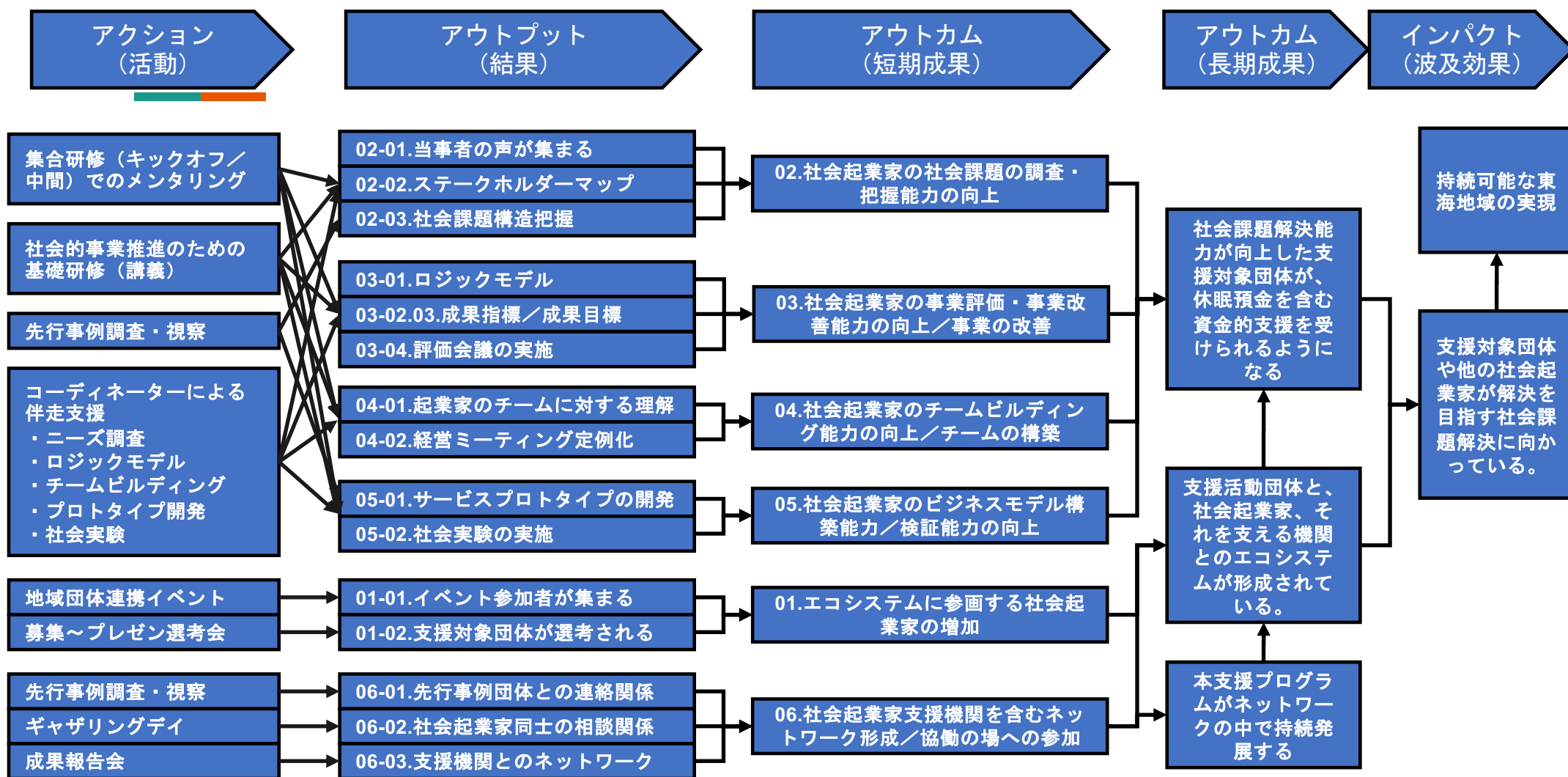
- 妥当性についての意見

- 事業目標として、様々な作成物を挙げているが、それ自体確かに作成することは有意義であるし、事業計画、もしくは、社会を変えていく為に、周囲を巻き込んで事業を進めていくための計画（いわば社会を変える計画）を周囲に理解してもらい、仲間を募る上では必要だろう
- しかし、『作ること』に注目しすぎて、起業家自身の社会課題への理解・分析が伴わない状態で、無理に作る事にならないかという点を危惧している。本質的な目的は、起業家自身が社会課題への理解、当事者への理解を深め、その中から、適切な社会を変えていく戦略（セオリーオブチェンジ）を見出していくことが重要である。フレームワークに縛られて、理解していないのに、無理やりフレームワークにあてはめるような事にならないようにしなければならない。
- 実際に応募してくる若手社会起業家が、果たして、支援期間内にこれらの目標を達成できる段階にあるかはわからない。つまり、プロトタイプ開発や社会実験まで行けない段階の起業家も少なくないのではないか。一方でこれまで当団体が実施してきた支援プログラムの選考でも、そうしたより手前の段階の社会起業家への支援が手薄になっている。このレベルに達してなければ支援しないというような足きりを行うことが、中長期的な成果を逆に毀損する可能性もある。支援が足りていない団体の社会起業家にこそ支援をしなければならないし、その段階の社会起業家こそ、ある程度育つ場がなければ枯れてしまう。今回設定している目標とは矛盾するかもしれないが、より手前の段階の社会起業家についても支援することで、5年後、10年後の担い手を育てることになるのではないかと考えている。

■事業設計の妥当性

- 事業設計
 - 現在のロジックモデルは次ページの通り
- 妥当性についての意見
 - 本事業では、支援対象団体である社会起業家が取り組む社会課題が解決に向かうことで、持続可能な東海地域を作っていくということが本質的な目的であり、長期成果、波及効果については違和感はない。
 - 敢えて言うなら、支援対象団体の、社会課題解決能力が向上し、ガバナンス・コンプライアンスの高い団体として成長したときに、資金面で休眠預金事業の資金がそうした団体に入り、社会課題解決を後押しできるようになるという要素が入っていないため、その部分は長期成果として記入してもいいのではないかと（追記した）
 - 短期成果の02-05は、全て支援対象団体（支援対象となる社会起業家）の社会課題解決能力や組織運営能力の向上の部分にあたるが、この4要素は中核的な要素であると思うが、その他にも多様な課題があると考えられる。個別の課題は、この4要素だけに集約されるわけではないという事を意識して、実際の支援プログラムが、ロジックモデルの枠組みに引っ張られすぎないようにしなければならない。目の前の支援対象団体の課題にしっかりと寄り添うことが重要である。このロジックモデルはあくまでも仮説であり、実際の状況から再評価を受けて修正する前提の物であることを忘れてはいけない。
 - この結果を得るための、この活動という事を考えると、インプットの量が適切かを再度検証した方が良い。コーディネーターの負担が大きいのだろうから、その人材確保がどの程度できるのか？OB OG起業家やその周囲の支援者を含めて、起業家への伴走支援を充実して実施できる体制づくりが必要である。

■本支援プログラムのロジックモデル



事業期間		2024/08/01	～	2027/03/31	
活動支援団体	事業名	東海地域の若手社会起業家の育成とエコシステム形成事業			
	団体名	一般社団法人 東海若手起業塾実行委員会			

		助成金
事業費		33,318,000
	直接事業費	29,958,000
	管理的経費	3,360,000
評価関連経費		935,000
合計		34,253,000

1. 事業費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
事業費 (A)	4,890,000	14,314,000	14,114,000	0	33,318,000
直接事業費	4,050,000	13,054,000	12,854,000	0	29,958,000
管理の経費	840,000	1,260,000	1,260,000	0	3,360,000

2. 評価関連経費

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
評価関連経費 (B)	319,000	143,000	473,000	0	935,000

3. 合計

[円]

	2024年度	2025年度	2026年度	—	合計
助成金計(A+B)	5,209,000	14,457,000	14,587,000	0	34,253,000

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	一般社団法人東海若手起業塾実行委員会		
郵便番号	500-8225		
都道府県	岐阜県		
市区町村	岐阜市岩地		
番地等	2丁目4番3号		
電話番号	050-3738-6013		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.tokai-entre.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)		
設立年月日	2008年4月1日		
法人格取得年月日	2019年4月19日		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	サトウマコト
	氏名	佐藤真琴
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	5
理事・取締役数 [人]	4
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	5
常勤職員・従業員数 [人]	1
有給 [人]	1
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
事務局体制の備考	雇用契約1名、業務委託契約4名

(5)会員

団体会員数〔団体数〕	5
団体正会員〔団体数〕	5
団体その他会員〔団体数〕	0
個人会員・ボランティア数	12
ボランティア人数(前年度実績)〔人〕	0
個人正会員〔人〕	12
個人その他会員〔人〕	0

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	行っている
----------------	-------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数〔件〕	0
申請前年度の助成総額〔円〕	0
助成した事業の実績内容	※設立以来、伴走支援による非資金的支援を行ってきているため、助成事業（資金的支援）の実績はない。

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	経済産業省令和5年度「未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業費補助金」（事務局受託：TOPPAN株式会社）により実施された、AKATSUKIプロジェクトにて、ソーシャルイノベーター育成を目指す「Co-Do（コドー）」を実施。補助額約1600万円。

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

●記載例（番号1～3）は削除のつぎ番号より入力してください。

●名簿には登録簿上の「役員に関する事項」に記載されている方すべてを入力してください。NPO法人の場合は、代表理事、理事、監事をすべて記載してください。

●氏名欄に記入する氏名は戸籍上の氏名で入力してください。☒

●備考欄には他の団体等との兼職関係（兼職先名称、兼職先での役割等）を記載してください。☒

●提出の際はPDF等に変換せずExcel形式のまま提出してください。要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合があります。☒

- ・入力確認欄に「check!」が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
- ・役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
- ・氏名カナ欄は「半角」で入力、姓と名の間も半角で1マス空けてください。
- ・氏名漢字欄は「全角」で入力、姓と名の間も全角で1マス空けてください。
- ・外国人の場合は、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読み、氏名漢字欄にはアルファベット（全角）を入力してください。
- ・生年月日欄は、大正は T、昭和は S、平成は H を半角で入力し、年欄は数字2桁半角としてください。なお、明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までとなります。
- ・性別欄には「半角」で男性は M、女性は F で入力してください。

[illegible]

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	東海地域の若手社会起業家の育成とエコシステム形成事業
団体名:	一般社団法人東海若手起業塾実行委員会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html

◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所をチェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		記入完了	記入完了	記入完了	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款		第12条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第13条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第13条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第13条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第13条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第16条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第17条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		社団法人のため提出しない			
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款		第20条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款		第20条
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	理事会規程		第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	理事会規程		第3条
(3)招集理由		公募申請時に提出	理事会規程		第3条
(4)招集手続		公募申請時に提出	理事会規程		第3条
(5)決議事項		公募申請時に提出	理事会規程		第2条
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	理事会規程		第5条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	理事会規程		第6条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程		第5条
● 理事の職務権					
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事職務権限規程		第2章
● 監事の監査に関する規程					
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程		第1章～第5章
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程					
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程		第2条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程		第4条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第3条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(6)ハラスメントの防止		公募申請時に提出	ハラスメントの防止に関する規程	第1条、第2条、第3条
(7)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(8)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定・監督又は活動支援団体が支援対象団体を選定・監督するに当たり、団体間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第5条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報(ヘルプライン)規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第6条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	第4条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第4条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第3条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	別表
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第9条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第19条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第10条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第19条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第15条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第29条

一般社団法人東海若手起業塾実行委員会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、東海地域の次世代を担う若手起業家を支援することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 起業家を支援する事業
- (2) 起業を周知し、啓蒙する事業
- (3) 起業家育成の土壌を整備する事業
- (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 3 社員は社員総会において定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当

法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。
- (6) 2年以上会費を滞納したとき。

(社員名簿)

第9条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第10条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第11条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、その総会において、出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において出席した社員の中から選任された議事録署名人2名以上が署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(理事の資格)

第19条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

2 社員が法人の場合は当該法人関係者の中から理事を選任する。ただし、一法人につき最大1名とする。

3 前各項の規定は、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

(役員の選任)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の

合計数は、3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

3 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係

にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事若しくは監事が欠けた場合又は第18条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員の報酬等)

- 第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

- 第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

- 第27条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事が出席している理事の中から指名する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第36条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第38条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によつて解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第42条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2020年3月31日までとする。

(設立時の理事及び監事)

第43条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	北 村 隆 幸
設立時理事	山 内 幸 治
設立時理事	南 田 修 司
設立時理事	白 上 昌 子
設立時理事	毛 受 芳 高
設立時監事	村 田 元 夫

(設立時の代表理事)

第44条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時代表理事 毛 受 芳 高

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

愛知県名古屋市熱田区沢下町 8 番 5 号

設立時社員 特定非営利活動法人アスクネット

岐阜県岐阜市吉野町六丁目 2 番地ブラザービル 2 階

設立時社員 特定非営利活動法人G-net

東京都渋谷区神南一丁目 5 番 7 号APPLEOHMI ビル 4 階

設立時社員 特定非営利活動法人エティック

愛知県名古屋市熱田区沢下町 8 番 5 号

設立時社員 一般社団法人アスバシ

設立時社員 北村 隆 幸

(設立時の主たる事務所所在場所)

第 4 6 条 当法人の設立時の主たる事務所所在場所は、次のとおりとする。

愛知県名古屋市熱田区沢下町 8 番 5 号

愛知私学会館東館 一般社団法人アスバシ内

(法令の準拠)

第 4 7 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会設立のため、設立時社員特定非営利活動法人アスクネット外 4 名の定款作成代理人福與暁夫は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成 3 1 年 3 月 1 0 日

設立時社員 特定非営利活動法人アスクネット 理事 白上昌子

設立時社員 特定非営利活動法人G-net 理事 南田修司

設立時社員 特定非営利活動法人エティック 理事 宮城治男

設立時社員 一般社団法人アスバシ 代表理事 毛受芳高

設立時社員 北村隆幸

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 福 與 暁 夫

コンプライアンス規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会（以下「この法人」という。）の倫理規程の理念に則り、この法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

第2条（基本方針）

この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

第3条（組織）

この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス委員会
- (3) コンプライアンス担当職員

第4条（コンプライアンス担当理事）

コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2. コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3. コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

第5条（コンプライアンス委員会）

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、監事（1名）及びコンプライアンス担当職員（1名）、外部有識者（1名）を委員として構成する。

- （1） コンプライアンス施策の検討及び実施
- （2） コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- （3） コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- （4） コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- （5） コンプライアンス違反事件に関する情報公開
- （6） その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

第6条（コンプライアンス委員会の開催）

コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年3月に開催する。

2. 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

第7条（報告、連絡及び相談ルート）

役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事もしくはコンプライアンス担当職員に報告する。コンプライアンス担当職員は報告があった場合は速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

2. コンプライアンス担当理事は、前項の報告で、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちに事実関係の調査を行い、原因究明をし、対応方針を検討し関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する。

第8条（懲戒等）

職員が第7条第1項から第2項に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処する。

2. 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3. 前項の懲戒処分は、理事会が決議し、理事長がこれを行う。

第9条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和6年3月28日から施行する。（令和6年3月28日日理事会決議）

組 織

コンプライアンス担当理事	北村隆幸
監事	村田元夫
コンプライアンス担当職員	

ハラスメントの防止に関する規程

第 1 章 総 則

第1条（目 的）

この規程は、職場におけるセクシュアルハラスメント（以下「セクハラ」とする。）、パワーハラスメント（以下「パワハラ」とする。）を防止するためにすべての職員等が遵守すべき事項、及びハラスメントに起因する問題に関する雇用管理上の措置等を定めることにより、良好な職場環境を維持し、職員等が有する能力の発揮を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、すべての職員等に適用する。

第3条（職員等の責務）

全ての職員等は、ハラスメントがもたらす影響の重大さを深く認識し、ハラスメントをしないよう各人がその言動や行動に十分注意するとともにハラスメントの被害を防止し、職場の構成員として良好な職場環境の維持及び確立に努めなければならない。

（2） 職員等は、他の職員等がハラスメントになり得る行為をし、又はしようとしていることを目撃及び認知したときは、ハラスメント相談窓口に積極的に相談するよう努めなければならない。

（3） 職員等は、ハラスメント行為の被害者に対して、ハラスメント相談窓口被害の申し出をして相談することを勧め、その際には被害のあったことの証人となる用意がある旨を伝える等、ハラスメントを排除するための協力を申し出なければならない。

（4） 職員等は、ハラスメント行為に関する噂を流したり、ハラスメント行為者に対し個人的な制裁を加えたりしてはならない。

第4条（ハラスメントの被害者）

ハラスメントの被害を受けた職員等は、可能な範囲で、次の各号掲げる対応をすることとする。

1. 被害を我慢せず、躊躇なくハラスメント相談窓口相談すること。
2. ハラスメント行為者に対し不快感を表明し、中止するように要請すること。それでもなおハラスメントが継続するときはハラスメント相談窓口被害の申し出をすること。
3. ハラスメント行為のあった日時、目撃者、その内容及びハラスメントに対して感じたこと、ハラスメント行為者に対して言ったこと、ハラスメントに対して行った対応等について記録を残すこと。

第5条（禁止行為）

すべての職員等は、他の職員等を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序及び協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の各号に掲げる行為をしてはならない。

1. 1. セクハラに関する禁止行為

- a. 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- b. わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- c. 性的な噂の流布
- d. 不必要な身体への接触
- e. 社内外においてつけ回す等の行為
- f. 性的な言動により、他の職員等の就業意欲を低下し、能力の発揮を阻害する行為
- g. 性的な脅迫や侮辱行為
- h. 交際・性的関係の強要
- i. 性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員等に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- j. その他、相手方及び他の職員等に不快感を与える性的な言動

2. パワハラに関する禁止行為

- a. 暴行・傷害等身体的な攻撃
- b. 脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言等精神的な攻撃
- c. 隔離・仲間外し・無視等人間関係からの切り離し行為
- d. 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- e. 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えない等の行為

- f. 人事考課及び処分等による脅迫行為
- g. 私的なことへの過度に立ち入り行為
- h. その他前各号に準ずる行為

第6条（懲戒） 前条第1項に定める禁止行為に該当する事実が認められた場合は、戒告、譴責、減給、出勤停止及び降職・降格処分を行う。

（2） 前条第1項に定める禁止行為に該当する事実が認められ、かつその行為によって他の職員等を著しく傷つけた場合は、懲戒解雇又は諭旨退職とする。

（3） 第1項において、前条第1項に定める禁止行為が繰り返し行われた場合、一回であっても悪質であると判断された場合、及び数回にわたり抗議を受けもしくはこれにより懲戒処分を受けたにもかかわらず改善の見込みがないと認められた場合は懲戒解雇とする。

（4） 職員等が前各項に該当するような懲戒事由に該当する場合でも、行為の態様、その他の情状を酌量し、又は改悛の情が明らかであると認められたときは、対応する懲戒よりも軽い処分を与えもしくは懲戒を停止又は復元する場合がある。

第7条（相談及び苦情への対応）

ハラスメントに関する相談及び苦情処理の相談窓口は、内部通報（ヘルプライン）規程による。

（2） ハラスメントの被害者に限らず、すべての職員等はハラスメントに関する相談及び苦情を申し出ることができる。

（3） ハラスメントに関する相談は、放置すれば就業環境を害する恐れがある場合や、回数を重ねれば就業環境を害する恐れが生じる場合があるものも含む。

（4） セクハラに関する相談には、性別役割分担意識に基づく言動が原因や背景となってセクハラが生じる恐れがある場合も対象に含まれるものとする。

（5） パワハラに関する相談は、教育・指導の延長として行われ、パワハラが生じる恐れがある場合にも対象に含まれるものとする。

第8条（事実関係等の確認）

ハラスメントの相談を受けた後の事実関係等については、内部通報（ヘルプライン）規程による。

第 9 条（事実関係確認後の対応）

事実関係確認後の対応等については、内部通報（ヘルプライン）規程 による。

第 1 0 条（事後対応）

この法人は、ハラスメントの内容や状況に応じ、被害者及び加害者の関係改善に向けて の援助、被害者と加害者を引き離すための配置転換、及び加害者の謝罪などの措置その他 被害者の労働条件及び就業環境を改善するための措置を講ずるものとする。

第 1 1 条（不利益取り扱いの禁止）

職員等は、ハラスメントの拒否、苦情の申し出、当該苦情にかかる調査への協力及びその他ハラスメントに対する正当な対応をしたことにより、不利益な取り扱いを受けること はない。

第 1 2 条（プライバシーの保護） ハラスメントに関する相談等を担当する相談員、その他相談に関係する者は、関係者の プライバシーを保護しなければならない。

第 1 3 条（根拠のない誹謗中傷等への懲戒）

根拠のない誹謗中傷等を行った場合、情報漏えいした場合等の懲戒については、内部通報（ヘルプライン）による。

第 1 4 条（再発防止の義務等）

総務部長は、ハラスメントの事案が生じたときは、周知の再徹底及び研修の実施、事案 発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。（令和 6 年 3 月 28 日理事会決議）

リスク管理規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会（以下「この法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及びこの法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）に適用されるものとする。

（定義）

第3条 この規程において「リスク」とは、この法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は不利益を生じさせるすべての可能性をいい、「具体的リスク」とは、不祥事の発生、この法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

第2章 役職員の責務

（基本的責務）

第4条 役職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款、規程等、この法人の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

（具体的リスクの回避等の措置）

第5条 役職員は、その職務を遂行するに際し、具体的リスクの発生を積極的に予見し、その内容及び程度を適切に評価するとともに、この法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置（以下「回避等措置」という。）を事前に講じなければならない。

2 役職員は、他の役職員に対し、業務に関する指示を仰ぐ場合又は意見を求める場合には、当該業務において予見される具体的リスクを自発的に明らかにするとともに、当該具体的リスクに係る回避等措置について具申しなければならない。

（具体的リスク発生時の対応）

第6条 役職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じるこの法人の物理

的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において役職員は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無も検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講ずる。

2 職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関連する事業部長及び事務局長に必要な報告をするとともに、その後の処理については事業部長及び事務局長と協議を行い、上位者の指示に従う。

3 役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに関連する事業部長及び事務局長に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について代表理事と協議を行い、適切にこれを処理する。

4 前各項の規定にかかわらず、役職員は、具体的リスクの認識の端緒がヘルプラインである場合には、当該具体的リスクに対する対応については、内部通報（ヘルプライン）規程に基づく対応を優先する。

（具体的リスクの処理後の報告）

第7条 役職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、代表理事に報告しなければならない。

（クレームなどへの対応）

第8条 職員は、顧客その他の利害関係者からクレーム、異議等を受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることに鑑み、直ちに事務局長に報告し、指示を受ける。

2 前項の報告を受けた事務局長は、クレーム、異議等の重要度を判断し、代表理事と協議の上、適切に対応しなければならない。

（対外文書の作成）

第9条 役職員は、この法人の外部に発信する文書（以下「対外文書」という。）の作成に当たっては常にリスク管理を意識し、その内容が具体的リスクの発生を招くものでないことを確認しなければならない。

2 職員は、対外文書の作成に当たり、上位者の指示に従わなければならない。

（守秘義務）

第10条 役職員は、この規程に基づくリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案又は実施する過程において取得したこの法人及びこの法人の関係者に関する情報に関して、秘密を保持しなければならない。第1条の目的に照らし、正当な理由がある場合を除き、この法人の

内外を問わず開示し、又は漏えいしてはならない。

第3章 緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第11条 この法人は、次条の規定に定める緊急事態が発生した場合、代表理事をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第12条 この規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、この法人、この法人の事業所、又は役職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、この法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

(1) 自然災害

地震、風水害等の災害

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

② この法人の活動に起因する重大な事故

③ 役職員に係る重大な人身事故

(3) インフルエンザ等の感染症

(4) 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃

② この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

③ 内部者による背任、横領等の不祥事

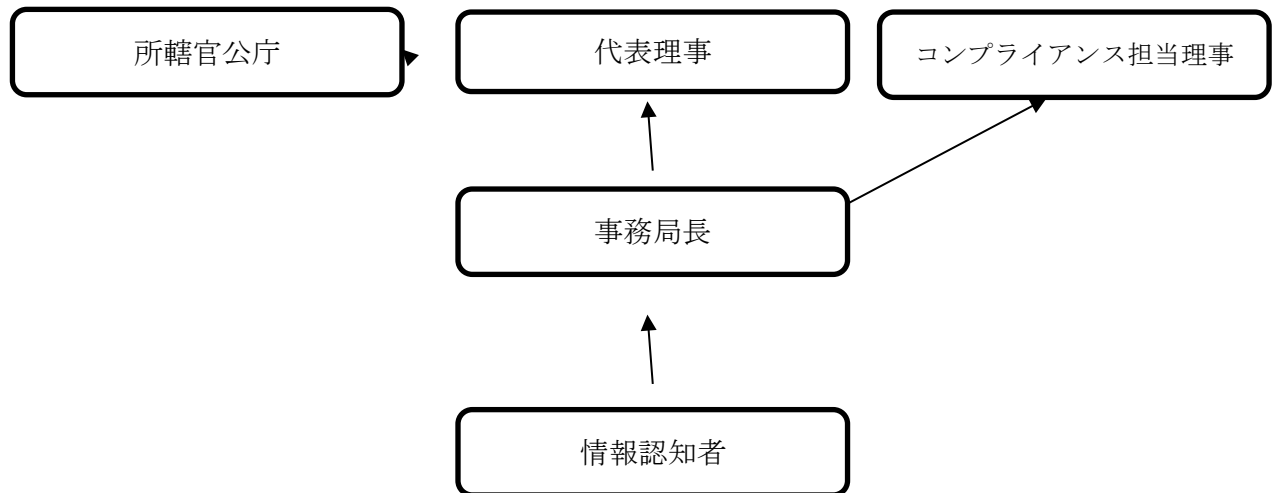
(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

(6) その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態

(緊急事態の通報)

第13条 緊急事態の発生を認知した役職員は、速やかに、次項に定めるところにより通報を行わなければならない。

2 緊急事態が発生した場合の通報（以下「緊急事態通報」という。）は、原則として以下の経路によって行うものとする。



3 緊急事態通報に当たっては、迅速性を最優先し、口頭又は電話で行う。また、前項の経路における直接の通報先が不在の場合は、当該通報先の次の通報先へ通報するものとする。

また、緊急性が極めて高い場合には、前項の経路における直接の通報先のみならず、その先の通報先まで同時に通報する等、臨機の措置をとることを要する。

4 第2項に定める経路による通報のほか、必要があるときは、関係部署にも速やかに通報するものとする。

5 通報に係る情報の正確性に確証がない場合であっても、その旨を伝えた上で、適時に通報する

ものとし、その確証を得ることを待たないものとする。

(情報管理)

第14条 緊急事態通報を受けた事務局長は、情報管理上必要な措置等につき適切な指示を行う。

(緊急事態の発生時における対応の基本方針)

第15条 緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲げる基本方針に従い、対応するものとする。ただし、次条の規定により緊急事態対策室（以下「対策室」という。）が設置される場合、当該部署は、対策室の指示に従い、対策室と協力して対応するものとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ① 役職員・顧客の生命及び身体の安全を最優先とする。
- ② 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
- ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・ 事故の再発防止を図る。

② この法人の活動に起因する重大な事故

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・ 事故の再発防止を図る。

③ 役職員に係る重大な人身事故

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・ 事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ等の感染症

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
- ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・ 集団感染の予防を図る。

(4) 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫その他の外部からの不法な攻撃

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・ 不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。

- ・再発防止を図る。

② この法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

- ・この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・再発防止を図る。

③ 内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事

- ・この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

- ・被害状況（機密情報漏えいの有無、この法人外への被害拡大や影響の有無）の把握
- ・被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(6) その他経営上の事象

この法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

（緊急事態対策室）

第16条 緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合、代表理事は、必要に応じて緊急事態対策室（以下、対策室）を設置するものとする。

（対策室の構成）

第17条 代表理事は、対策室を設置する。

2 対策室は、代表理事を室長とし、その他事務局長、ペット防災事業部長等、代表理事が必要と認める人員で構成される。

（対策室会議の開催）

第18条 室長は、必要と認めるときは、対策室会議を招集し、招集後直ちに出席可能な者の出席により開催する。

（対策室の実施事項）

第19条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、確認及び分析
- (2) 初期対応の決定及び指示
- (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
- (4) 対外広報又は対外連絡の内容、時期、窓口及び方法の決定

- (5) この法人の内部での連絡の内容、時期及び方法の決定
- (6) 対策室から指示、連絡、又は命令ができないときの代替措置の決定
- (7) 対策実施上の役割分担等の決定、対策実施の指示及びその実施状況の確認
- (8) その他必要事項の決定

2 東海東南海地震、直下型地震又はそれに類する大規模自然災害が発生した場合又はその発生が予想される場合は、代表理事が別途定める「事業継続計画」に従うものとする。

(役職員への指示及び命令)

第20条 対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、役職員に対して一定の行動を指示又は命令することができる。

2 役職員は、対策室から指示又は命令が出されたときは、当該指示又は命令に従って行動しなければならない。

(報道機関への対応)

第21条 緊急事態に関して、報道機関からの取材の申入れがあった場合は、緊急事態の解決に支障を来たさない範囲において、取材に応じる。

2 報道機関への対応は、代表理事の職務とする。

(届 出)

第22条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、迅速に所管官公庁に届け出るものとする。

2 前項に規定する届出は、事務局長がこれを行う。

3 事務局長は、第1項に規定する届出の内容について、予め代表理事の承認を得なければならない。

(理事会への報告)

第23条 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲罰の有無及びあった場合はその内容
- (5) 今後の対策方針

(対策室の解散)

第24条 緊急事態が解決し、かつ対策の実施が完了したとき、対策室を解散する。

第4章 懲戒等

(懲戒)

第25条 次のいずれかに該当する者は、その情状により、懲戒処分に付す。

- (1) 具体的リスクの発生に意図的に関与した者
- (2) 具体的リスクが発生するおそれがあることを予知しながら、その予防策を意図的に講じなかった者
- (3) 具体的リスクの解決について、この法人の指示・命令に従わなかった者
- (4) 具体的リスクの予防、発生、解決等についての情報を、この法人の許可なく外部に漏らした者
- (5) その他、具体的リスクの予防、発生、解決等においてこの法人に不都合な行為を行った者

(懲戒の内容)

第26条 前条の懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条及び次条において同じ。）又は職員の情状により次のとおりとする。

- (1) 役員については、戒告に処することがある。ただし、自主申告による報酬減額を妨げない。
- (2) 職員については、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。

(懲戒処分の決定)

第27条 前条の懲戒処分は、理事会が決議し、代表理事がこれを行う。

第5章 雑則

(改廃)

第28条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和6年3月28日から施行する。（令和6年3月28日理事会決議）

監事監査規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

（基本理念）

第2条 監事は、この法人の機関として、理事との相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（職責）

第3条 監事は、理事の職務の執行又は職員の業務の遂行を監査する。

（理事等の協力）

第4条 理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

第2章 監査の実施

（監査の実施）

第5条 監事は、次に掲げる監査事項について、調査、閲覧、立会、報告の聴取等により監査を行うものとする。

1. 起案書その他の重要な文書
2. 重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担
3. 理事との利益相反にあたる取引
4. 財産の状況
5. 損益計算書、貸借対照表、財産目録などの財務諸表（以下「財務諸表等」という。）
6. その他法令、定款又はこの法人の規程に定める事項

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（会議への出席）

第6条 監事は、理事会に出席することができ、意見を述べることができる。

2 監事は、理事会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めることができる。

3 監事は、理事会及び以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 報告、意見陳述等

（理事会への報告等）

第7条 監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは各理事）に対し理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、理事に対し、業務の執行に当たり、この法人の業務の適正かつ合理的な運営のため、業務の運営又はこの法人の諸制度について、意見を述べることができる。

（差止請求）

第8条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

（理事等からの報告への対応）

第9条 監事は、理事又は職員から、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

（会計方針等に関する意見）

第10条 監事は、理事が会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法を変更する場合には、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監事は、会計方針又は計算書類及びその附属明細書の記載方法について疑義又は意見があるときは、理事に意見を述べなければならない。

第4章 監査報告

（財務諸表等の監査）

第11条 監事は、理事長から財務諸表等及び事業報告を受領し、これらの書類について監査する。

(監査報告)

第12条 監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する。

2 監事は前項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

第5章 雑則

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附 則

この規程は、令和6年3月28日から施行する。(令和6年3月28日理事会決議)

賃 金 規 程

第1章 総 則

第1条（適用範囲）

この規程は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会の、社員（有期雇用労働者を含む）の賃金および賞与について定めたものである。

第2条（賃金の構成）

賃金の構成は以下のとおりとする。

賃金	基準内賃金	基本給	
	基準外賃金	割増賃金	時間外勤務手当
			休日勤務手当
			深夜勤務手当

第3条（賃金計算期間および支払日）

- 賃金は、前月1日から起算し、前月末日を締め切りとした期間（以下、「賃金計算期間」という）について計算し、当月20日に支払う。ただし、当該支払日が休日の場合はその前日に支払うものとする。
- 前項の規定にかかわらず、以下の各号の一に該当するときは社員（第1号については、その遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。
 - 社員が死亡したとき
 - 社員が退職し、または解雇されたとき
 - 社員またはその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を被り、または社員の収入によって生計を維持している者が死亡したため臨時に費用を必要とするとき
 - 社員またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上帰郷するとき
 - 前各号のほか、やむを得ない事情があると会社が認めたとき

第4条（賃金の支払方法）

- 賃金は通貨で直接社員にその全額を支払う。
- 前項の規定にかかわらず、社員の同意を得た場合は、本人が指定する金融機関の口座への振り込みにより賃金を支給する。また、以下の各号に掲げるものについては賃金を支

払うときに控除する。

- a. 源泉所得税
- b. 住民税（市町村民税および都道府県民税）
- c. 雇用保険料
- d. 健康保険料（介護保険料を含む）
- e. 厚生年金保険料
- f. 会社の貸付金の当月返済分（本人の申し出による）
- g. その他必要と認められるもので社員代表と協定したもの

第5条（遅刻、早退または欠勤の賃金控除）

遅刻、早退または欠勤により、所定労働時間の全部または一部を休業した場合は、以下の計算式によりその休業した時間に応じる賃金は支給しない。

1. 賃金計算期間において、欠勤 10 日未満の場合
以下の賃金を給与より控除して支給する。

$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間（1 ヶ月平均所定労働日）}} \times \text{欠勤時間数（欠勤日数）}$
--

2. 賃金計算期間において、欠勤 10 日以上の場合
以下の賃金を日割り支給する。

$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働時間（1 ヶ月平均所定労働日）}} \times \text{出勤時間数（出勤日数）}$
--

第6条（中途入社または中途退職の賃金計算）

賃金計算期間の中途に入社または退職した者に対する当該計算期間における賃金は、以下の計算式により日割り支給するものとする。

$\frac{\text{基本給}}{1 \text{ ヶ月平均所定労働日数}} \times \text{出勤日数}$
--

第7条（休職期間中の賃金）

原則として、就業規則に規定する休職期間中は賃金を支給しない。ただし、会社が特に必要と認めた場合は基本給の 2 分の 1 を限度として支給することがある。

第8条（臨時休業中の賃金）

会社の都合により社員を臨時に休業させる場合には、休業 1 日につき平均賃金の 100 分の 60 に相当する休業手当を支給する。

第2章 基準内賃金

第9条（基本給）

基本給は月給制もしくは時給制とし、社員の学歴、能力、経験、技能および職務内容などを総合的に勘案して各人ごとに理事長が決定する。

第10条（給与改定）

- 給与改定は基本給を対象に毎年4月に社員各人の勤務成績を査定して決定し、次月から支給する。ただし、会社の業績によっては、その時期を延期もしくは見送ることがある。
- 以下の各号の一に該当する者については給与改定を保留することがある。
 - 昇給算定期間中の欠勤日数60日を超える者
 - 就業規則第30条により制裁処分を受けた者
 - 著しく技能が低い者、または勤務成績ならびに素行不良の者
 - 勤続6ヶ月未満の者
- 会社は必要に応じ臨時の給与改定を行なうことがある。

第11条（通勤手当）

通勤手当は以下の区分により支給する。ただし、非課税限度額を超過する場合には、その超過分については課税通勤費として支給する。

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①公共交通機関を利用する者 | 実費相当額（上限20,000円） |
| ②自家用車通勤の許可を受けた者 | 往復通勤キロ数×21日×単価（20円） |

第3章 基準外賃金

第12条（時間外・休日・深夜勤務手当）

- 所定労働時間を超え、かつ、法定労働時間を超えて労働した場合には、時間外勤務手当を、法定の休日に労働した場合には休日勤務手当を、深夜（午後10時から午前5時までの間）に労働した場合には深夜勤務手当を、それぞれ以下の計算により支給する。

時間外勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.25 \times \text{時間外労働時間数}$
休日勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 1.35 \times \text{休日勤務時間数}$
深夜勤務手当	$\frac{\text{算定基準賃金}}{\text{月平均所定労働時間}} \times 0.25 \times \text{深夜勤務時間数}$

- 算定基準賃金とは基準内賃金から手当と通勤手当を除いたものをいう。
- 所定労働時間を超え、かつ法定労働時間を超えて労働した時間、または休日に労働した時間が深夜に及ぶ場合は、時間外勤務手当または休日勤務手当と深夜勤務手当を合計した割増賃金を支給する。

この規定は、令和6年3月28日から施行する。（令和6年3月28日理事会決議）

経理規程

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会（以下「この法人」という。）における経理処理に関する基本を定めたものであり、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握し、この法人の健全かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、この法人の経理業務のすべてについて適用する。

（経理の原則）

第3条 この法人の経理は、法令、定款及びこの規程の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる一般社団法人の会計の慣行に準拠して処理されなければならない。

（会計年度）

第4条 この法人の会計年度は、定款の定めにより、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会計区分）

第5条 法令の要請等により必要とされる場合は会計区分を設けるものとする。

（経理責任者）

第6条 経理責任者は、事務局長とする。ただし、経理責任者に事故があるとき又は経理責任者が欠けたときは、代表理事が経理責任者の職務代行者を指名することができる。

2 経理事務の担当者は、経理責任者の指示に従って経理事務を処理するものとする。

（帳簿書類の保存・処分）

第7条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は次のとおりとする。

- (1) 財務諸表等（収支決算書を含む。） 永久
- (2) 会計帳簿及び会計伝票 10 年
- (3) 証憑書類 10 年
- (4) 収支予算書 5 年
- (5) その他の書類 5 年

2 前項の保存期間は、当該事業年度の決算が行われる総会の日から起算するものとする。

第2章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目の設定)

第8条 この法人の会計においては、財務及び会計のすべての状況を正確かつ迅速に把握するため必要な勘定科目を設ける。

(会計処理の原則)

第9条 会計処理を行うに当たっては、一般に公正妥当と認められる、一般社団法人の会計処理の原則に準拠して行わなければならない。

(会計帳簿)

第10条 会計帳簿は、次の掲げるとおりとする。

(1) 主要簿

(1) 仕訳帳

(2) 総勘定元帳

(2) 補助簿

(1) 現金出納帳

(2) 預金出納帳

(3) その他必要な勘定補助簿

(証憑)

第11条 証憑とは、取引の正当性を立証する書類をいい、次のものをいう。

(1) 請求書

(2) 領収書

(3) 証明書

(4) 検収書、納品書及び送り状

(5) 支払申請書

(6) 契約書、覚書その他の証書

(7) その他取引を裏付ける参考書類

(記帳)

第12条 仕訳帳及び総勘定元帳は、すべて証憑に基づいて記帳しなければならない。

2 補助簿は、証憑書類に基づいて記帳しなければならない。

(帳簿の更新)

第13条 帳簿は、原則として会計年度ごとに更新する。

第3章 収支予算

(収支予算書の目的)

第14条 収支予算書は、各事業年度の事業計画の内容を明確な計数をもって表示し、かつ、事業予算と実績との比較検討を通じて事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(収支予算書の作成)

第15条 経理責任者は、事業計画に基づき、活動予算書の案を作成し、毎事業年度開始の日の45日前までに代表理事に報告するものとする。

2 代表理事は、収支予算書を作成し、理事会の承認を得て総会の議案とし、総会にて承認を得て確定する。

(収支予算の執行)

第16条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算書の執行者は、代表理事とする。

(収支予算書の流用)

第17条 予算の執行にあたり、社会の動きに合わせて柔軟に活動を展開していくために、代表理事の判断により、勘定科目間および部門間において流用することができる。

2 各種助成金については、助成を行う団体等に提出する予算書に基づいて執行し、勘定科目間および部門間の流用については、助成を行う団体等の定める規則に基づいて行うものとする。

第4章 金 銭

(金銭の範囲)

第18条 この規程において金銭とは、現金及び預金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書をいう。

3 手形及びその他の有価証券は、金銭に準じて取扱うものとする。

(会計責任者)

第19条 金銭の出納及び保管については、その責に任じる会計責任者を置かなければならない。

2 会計責任者は、経理責任者が任命する。

(手許現金)

第20条 会計責任者は、日々の現金による支払いに充てるため、手許現金をおくことができる。

2 手許現金の額は、通常の所要額を勘案して、必要最少額にとどめるものとする。

3 金銭の出納に係る責任者は、現金について毎週の現金出納終了後、その在高と帳簿残高を照合しなければならない。

(金銭の過不足)

第21条 金銭に過不足が生じたときは、会計責任者は遅滞なく経理責任者に報告し、その処置については、経理責任者の指示を受けなければならない。

第5章 財 務

(借入金)

第22条 金銭の借入れを行う場合は、総会で決議された借入金最大限度額の範囲で、代表理事が行う。

第6章 契 約

(契約機関)

第23条 契約は、代表理事又はその委任を受けた者（以下「契約担当者」という。）でなければこれをすることができない。

2 代表理事が契約担当者に委任する場合には、委任の範囲を明確に定めなければならない。

(相見積もり)

第24条 契約担当者は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合には、複数の業者に対して相見積もりを行い、各業者に関する留意すべき事項を付して理事会に提出し、理事会の決裁を得なければならない。

(随意契約)

第25条 合理的な理由により、相見積もりを行うことが適当でない場合においては、随意契約によるものとする。

なお、随意契約によることができる合理的な理由とは、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が100万円を超えない場合
- (2) 契約の性質又は目的が相見積もりに適さない場合
- (3) 緊急の必要により相見積もりに付することができない場合
- (4) 相見積もりに付することが不利と認められる場合

- (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

(契約書の作成)

第26条 契約担当者は、契約者が決定したときは、契約書を作成するものとし、その契約書には契約の目的、契約金額、履行期限及に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約履行の場所
- (2) 契約代金の支払い又は受領の時期及び方法
- (3) かし担保責任
- (4) 契約に関する紛争の解決方法
- (5) その他必要な事項

2 前項の規定により契約書を作成する場合においては、代表理事は契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。

(契約書の作成を省略することができる場合)

第27条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 随意契約で契約金額が100万円を超えない契約をするとき

2 第1項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(定期的な契約内容の見直し)

第28条 物品等の購入について取引基本契約に基づき継続的な取引を行っている場合、定期的に契約内容の見直しを行うものとする。

第7章 決算

(決算の目的)

第29条 決算は、一定期間の会計記録を整理し、当該期間の収支を計算するとともに、その期末の財政状態を明らかにすることを目的とする。

(計算書類の作成)

第30条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに、次の計算書類を作成し理事会に提出しなければならない。

- (1) 財産目録

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

2 計算書類は理事会および総会の承認を得なければならない。

第8章 雑 則

(細 則)

第31条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が定める。

(改 廃)

第32条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和6年3月28日から施行する。(令和6年3月28日 理事会決議)

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会（以下「この法人」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に、総務部、広報部、財務経理部、起業支援部を置く。

2 各部の分掌は、別表の「業務の分掌」に定める。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事業部長
- (3) 専任職

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

- (1) 事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。
- (2) 事業部長は、事務局長の命を受けて、各部の業務を行う。
- (3) 各部の専任職は、部長の命を受けて、各部の業務に従事する。

2 事務局長が欠けるときは、代表理事がその職務を代行する。

3 事業部長が欠けるときは、事務局長がその職務を代行する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表理事が行う。

2 職員の職務は、代表理事が指定する。

第5章 事務処理

(事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各部の部長及び代表理事の決裁を受けて施行する。

(代理決裁)

第7条 代表理事又は事務局長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、決裁権者があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに決裁権者に報告しなければならない。

(規程外の対応)

第8条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改 廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和6年3月28日から施行する。（令和6年3月28日理事会決議）

部	分掌握事務
事務局長	予算案策定及び執行管理 事業計画案の策定及び進捗管理 内部規程の起案 総会・理事会運営
総務部	所轄庁への報告・登記関係の申請 労務管理 コンプライアンス及びリスク管理関係 内部通報窓口 会員（一般社団法人の社員）管理

	ステークホルダーとの対話の場づくり その他上記に関連する事項
広報部	広報、プロモーション その他上記に関連する事項
財務経理部	経理会計処理全般に関する事項 借入金に管理に関する事項
起業支援部	以下に掲げる事業の推進に関する事項 ● 起業家支援プログラムの運営事業 ● 起業家支援イベントの運営事業

報公開規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会（以下「この法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

（法人の責務）

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧又は謄写（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（情報公開の方法）

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報等管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備置く方法により、情報の公開を行うものとする。

（公告）

第5条 この法人は、法令及び定款の規定に従い、貸借対照表について、公告を行うものとする。
2 前項の公告については、定款第55条の方法によるものとする。

（公表）

第6条 この法人は、法令の規定に従い、理事及び監事に対する報酬等の支給の基準について、公表する。これを変更したときも、同様とする。
2 前項の公表については、役員の報酬並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備置きの方法によるものとする。

（書類の備置き等）

第7条 この法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。
2 この法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

（閲覧等の場所及び日時）

第8条 前条の規定に基づき閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、理事長の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、この法人の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、この法人の業務時間のうち、午前10時から午後4時までとする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第9条 第7条第2項に基づき別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。
- (2) 閲覧等申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。
- (3) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和6年3月28日から施行する。(令和6年3月28日理事会決議)

別表

対象書類等の名称	備置期間
1 定款	永久
2 事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類	7年間
3 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書、これらの附属明細書並びに財産目録	7年間
4 監査報告、理事及び監事の名簿、理事及び監事の職歴及び賞罰を記載した書類、役員の報酬等並びに費用に関する規程、運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類	7年間
5 総会議事録	7年間
6 理事会議事録	7年間
7 会計帳簿	7年間

様式 1

閲 覧 等 申 請 書

特定非営利活動法人人と動物の共生センター理

事長 奥田 順之 殿

申請月日 年 月

_____ 日申請者

申請者住所 〒

電話番号 _____

以下のとおり、 閲 覧 ・ 謄 写 を申請いたします（該当するものを○で囲んで下さい）。

なお私（申請者）は、下記の目的に従って閲覧等をした書類から得た情報を、当該目的に即して適正に使用するとともに、当該情報によってみだりに第三者の権利を侵害しないことを誓約いたします。

閲覧等の目的

閲覧等を求める書類（該当するものを○で囲んで下さい。）

1. 定款
2. 民間公益活動促進業務規程
3. 事業計画書・収支予算書・資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類
4. 事業報告・計算書類及び附属明細書・財産目録
5. 監査報告・会計監査報告
6. 役員等名簿
7. 役員の職歴及び賞罰を記載した書類
8. 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程
9. 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記した書類
10. 議事録（理事会・評議員会・専門家会議）
11. 会計帳簿

様式 2

閱覽等受付簿

[illegible]

内

部通報（ヘルプライン） 規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会（以下「この法人」という。）における、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、及びこの法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度（「ヘルプライン」と称する。）を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象者）

第2条 この規程は、この法人の役員及び職員・臨時雇用職員・契約社員・派遣従業員を含むすべての従業員（以下「役職員」という。）に対して適用する。

（通報等）

第3条 この法人又は役職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがある場合、役職員（この法人が行う事業に直接的又は間接的に関係する者を含む。）は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下「通報等」という。）をすることができる。

2 通報等を行った者（以下「通報者」という。）、通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員（以下、「通報者等」という。）は、この規程による保護の対象となる。

3 申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

（通報等の方法）

第4条 役職員は、次に定めるヘルプラインの窓口（以下「ヘルプライン窓口」という。）に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。各ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途役職員に通知する。

1. コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当理事（以下「コンプライアンス担当理事」という。）
2. コンプライアンス規程に定めるコンプライアンス担当職員（以下「コンプライアンス担当職員」という。）
3. 監事

2 契約又は就業規則その他の規程に定める守秘義務に関する規定は、この規程の定めに従って行われる通報等を妨げるものではない。

(ヘルプライン窓口での対応)

第5条 ヘルプライン窓口は、申告事項について受け付け、第7条の規定に従い、その対応を行うものとする。

- 2 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにしたうえ、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(公正公平な調査)

第6条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口の担当者は、通報等の内容（通報者の氏名その他それにより通報者を特定することが可能となる情報（以下「通報者特定情報」という。）を除く。）を、直ちにコンプライアンス担当理事及び監事に報告する。

- 2 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査（以下「通報等調査」という。）は、コンプライアンス担当理事とコンプライアンス担当職員が実施することを原則とする。また、コンプライアンス担当理事は法律事務所等、外部の調査機関に通報等調査を依頼することができる。
- 3 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。
- 4 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。

(調査結果の通知等)

第7条 コンプライアンス担当理事及びコンプライアンス担当職員は、通報等調査について結果に至った場合には、速やかに、当該結果を監事及び代表理事に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

- 2 ヘルプライン窓口は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第8条 代表理事は、コンプライアンス担当理事から、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちに事実関係を確認し、又は当該不正行為を中止するよう命令し、速やかに必要な措置を講じる。

- 2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。
- 3 コンプライアンス担当理事は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要（ただし、通報者等の氏名を除く。）を、速やかに理事会において報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。

（情報の記録と管理）

第9条 通報等を受けた各ヘルプライン窓口及び調査担当部署は、通報者等の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、その内容及び証拠等を、部署内において記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、第6条第5項の規定に基づき許容される範囲を超えて開示されることがないように留意するものとする。

2 通報等を受けた各ヘルプライン窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に関与する者その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、第6条第2項の規定により、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを防止する措置を講じるものとする。

3 役職員は、各ヘルプライン窓口又は調査担当部署に対して、通報者特定情報の開示を求めているのではない。

（不利益処分等の禁止）

第10条 この法人の役職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

（懲戒等）

第11条 個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合、第9条第2項に規定する者が通報者等の氏名その他通報等に係る情報を開示し、若しくは漏洩した場合、役職員が通報者等の氏名等通報者等に関する情報の開示を求めた場合又は前条の規定に違反した場合には、情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。

2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。

3 前項の懲戒処分は、理事会が決議し、代表理事がこれを行う。

（内部通報制度に関する教育）

第12条 この法人は、役職員に対して、内部通報制度の周知を定期的の実施するなどして、周知を徹底するものとする。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和6年3月28日から施行する。（令和6年3月28日日理事会決議）

(別表)

この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令又は定款に違反する行為
- 2 役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 就業規則その他のこの法人の内部規程に違反する行為（ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。）
- 4 この法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為
- 5 その他この法人、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為

以上

文書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会（以下「この法人」という。）における文書の保存及び管理に関し、必要な事項を定める。

(適用文書の範囲)

第2条 この規程の適用を受ける文書は、許認可文書・決算書類・契約書・諸規程・決議書類並びに会計に関する書類・議事録・証憑書類、その他一切の業務文書（電磁的記録を含む）であって、一定期間保存を要するものをいう。

(保存期間)

第3条

この規程の適用を受ける文書の保存期間は、別表「保存年限一覧」による。

(保存の方法)

第4条 一定の事務処理を終えた文書はすみやかに編綴するものとし、編綴は一般文書の場合は暦年ごとに、また経理関係文書は会計年度ごとに行うものとし、文書名・保存期間・保存の始期および終期・その他文書保存に必要な事項を明記し、保存しなければならない。

2 保存文書は、主管するグループにおいて備えつけを必要とする場合を除き、別途理事長が指定する文書管理責任者に移管するものとする。

第5条（決裁手続）

文書の起案は、事務局規程に定める各部において行うものとする。

2 前項の規定により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、理事の職務権限規程別表の区分に応じ、これに定める決裁権者の決裁を受けるものとする。

第6条（廃棄） 保存期間を経過した保存文書は廃棄する。ただし、廃棄時に、当該文書を主管するグループと文書管理責任者が協議の上、特に必要と認められたときは保存期間を延長することができる。

2 文書管理責任者は、廃棄処分にした文書について、保存文書目録に廃棄年月日を記入しなければならない。

(廃棄処分の方法)

第7条

廃棄処分を決定した文書は、当該文書の内容を考慮して、焼却、裁断などの処分をする。

附 則

この規程は、令和6年3月28日から施行する。（令和6年3月28日理事会決裁）

一般社団法人東海若手起業塾実行委員会

役員報酬規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会定款第25条（役員の報酬等）に基づき支払われる、役員報酬について、基本事項を定める。

第2条（報酬支給の決定）

役員には、理事会の承認を得て報酬を支給することができる。

- 総会で承認された活動予算の役員報酬総額限度内で支給することができる。
- 役員に就任した月から報酬を支給することができる。
- 役員が退任、又は死亡した場合には、その月分の報酬を支給することができる。

第3条（報酬の支給日）

役員の報酬の支給日は、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

第4条（報酬の支払い）

役員の報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき役員の報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附則

この規定は、令和6年3月28日から施行する。（令和6年3月28日理事会決議）

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会（以下「この法人」という。）の理事の職務権限を定め、一般社団法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(代表理事)

第4条 代表理事の職務権限は、法令、この法人の定款及に掲げるもののほか、次のとおりとする。

1. 事業計画案・予算案の作成に関する事
2. 事業報告案・決算案の作成に関する事
3. 人事および給与制度の立案と報告に関する事
4. 各種規程案の作成に関する事
5. 職員の教育・研修に関する事
6. 1件100万円未満の支出に関する事

(コンプライアンス担当理事)

第5条 コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2. コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3. コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

1. コンプライアンス施策の実施の最終責任者
2. コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
3. コンプライアンス委員会の委員長

第3章 補則

(細則)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和6年3月28日から施行する。（令和6年3月28日理事会決議）

理事会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東海若手起業塾実行委員会の理事会の運営に関し必要な事項について規定し、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

(理事会の構成と機能)

第2条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事会の総数の3分の1を超えてはならない。
3. 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
4. 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項
 - (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3)その他この法人の業務の施行に関する事項

(理事会の開催)

第3条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
 - (2)理事総数の10分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があったとき。
 - (3)監事から招集の請求があったとき。
2. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的な方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。但し、全役員の同意があるときには、この手続きを経ずして開催することができる。

(理事会の議事)

第4条 理事会の議長は、代表理事が出席した理事の中から指名する。

2. 理事会において、理事現在の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
3. 理事会の議事は、定款に別段の定めある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4. 監事は理事会に出席して意見を述べるができるものとする。

(表決等)

第5条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につき書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定によって表決した理事は、前条の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の表決に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行わなければならない

(議事録)

第6条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(助言)

第7条 理事会はこの法人の運営につき必要と認めた場合、助言者・アドバイザーをおくことができる。

(事務局)

第8条 理事会の事務局には、事務局長がこれに当たる。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

付 則

1. この規定は令和6年3月28日から施行する。(令和6年3月28日理事会決議)

一般社団法人東海若手起業塾 旅費規程

第1条（目的）

この規程は、本会の活動により、外部講師等が移動を伴う活動を行う際や、本会役職員等が出張又は赴任する際の旅費等に関する事項について定める。

第2条（旅費の種類）

旅費の種類は次のとおりとする。

①国内出張旅費

第3条（旅費の負担）

本会は、出張中の交通費、宿泊料について負担する。

2. 出張の行程は、航空機を除く公共交通機関の利用を優先するものとし、自家用車および航空機を使用する場合は、事前に事務局に届け出るものとする。

第4条（旅費の分担）

本会は、出張中の交通費、宿泊料等が本会以外から支払われ、又は本会が別途負担する場合、その費用については支給しない。

第5条（出張旅費の精算）

出張者が出張から帰宅した場合は、14 日以内に所定の様式にて、事務局にて出張旅費の申請を行わなければならない。

第6条（出張中の事故）

出張者が、傷病又は不慮の災害のためやむを得ず出張先等に滞在した時は、私傷病若しくは本人の故意又は重大な過失による場合を除き、滞在に要した実費を支給する。

2. 前項に基づき滞在する時は、事務局長に対し速やかに報告し指示を仰がなければならない。

第7条（航空機の利用）

航空機にかかる交通費は、出張者が事前に事務局に届け出を行った上で、利用が必要であると本会が認めた場合に限り利用できるものとし、認めた場合はその費用を支給する。

2. この場合は、実際に出張者が支払った額を証明する領収書の提出を以て清算する。

第8条（タクシー等の利用）

出張にあたっては、タクシー、レンタカー等の交通機関は原則として利用しないものとする。ただし、利用が必要であると本会が認めた場合はその実費を支給する。

第9条（自動車の利用）

自動車（出張者の自家用車）を使用して出張する場合は事前に事務局に届け出るものとし、やむを得ない事由があり会社があらかじめ認めた場合に限り自家用車を使用することができる。

2. 前項に基づき自動車を使用した場合、使用に伴う高速道路・有料道路の料金（通常料金）、

駐車場代、燃料代その他必要な経費を支給する。駐車場代は領収書の提出を以て清算する、燃料代は、1km あたり 15 円を支給する。

第 1 0 条（宿泊料）

宿泊料は、宿泊した夜数に応じ、一泊あたり 10,000 円を支給する。

附則

本規定は、令和 6 年 3 月 28 日より施行する（令和 6 年 3 月 28 日理事会決議）

倫理規程

＜前 文＞

一般社団法人東海若手起業塾実行委員会（以下「この法人」という。）は、その設立の趣意に基づき、東海地域の若手社会起業家を支援することで、社会をよくする変化を起こすことができる起業家を育成し、そうした起業家が溢れる社会となることで、持続可能な東海地域、そして、日本、世界を創っていくことを使命としている。

社会を変える起業家を育成する上で、当法人は起業家に対して様々な助言や支援を行うが、その内容は時に起業家にとって厳しいものとなることがある。それは、社会を変えていく起業家に必要な資質は、単に知識や技術があることだけではなく、困りごとを抱えた当事者に真に寄り添い、声を聞き、代弁者となり、二歩先の未来を創造しながら、一歩先を歩いていくという姿勢が必要と考えているからである。起業家自身の視座が変化するためには、起業家自身が、今の状態から、自分自身を変化させることが必要である。自分自身を変化することで、チームが変化し、事業が変化し、地域を変化し、社会が変化していくという波及効果が生まれていく。自分自身を変えるという作業は非常に厳しいものがある。それを促す場となる我々は、起業家以上に、起業家に問う内容を、自分自身に問わなければならない。

「社会を変えたいのか?」「社会によさそうなことをしたいだけなのか?」という問は、起業家に向けられたものであると同時に、常に、当法人自身、東海若手起業塾という場を創る我々自身に向けられたものであると意識し続けなければならない。

ガバナンスの向上、コンプライアンスの遵守、社会的責任へのコミットメント等、社会に働きかける組織である以上、この法人自身がまず取り組み、関係する起業家に対して、模範を示していかなければならない。そのために、役職員は、この法人の目的と社会的責任を常に意識し、自律的に考え、行動しなければならない。そして、この法人は、自律的に持続可能な運営を行う組織体制を整備しなければならない。

社会を変える前提として、自分中心、当法人中心に考えるのではなく、当事者中心、社会課題で困っている人中心に考える姿勢が必要である。At Your Side の精神を胸に刻み、事業で影響を与える当事者や様々な関係者との対話を重要視すべきである。そのためには、事業の進捗状況や成果等を関係者に広く周知し、透明性を確保し、説明責任を果たさなければならない。その上で、関係者からの声を積極的に聴き、事業の判断に活かさなければならない。会員を募集することを通じて、活動に積極的に関与する人を集め、対話の中から事業を創っていかなければならない。

い。

活動の中で生まれる対立関係についても、常に対話的な姿勢で臨まなければならない。批判・糾弾するのではなく、双方が合意できる発展的なアイデアを模索し提案・協働を働きかける。

このような認識のもと、この法人は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業活動を行うための自主ルールとして、以下の倫理規程を制定し、それを遵守するものとした。

この法人のすべての役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

<本 文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 この法人は、その設立目的に従い、東海地域の若手社会起業家を支援することで、社会をよくする変化を起こすことができる起業家を育成し、そうした起業家が溢れる社会となることで、持続可能な東海地域創りに貢献し、そして、日本、世界に影響を与える変化を生んでいくという、重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 この法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、刑法その他の罰則の適用について、公務に従事する職員とみなされるほどに重大な責務を負っている立場であることを十分認識して、行動しなければならない。

3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 この法人は、利益相反を防止するため、理事との間で交わされる、事業運営上欠くことのできない取引など、利益相反にあたる事項について、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 この法人は、理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について、理事会に対し自己申告させるとともに、その内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

4 助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(研鑽)

第10条 この法人の役職員は、社会起業家育成、地域づくり、社会課題解決、組織運営、資金調達等、起業家支援に関する多様な情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 この法人は、必要あるときは、第三者委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改 廃)

第 1 2 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。（令和 6 年 3 月 28 日理事会決議）

履歴事項全部証明書

岐阜県岐阜市岩地二丁目4番3号
一般社団法人東海若手起業塾実行委員会

会社法人等番号	1800-05-018246	
名 称	一般社団法人東海若手起業塾実行委員会	
主たる事務所	岐阜県岐阜市岩地二丁目4番3号	
法人の公告方法	当法人の公告は電子公告により行う。 https://www.tokai-entre.jp ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合 は、官報に掲載する方法により行う。	
法人成立の年月日	平成31年4月19日	
目的等	目的 当法人は、東海地域の次世代を担う若手起業家を支援することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。 (1) 起業家を支援する事業 (2) 起業を周知し、啓蒙する事業 (3) 起業家育成の土壌を整備する事業 (4) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業	
役員に関する事項	代表理事 佐藤 真 琴	令和 4年 5月26日就任
	理事 北 村 隆 幸	令和 3年 5月31日重任
	理事 佐藤 真 琴	令和 4年 5月26日就任
	理事 安 形 真	令和 4年 5月26日就任
	理事 奥 田 順 之	令和 4年 5月26日就任
	監事 村 田 元 夫	

岐阜県岐阜市岩地二丁目4番3号
一般社団法人東海若手起業塾実行委員会

理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	令和4年5月26日名古屋市熱田区沢下町8番5号愛知私学会館東館一般社団法人アスパン内から主たる事務所移転 令和 4年 7月14日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(岐阜地方法務局管轄)

令和 6年 4月 9日

岐阜地方法務局中津川支局

登記官

金子 岳 仁





東海若手起業塾 第14期活動報告書



東海若手起業塾実行委員会
2022年4月5日

● 目的

第14期が終了し、改めてこれまでの成果を振り返り、残すべきこと、変えるべきことなどを整理し第15期に挑むこと。

● 構成

第1部：東海若手起業塾の概要

第2部：第14期の実施内容

第3部：第14期の成果

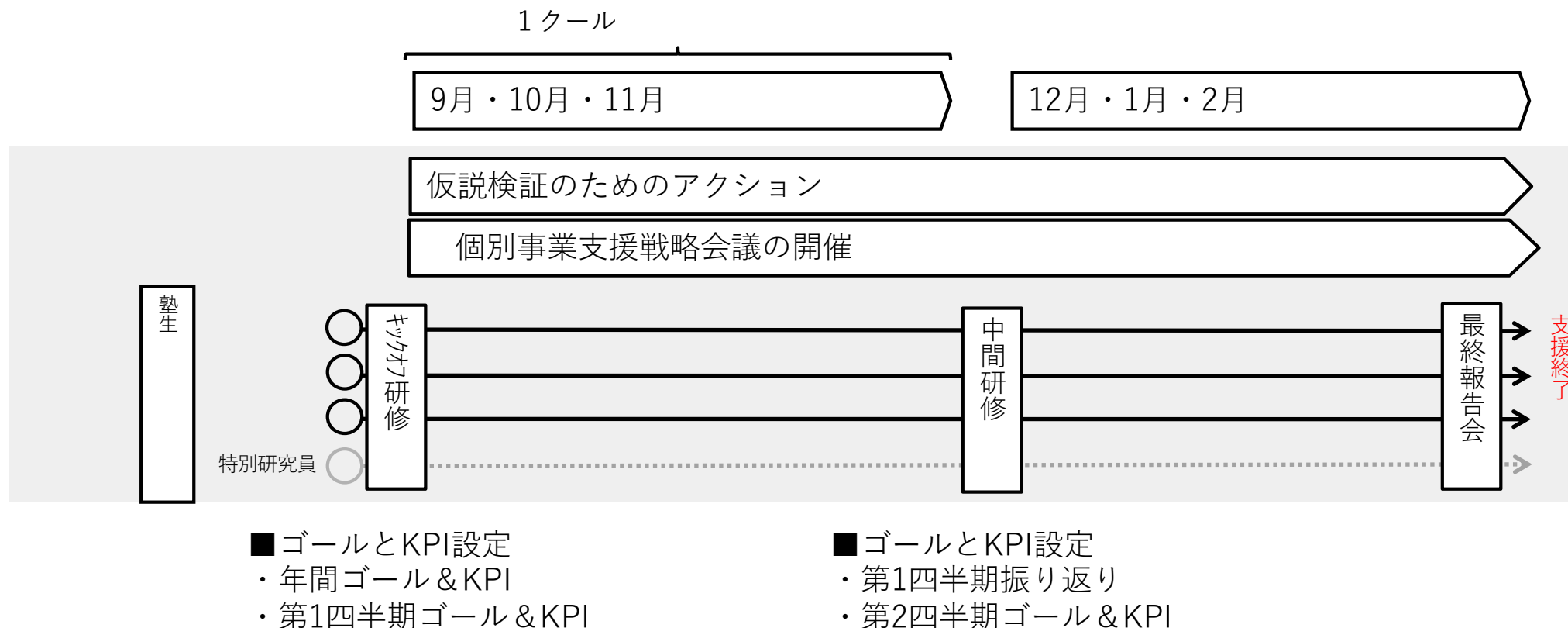
第 1 部：東海若手起業塾の概要

第 2 部：第14期の実施内容

第 3 部：第14期の成果

起業家とコーディネーター＆プロボノとの話し合いにより、支援期間中の**ゴール設定とKPI（Key Performance Indicator = 重要な成果指標）設定**を行います。

共通ゴール：実行・検証に基づく確からしい事業計画策定（軌道に乗る兆しが見える状態へ）



● 提供する3つの価値

- 長期的な視野での軸、ビジョンを固める
 - ✓ 緊急性の高い日々の経営支援ではなく、事業継続に欠かすことができない重要性の経営支援
- 外部のチカラを上手に活かすことができるチカラをつける
 - ✓ メンターからアドバイスをもらう機会、活かし方を実践する
 - ✓ メンターなど、地域のリソースとつながる機会を持つ
- 自ら事業のマイルストーンを刻むことができるようになる
 - ✓ 戦略会議等を通じて、事業のリズムをつくり出す



地域課題の解決や、地域資源の活用を通じて、
東海地域を活性化させたいと考えている若手起業家が、
自律した事業経営をできるようになる

実行委員会やコーディネーターが持つ東海・全国のネットワークを最大限に活用し、起業家たちの成長をサポート！

支援体制 塾＝座学ではなく、現場に密着して、一人ひとりの起業家の成長をサポート！

コーディネーター＆プロボノ



個別支援



起業家

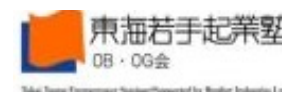
支援

<主催>

一般社団法人
東海若手起業塾実行委員会



ASK NET



<応援団>

メンター／先輩起業家

<協賛>

ブラザー工業
株式会社



「東海若手起業塾」 とは？：主な参画メンバーの役割

名称	概要	主なサポート内容・役割
コーディネーター	各起業家に1名	・ 起業支援プログラムに基づく起業家サポートの全体進行役 ・ 起業家と密にコンタクトを取り、支援体制と支援内容を組み立てる ・ 起業家のニーズを汲み取り、適切なリソースをつなげる
プロボノ	各起業家に1名	・ CDと共に起業家のハンズオン支援を行うと共に自身が持つスキルを提供し、事業の加速へつなげる ・ CD定例会議や社内ランチMTG等にて情報を共有しながら、担当の起業家だけではなく、チームとして起業家をサポートする
メンター	3名程度	・ 集合研修などにおいて、自身の専門性・経験・ネットワーク等を生かして、当該事業を成功させるためのコンサルテーション・アドバイスを行う
実行委員会	起業塾全体を運営管理する団体	・ 若手起業家・事業の発掘・選考 ・ キックオフ会議等、全体に関するイベント開催・運営 ・ 集合研修において、事業についてのアドバイス等を行う ・ コーディネーター・プロボノの相談役となり、要請に応じて適切なサポートを行う ・ 複数の支援対象事業の取りまとめ・プラットフォームとしての役割
ブラザー工業株式会社	起業支援に共感し、本業を通じて支援する	・ 起業塾事務局への資金支援 ・ 本業と関連した事業ノウハウやリソースの提供 ・ 企業へのビジネスチャンスの提供（仕事の発注・事業提携）

「東海若手起業塾」とは？：メンター・ファシリテーター紹介



メンター：市来 広一郎（いちき こういちろう） 株式会社machimori代表取締役 代表取締役

1979年静岡県熱海市生まれ。大学院で物理学を修了したのちビジネスコンサルティング会社に勤務。2007年熱海にUターンし、ゼロから地域づくりに取り組み始める。地域資源を活用した体験交流プログラムを集めた「熱海温泉玉手箱（オンたま）」をプロデュース。2011年、民間まちづくり会社、株式会社machimoriを設立し、空き店舗を活用しゲストハウスを運営するなど、シャッター街となっていた熱海を中心市街地を再生している。著書に「熱海の奇跡～いかにして活気を取り戻したのか～」（東洋経済新報社）



メンター：川北 秀人（かわきた ひでと） IIOHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 代表

1964年大阪生まれ。87年に京都大学卒業後、（株）リクルートに入社。国際採用・広報・営業支援などを担当し、91年に退職。その後、国際青年交流NGO「オペレーション・ローリー・ジャパン」の代表や国会議員の政策担当秘書などを務め、平成6年にIIOHOE設立。大小さまざまなNPOのマネジメント支援を毎年100件以上、社会責任志向の企業のCSRマネジメントを毎年10社以上支援するとともに、NPOと行政との協働の基盤づくりも支援している。



メンター：佐藤 真琴（さとう まこと）株式会社PEER 代表取締役 / 東海若手起業塾1期生

浜松市生まれ。広告代理店勤務を経て、25歳で看護学校入学。在学中の白血病患者さんとの出会いから、2003年、低価格で良質なウィッグを生産するため起業。06年には、カットだけでなくどう治療期間を過ごすのかを一緒に考える専門美容室「ヘアサプライ ピア」開業。現実解決策を通じて、がん患者など治療を続ける当事者・まわり・支える医療スタッフに貢献し、がんになっても安心して暮らせる地域支援をソーシャルビジネスとして行う。日経ウーマンオブザイヤー09キャリアクリエイティブ部門第5位受賞。経産省ソーシャルビジネス55選に選出。



メンター：船木 成記（ふなき しげのり）一般社団法人つながりのデザイン 代表理事

1989年（株）博報堂入社後、ソーシャル・マーケティング手法によるビジネス開発業務に多数携わる。2007年9月より2年間、内閣府男女共同参画局政策企画調査官、2008年からは仕事と生活の調和推進室も兼ねる。この間、2005年愛・地球博の基盤整備やコンセプト策定業務や、温暖化防止のチームマイナス6%、ワークライフバランス推進のためのカエル！ジャパンキャンペーン等に関わる。「人は物語を生きる動物である」ということを中心軸に置きながら、日本社会が世界に先駆けて人生百年時代を迎えるにあたり、これまでの常識や当たり前を疑い、未来世代のために、学びと自治を基盤にした社会構造の再構築をメインテーマとしている。また、東海若手起業塾のロゴマーク策定にも関わり、この活動の応援団を自認している。



ファシリテーター：山内 幸治（やまうち こうじ） NPO法人ETIC. 事業本部

「次世代を担う起業家型リーダーの輩出」をミッションに掲げるNPO法人ETIC.にて、事業統括ディレクターを務める。ETIC.の黎明期より事業に参画し、代表理事である宮城治男の「右腕」として、大学生を半年以上起業家のもとに送り込む「実践型インターンシップ事業」や、社会起業家の創業支援プログラム「社会起業塾」を創ってきた。東日本大震災以降は、復興に取り組む地元のリーダー（企業やNPO、行政をリードする人々）のもとに、事業推進を支える若き「右腕」を送り込む「右腕派遣プログラム」を実施。



起業家：田中 一成（たなか いっせい）
株式会社RASHIKS 代表取締役

リハビリテーション専門学校を卒業後、理学療法士免許を取得。豊田市内のリハビリテーション病院にて、幅広くリハビリを経験したのち、リハビリ特化型デイサービス立ち上げに参加。これらの経験を活かし、株式会社RASHIKSを設立。現在までに、リハビリ特化型デイサービス2拠点、訪問看護ステーション1拠点を開所。理学療法士の他に、社会福祉士免許・介護支援専門員資格も取得している。



起業家パートナー：片桐 辰徳（かたぎり たつのり）
合同会社Think Body Japan Think Up Kani施設責任者

2006年藤田保健衛生大学リハビリテーション専門学校卒業。理学療法士免許取得。総合病院で経験を積み、2016年合同会社Think Body japan入職、訪問リハビリ・デイサービス勤務後、2017年Life Up Kani施設責任者として現在に至る。2015年より名古屋市立大学大学院医学研究科研究員として研究員活動を継続。



コーディネーター：河尻 諭（かわじり さとし）
株式会社レジスタ 取締役 / moily

岐阜県美濃加茂市、1988年生まれ。立命館大学卒業後、2年間の会社員経験を経て2013年起業。起業してすぐに借金を背負うなど数年間泥を啜る期間を過ごすことに。そういった経験から身につけた泥臭い伴走型で、0→1の事業サポート・企画・WEB制作・まちづくりを事業に。東海地方から世界に向けて”面白い生態系”を作ることを目指している。2018年moily池宮さんと出会う。幸運な勘違いからmoilyのパートナーとしてTWK13期の門を叩くことに。TWKを通じて社会に向き合う覚悟を持ち、現在は、ビジネスとソーシャルの両輪からのビジョンづくりや当事者とユーザーがつながる場をつくることに奔走中。



プロボノ：南 明（みなみ あきら）
LM 開発部

2012年にブラザー工業株式会社に入社。入社以来現在まで、ラベルライター及び、感熱プリンタの開発業務を担当。ブラザー工業で初めての、黒と赤の2色同時に印刷できる感熱ラベルプリンタの開発に、モジュールリーダーとして携わる。その後、先行技術開発に携わり、先行技術開発リーダーとして要素技術開発を促進。近年は、開発業務だけでなく、東レ上級MOT名古屋経営塾7期生など、幅広く知の探索を邁進中。



起業家：山村 雄太（やまむら ゆうた）
NPO法人セブンシーズ 代表理事

岐阜県の小中学校で13年間教師として勤務。教科の専門は理科で、子どもたち自身が問題を発見し、さまざまな検証方法を提案する理科の授業を展開してきた。また学内通貨制度などを実施し、社会のシステムや働くことの意義などを、ロールプレイしながら楽しく実感的に学ばせる実践を行ってきた。しかし、現在の学校というシステムの中では困難な「小中学生1人1人の個性が尊重される場づくり」をしたいと教師を退職。子どもたちの「やりたい」に応えるべく、NPO法人セブンシーズを設立した。



コーディネーター：金子 尚弘（かねこ なおひろ）
会計事務所プロースト/税理士

1987年愛知県豊橋市出身。
立命館大学大学院修了後、名古屋市内の税理士法人へ入社。
中小企業への税務・会計コンサルティングを経験し、2018年10月に会計事務所プローストを設立。現在はNPOなどソーシャルセクターへの税務・会計のアドバイスやフリーランスの確定申告の相談などを中心に業務を行っている。
顧客のビジョンを共有し、伴走型の関わり方を得意としている。



プロボノ：後藤 崇（ごとう たかし）
新規事業推進部

2011年にブラザー工業株式会社入社。入社後6年間はラベルプリンターの開発業務に携わる。その中で、よりお客様の求める価値づくりがしたいという思いが年々強くなり、4年前からは欧州販売会社での営業経験や、新規事業の立ち上げにも携わる。新規事業の推進では0から1を生み出す難しさを痛感しつつも、それ以上に、新規事業の持つ社会貢献度の高さを強く感じながら情熱を持って取り組んでいる。新しい一歩を踏み出そうとする起業家さんの、その一歩を実現するために仲間として情熱を持って取り組んでいます。



アシスタントプロボノ：尾関 夏帆（おぜき かほ）
SPS 推進部

2020年入社。成長重点領域に位置付けられるSPS推進部にて欧州のマーケティングを担当。同時に新規事業推進部のインターンシップで事業立案の経験を積む。



起業家：杉浦 加菜子（すぎうら かなこ）

株式会社じょさんしGLOBAL Inc. 代表取締役

大学卒業後、助産師として都内産科病院に勤務後、出産。夫のオランダ赴任に帯同している中で第二子出産。そこで海外出産された日本人約350名にアンケートを実施し、オンライン支援のニーズを知る。その経験をもとにじょさんしONLINEを立ち上げる。その後、タイで最大手の日本語子育て情報誌「nico labo」に連載を開始する。200名の助産師と共に、じょさんしONLINE緊急企画を発起し、2週間で延べ1,500組の世界中の日本人妊産婦の支援にあたる。日経ソーシャルビジネスコンテスト「ファイナリスト」、ICTビジネスデザイン発見&発表会 全国大会「女性起業家大賞」受賞などの他に、クラウドファンディングで150万達成。東洋経済オンライン、forbes JAPAN "SELF MADE WOMEN"など多数雑誌・テレビ等のメディア出演。



コーディネーター：堀田 陽祐（ほった ようすけ）

プロジェクトプランナー／コピーライター

1982年大阪生まれ。和歌山大学大学院デザイン科学クラスタを終了後、2007年より広告会社勤務。メディア・営業・制作を経て、2020年に事業共創部門に着任。広告プランニングのほか、企業の新規事業開発や伝統工芸支援プロジェクトの運営などに携わっている。



プロボノ：竹中 康洋（たけなか やすひろ）

新規技術開発部

2009年度にブラザー工業株式会社入社。レーザープリンタ、燃料電池やレーザーマーカなどの開発に従事。2015年より英Domino Printing Sciences社との協業で産業用デジタルラベルプリンタのエンジン設計を担当。近年はキャリアコンサルタントの資格を活かして教育系NPOと共に地域の中高校生へのキャリア教育を実施。



起業家：水元 陸大（みずもと りだい）

株式会社Froom 代表取締役社長

高校生時代に、学生団体の活動に参画。そこで学年・学校を超えた高校生同士の学びの場を経験し、「よりアカデミックに教育を学び、社会へと生かしていきたい」という思いから大学は教育学部に進学。大学で学生団体やベンチャー企業での長期インターンを経験したのち、株式会社Froomを創業。

●ブラザー工業担当者

- ☐ 出原遠宏
- ☐ 岩田俊夫
- ☐ 谷口利典

●実行委員会

- ☐ 毛受芳高 (一般社団法人アスバシ教育基金 代表理事) ※代表理事
- ☐ 山本和男 (NPO法人アスクネット 代表理事)
- ☐ 山内幸治 (NPO法人ETIC. 事業本部)
- ☐ 南田修司 (NPO法人G-net 代表理事)
- ☐ 白木 邦貞 (一般社団法人わくわくスイッチ 理事)
- ☐ 北村隆幸 (NPO法人せき・まちづくりNPOぶうめらん 代表理事)
- ☐ 村田元夫 (株式会社ピー・エス・サポート 代表取締役) ※監事

●事務局

- ☐ 古井千景 ※事務局長

第 1 部：東海若手起業塾の概要

第 2 部：第14期の実施内容

第 3 部：第14期の成果（塾生アンケートの結果）

1.(1) 報告：全体スケジュール

	日程	内容	場所	備考（敬称略）
募集期間	5月14日（金）	募集開始		中井恵美（11期生） 野村菜月（14期生）
	5月27日（木）	募集説明会	ZOOM	天野浩史（10期生） 渡嘉敷唯之（9生）
	5月31日（月）	募集説明会	ZOOM	山下祐司（11期生） 荒武優希（11期生）
	6月3日（木）	募集説明会	ZOOM	
	5月17日～ 6月13日	個別相談会	ZOOM	
	6月13日（日）	エントリー締切		
選考・プレ支援期間	6月18日（火）	一次選考	ZOOM	選考委員：岩田、谷口、毛受、古井
	6月21日（月） 18:00～21:00	ブラッシュアップ研修(1)	ZOOM	講師：川北
	7月20日（火） 18:00～21:00	ブラッシュアップ研修(2)	ZOOM	講師：川北
	8月8日（日） 13:00～18:00	最終選考会 ※ライブ配信	ブラザーミュージアム	選考委員：出原、毛受、南田、佐藤、北村
支援期間	9月1日（水） ～2日（木）	キックオフ研修	労働会館	メンター：市来、川北、佐藤、船木
	12月7日（火） ～8日（水）	中間研修	労働会館	メンター：市来、川北、佐藤、船木
報告	3月5日（土） 10:00～18:00	最終報告会 ※ライブ配信	ブラザーミュージアム	メンター：市来、川北、佐藤、船木

1.(2) 報告：募集説明会

目的	14期塾生の募集・東海若手起業塾のPR
仮説や狙い	・起業家が関心を持ちそうなテーマでOBOGに話してもらうことで、間口を広げる+起業塾のPRをする ・オンライン開催により参加がしやすくなる
結果	・分かりやすいテーマは人気高い一方、フェーズの早い参加者が多くなる。起業塾のPRとしては有効。 ・OBOGがゲストだったので、起業塾についての質問も受けやすかった。 ・海外からの参加、家事をしながらの参加など、多様な参加方法が実現できた ・6名エントリー



開催概要		
日時	5/27 5/31 6/7 各回 19:30～21:00	
場所	zoom	
タイトル	①攻めの事業承継！ものづくり会社&NPOの後継のカタチ ②効果的なパートナーシップでの課題解決を考える ③愛知・静岡発。地域スタートアップの仕掛け方	ゲスト：野村・中井 ゲスト：渡嘉敷・天野 ゲスト：山下・荒武
合計申込人数	30名	
アンケート点数	94.5点	
コメント	・地域を巻き込む取り組みが学びになりました。何より地域課題を解決するにあたって、原体験の深さがやはり信念となり、やり抜くエネルギーになっていると感じました。 ・周りからは色々反対意見もあるけれど、したたかに巻き込んでいく事が大切だと感じました！ ・もがきながら進んで、スゴいです応援したいと思いました！ ・つまづきや悩みもきちんと話してくれた	

1.(2) 報告：個別相談会

目的	14期塾生の募集
仮説や狙い	・ エントリーを具体的に考えている人は個別相談会に参加する
結果	・ 10名エントリー（募集説明会と重複あり） ・ エントリーを考えている人で、OBOGの話が聞きたい人は説明会にも参加していた ・ フェーズが早い人からの相談も多かった。

開催概要	
日時	5/17～6/13 各回約60分
場所	zoom
合計申込人数	12名
アンケート点数	99点
コメント	・ 現在起業前の段階で、自分がエントリー資格があるか不明だったため個別説明会をお願いしました。 ・ 事業をブラッシュアップしながら3人1組で1人ではなく一緒に考えていくサポート体制もまた心強く感じました。 ・ いいプログラムだなーと思うと同時に、なぜそのプログラムをやるのがいいのかということが理解できた気がします。「社会を変えたいのか、役に立ちそうなことをしたいのか」って質問はすごい刺さりまして、今の自分はその狭間にいるのかなと思いました。でも、どうせやるなら社会を変えたいよなと思うし、それを語れる人間にならないといけないよなと気付かせてくれました。

1.(3) 報告：ブラッシュアップ研修

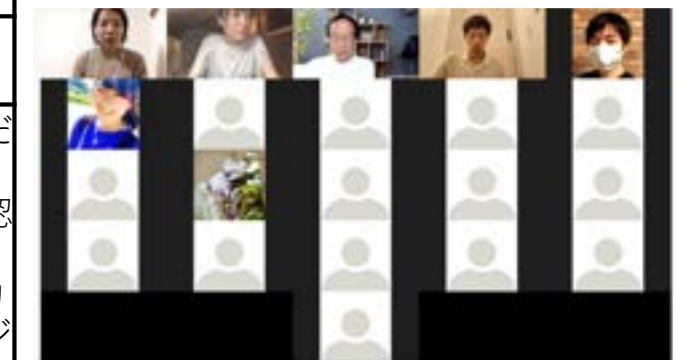
目的	・一次選考通過者（8名）に対するブラッシュアップ。 ・最終選考会時には「誰のどんな困りごとに応えるか？」がはっきり定まっている状態をめざす。
仮説や狙い	・オンラインの方が参加しやすい
結果	・オフラインでやりたいという声が多かった。 ・今年度塾生になった4名には比較的フィットするが、「社会起業家」になりなさいと言われて戸惑う参加者もいた

開催概要	
日時	①6/21（月）18:00～21:00 ②7/20（火）18:00～21:00
場所	zoom
参加人数	15名+運営
講師	川北秀人
アンケート点数	86点 / 83点
コメント	・自分のを記入するのに時間が足りない。グループの人たちの意見を出すのも時間が足りない。対面がよかった。せっかく知り合った人達と話ができない。 ・参加者の皆さんが具体的に事業をすでに展開し、それに対して的確なアドバイスがされたこと。また、結果を出すことや顧客を知ることによって企業の研修の厳しさを実感しました。自分の迷いが何に対してか明確になり、減りました。 ・解決したいことが明確になれば、誰にどんな調査をするといいのか見えてくること。調査をする対象は必ずしも直接的な提供相手ではないこと。

1.(4) 報告：プロボノ研修

目的	・プロボノへの参加を促す
仮説や狙い	・起業塾OBOG、プロボノに話してもらうことで、プロボノのイメージを持たせる ・顧客と課題にフォーカスする（at your sideの精神）
結果	・東海若手起業塾のOBOGの話の内容は好評だった。 ・ブラザー社員からの積極的な質問も多かった。 ・情報を得るというよりは、相談をしたり熱量を感じたりする場になった。オフラインで開催したい。

開催概要	
日時	①7月19日(月) ②7月28日(水) ③ 8月5日(木) 各回 19:00～21:00
場所	zoom
タイトル	Social Innovation Accademia 2021～事業を通じた社会課題解決との出会い～ ①アントレプレナーシップの醸成 ②社会の変化とビジネスの接合 ③イノベーションエコシステムとの出会い
参加人数	22名
ゲスト	①池宮（14期）、山下（11期）②佐藤（1期）、犬飼（4期）③名倉、濱谷（プロボノOB）
アンケート点数	88点 / 94点 / 76点
コメント	・コロナ禍で仕方ないのですが、収束した際には是非対面の機会を設けていただきたいです ・何かを良くしたいのであれば、現地に赴き現場を見ないといけないことを再認識させられたこと。 ・プロボノOBさんに活動当時のより具体手な話(事前に習得していた知識・能力、実際に役立った知識・能力を詳細なエピソード含めてとか、活動半年のスケジュールとか、どこで一番大変だったかとか、プロボノあるあるとか)が聞けたらよかった。



1.(5) 報告：最終選考会

目的	・ 第14期生の起業家3名（+ 特別研究員0～1名）の選出 ・ 各起業家に対する選考委員からのフィードバック
仮説や狙い	・ オフライン開催により、選考結果に関わらず起業家と運営陣が繋がることのできる
結果	・ オフラインで会うのは初めてという人が多かったが、起業家同士、また選考委員とのコミュニケーションが生まれた。

開催概要	
日時	8月8日（日） 13:00～18:00
場所	ブラザーミュージアム ※Facebookライブ配信
参加人数	19名
選考委員	出原、毛受、南田、佐藤、北村



集合写真



起業家プレゼンテーション



選考結果の発表



14期起業家とパートナー

1.(6) 報告：キックオフ研修

目的	・塾生と支援チーム全体の信頼関係をつくる ・「誰のどんな困りごとに応えるか」を再確認する ・東海若手起業塾の支援期間終了時の目標（ありたい姿）を決定する ・中間研修（2021年12月7日・8日）までの実行計画とKPIを決定する
仮説や狙い	・なるべくオフラインで開催し、チームの関係性を作る
結果	・主体的に関わるプロボノが今年度は多く、結果的にチームに良い効果を発揮している

開催概要	
日時	9月1日（水）～2日（木）9:30～17:30
場所	労働会館・zoom
参加人数	29名（メンター、起業家チーム、ブラザー、実行委員会、インターン、事務局）+来客
アンケート点数	85点
コメント	・人の特性などがわかり、チームビルディングに役立ったことが印象的。 ・圧倒的なタイムスケジュール 仕事の中でも、知識者への説明はパワポの必要ない、と社内で説明していたことはあったが、ここまで言葉だけで深い議論をし続ける会議はめったにない。これこそ知識者と若手の質の高い会議だと感じた。 ・短時間で多くの人に意見をぶつけることで、起業家さんの意志がかたまっていくような流れがあり、自信をもって考えを進めていくために重要だなと感じました。 ・コロナ対策の面では必要ですし、良かったと思います。完全オンラインよりは密度が高まったと思います。 ・チーム内でフィードバックを咀嚼する時間の充実が欲しい。



集合写真



集合写真



関所



グループワーク

1.(7) 報告：中間研修

目的	・ 様々な視点や問いを乗り越えて、起業家としての「ブレない軸」を作り上げる。 ・ 支援期間の後半戦（2021年12月～2022年2月）のアクションプランが具体化している。
仮説や狙い	・ オフライン開催+インターン生の参加により、チームがメンターとの議論に集中できる環境を作る
結果	・ 決められているタイムスケジュールにはうまくはまらない場面があった。関所やグループワークの時間を、もっと自由に決められると良い ・ インターン生が全チーム議事録をとってくれたおかげで、チームが議論に集中できた ・ OBOGが来てなんとなく関所を見ていく…よりも、関わりしろのある機会を別途作りたい

開催概要	
日時	12月7日（火）～8日（水） 9:30～17:30
場所	労働会館・zoom
参加人数	28名（メンター、起業家チーム、ブラザー、実行委員会、インターン、事務局）+来客
アンケート点数	82点
コメント	・ ただ前を向き突き進むだけでなく、現状分析することの大切さを気づかされました。 ・ 整理されていることが大切なことは重々承知ですが、起業家の自信やとりあえずやってみる！から起こる、仲間や支援者が集まったりする事象も現実にはある話なので、東海若手がマニュアル化されない起業家ファーストの場であることを願っています。 ・ もう少しゆとりをもたせて思考整理させることでもう少し活動全体を有効的かつ効率的なものにできるのではと思う。 ・ 希望チームは泊まり込みでできるような設計もあるとより盛り上がるなと！ ・ 言葉だけでは、共有できないところがあることに気づいた。「具体化」では共有できなかったが、例えばこういうこととメンターに説明されて初めて自分たちが具体化できていないことへの気づきが生まれた。



集合写真



集合写真



関所



戦略会議

1.(8) 報告：横須賀高校インターンシップ

目的	社会と向き合い様々な選択をしている起業家に高校生が寄り添い、生き方を選択する姿を学ぶ。
	東海若手起業塾としては、OBOGと久しぶりに接点を持つことができ、近況を知ることができた。

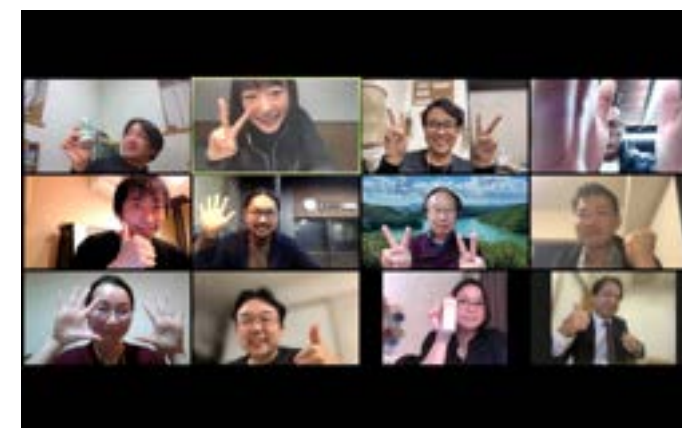
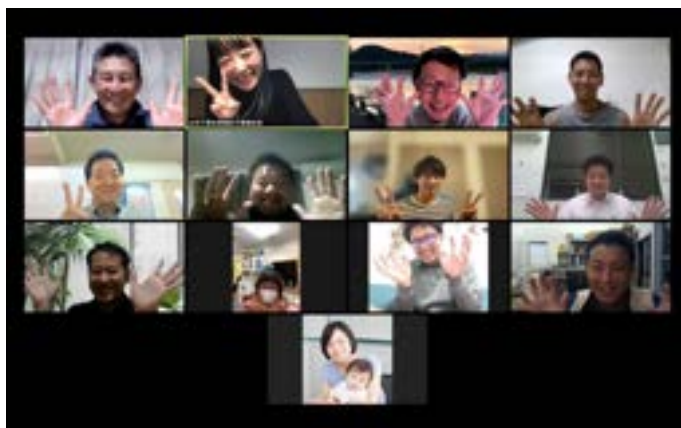
開催概要	
日時	8月2日～4日
	伊藤透、今村正人、牧野佳奈子、山元梢、犬飼亮、土肥克也



1.(9) 報告：OBOG会議

目的	・ OBOGの現状を知る ・ 今後のOBOG会についての可能性を探る
結果	・ OBOGだけでなく、コーディネーターや事務局の方にも広く参加していただいている。 ・ 「OBOGや現役で、分野や世代の垣根を越えて集まりたい」という声が多い。 ・ OBOGからの出資でプロジェクトをおこなったり、東海若手起業塾のネットワークを使って人材を紹介しあったりしてはどうかという意見が出た。 ・ 今後の東海若手としての取り組みに、皆さん主体的に考えてくださる方が多かった ・ 前向きに参加してくれる方が多かった。

開催概要	
日時	10月～2月
場所	zoom
参加者	1期～14期の関係者



1.(10) 報告：相談会・最終報告会

目的	14期を振り返り、翌日からアクションするための知恵や資源を集める
仮説や狙い	・メンターと起業家チームが今後も関係が続けていけるよう、相談会の時間や、お昼休みの時間を長めに作る ・OBOGに応援してもらえるように、配信視聴を呼びかける
結果	・メンターと深い対話や相談、また今後のやりとりのお願いなどをする姿が見られた。 ・OBOGからの視聴したという声が昨年より多かった。

開催概要	
日時	3月5日 10:00～17:30
場所	ブラザーミュージアム
参加人数	31名（メンター、起業家チーム、ブラザー、実行委員会、インターン、事務局）
アンケート点数	83点
コメント	・休憩時間がしっかりあったので、プレゼンを直す時間があったのがありがたかったです。最後にメンターの方に相談できる時間も有意義でした！ ・最後皆で円になって振り返る場がとても印象的でした。14期全体が1チームだと感じた瞬間で、場の雰囲気 が心に刻まれています。 ・改めて思ったのが「誰へのどういうスタンスでの報告か？」というのが少し曖昧だった気がしました。メンターへの説明は繰り返しているし、言えないこともあったりするので「報告」のあり方は何か設定してもいい 気がしました。



集合写真



起業家プレゼンテーション



相談会

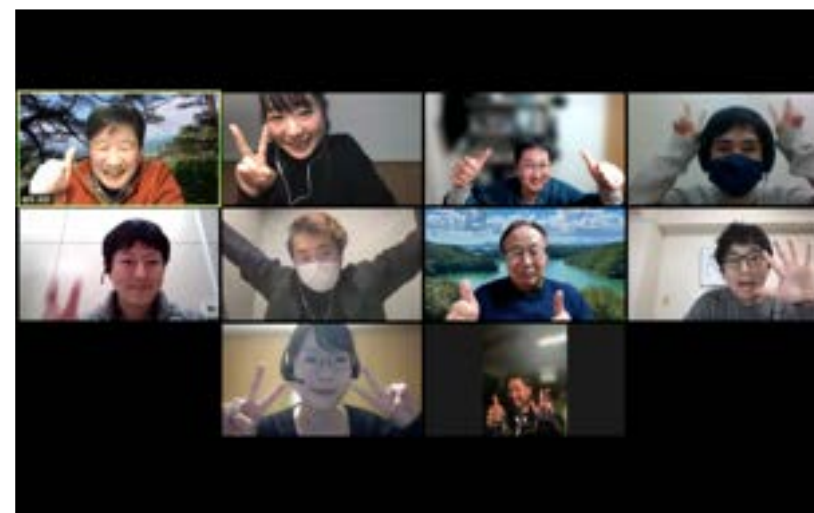


メンターのコメント

1.(11) 報告：コーディネーター・プロボノ定例ミーティング

目的	・キックオフ時に定めたゴールやKPIの進捗確認・ブラッシュアップ ・支援の方向性の確認 ・次回（MTGや報告会）までの達成目標の確認
仮説や狙い	・コーディネーターやプロボノから悩みや問いを事前に共有することで、課題をチームで抱え込まない仕組みに
結果	・事前に悩みや問いを持ち込み相談するコーディネーターやプロボノが増え、チームの垣根を越えて問題解決することができた ・事業に力点をおいた内容にならず、踏み込んだ支援に至らなかった

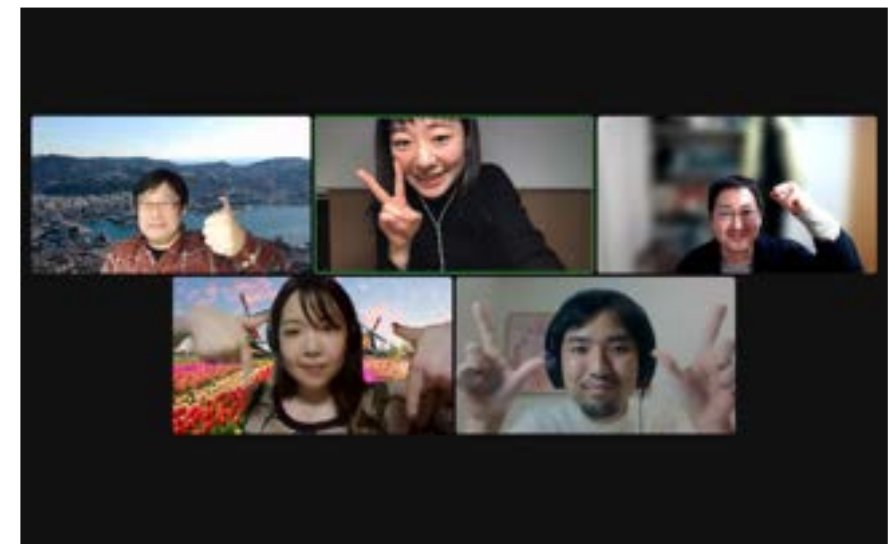
開催概要	
日時	10/7、11/5、1/12、2/4
場所	zoom
参加者	船木成記さん・コーディネーター、プロボノ、事務局



1.(12) 報告：プロボノ会

目的	・プロボノ活動のモチベーションアップ ・プロボノ活動を、ブラザーでの業務に役立てるための結び付け
仮説や狙い	・東海若手起業塾での支援ではなく、プロボノ個人の背景や目標にフォーカスすることで、プロボノ活動と、普段の業務を結び付ける
結果	・プロボノのブラザー入社時の思いや、普段の業務、今後の目標と、プロボノ活動を結び付けることができた。 ・プロボノ同期の学び合いが促進された

開催概要	
日時	10/18、1/31、3/10
場所	zoom
参加者	船木成記さん・プロボノ、事務局



1.(13) 報告：オンライン相談会

目的	・14期の起業家の、半年間の伴走後の事業の支援 ・1期～13期の起業家の事業支援
仮説や狙い	・1期～13期の起業家が、どのような支援を必要としているのか ・14期の起業家のアクションを促す
結果	・参加した起業家の満足度は概ね高く、また再度開催の声も多かった。 ・1期～13期の起業家は、中長期計画の策定や、定点観測的に次のステップに行くための時間として利用していた。 ・メンター・アドバイザーの活用の仕方が分からないという声もあった。

開催概要	
日時	3月22日 13:00～18:30
場所	zoom
参加起業家数	7名
期待達成度（5段階）	4.6
コメント	・本気の相談に対して、本気の回答が返ってきたので、とても手応え感を持ってました。 ・定期的に相談会を開催してほしい！自身の定点チェックにもなります。さらに欲を言えば、アドバイス以上に、例えば営業資料の作成を確認してもらえたり、自治体や企業へのお繋ぎなど伴奏してもらえると有難いです。



第 1 部：東海若手起業塾の概要

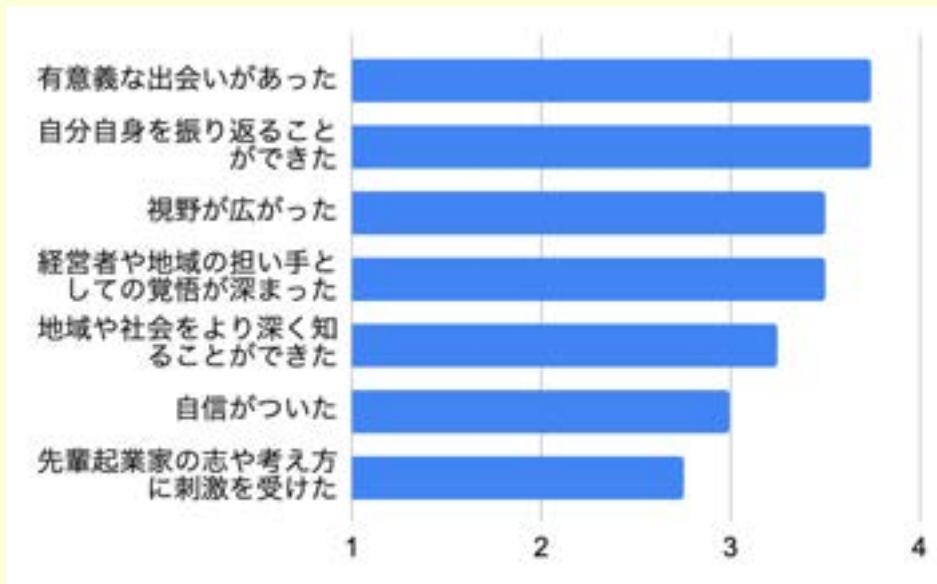
第 2 部：第14期の実施内容

第 3 部：第14期の成果

Q1. 本塾を通して【起業家個人】に起こった変化

点数の高かった上位5項目から、メンターのアドバイスやチームの伴走支援の中で、起業家自身の振り返りや、覚悟が生まれたことが分かる。毎年評価値の高い項目であり、起業家の「軸」を磨く、という本塾の提供価値は達成されていると評価できる。

その一方で、「先輩起業家の志や考え方に刺激を受けた」の評価は低く、OBOGと有機的な出会いが生めなかったことがアンケートにも現れている。



Q2. 本塾を通して【事業】に起こった変化

昨年同様「事業の社会的使命が明確になった」がもっとも点数が高かった。また「新たな支援者を獲得した」「新たな商品・サービス開発のヒントが得られた」など、今後の事業展開の上での土台となる項目への評価が高かった。

一方で「新たなビジネスモデルが開発できた」「収益が増加した」「新たな顧客を獲得した」は昨年同様低く、半年間の支援期間内には、事業の変化はあまり実現できなかったことが窺える。



第14期の成果（塾生アンケートの結果）

Q3. 本プログラムでの経験は、100点満点で何点ですか？

自分自身が変わった。これが何よりも大きい成果

コーディネーターとプロボの以外に業界に詳しいメンターとも関所以外で入ってもらえると、なお良い。

限られた時間であると承知の上で、例えば起業家同士で語り合ったり、事務局の人と話してみたりなど、視点の拡大や整理、第三者視点でのコメントなどがあると、より一層有意義になりそうだ。

具体的なプロジェクト実践の伴走まで出来れば尚良かったと思います。

81.25^点
(平均値)

Q4. 東海若手起業塾をあなたの周囲の起業家にどの程度すすめたいと思いますか？

勧められるフェーズの起業家がそんなに多くはない。ピッタリのフェーズの人で、柔軟な人ならめっちゃおすすめの場所です！

マイナスになる事はないし、軸ができるから

本気の起業家には絶対におすすめしたいが、当時の私のような「なんとなく起業家」にはおすすめでできない。笑

事業をどう進めていくかということも大切ですが、誰の何に対する困り事を解決したいのかという根本に向き合う事が出来るから。

8^(平均値)

当初に設定したプロジェクトとしての目標

「妊娠・出産を始めとした女性のこころと体の悩みについてあたりまえに話せる社会づくり」を実現するための収益確保を目指した対企業向けの対応検討および組織づくり

前半に実施したこと	とにかく企業との対話回数を増やした	後半に実施したこと	前半での企業との議論を踏まえて、どのようなサービス提供が黄牛向けに可能かを検討した
支援内容	起業家自身が、助産師および相談者視点での発想に偏りがちなため、企業視点についてのフォローおよび文脈づくりを支援した。	支援内容	原則前半と同じ。サービスの価値に関する検討・模索に加えて、収益性についての議論・壁打ち相手として活動した。

達成度		
プロジェクト全体の達成度	近づいたが未達成	起業家さんが一人では辿り着けなかった視点を作るところまでは達成できたが、それをもとに事業としてどこまで成立するかの検証には辿り着かなかった。
塾生の達成度	ほぼ達成	
事業の達成度	近づいたが未達成	
プロボノの達成度	ほぼ達成	
コーディネーターの達成度	近づいたが未達成	

起業家個人に対しての見立て

当初は、サービス自体の社会受容性が確認でき、自信をもって企業と対話できればいいな。というレベルでしたが。前半を進めていく中で、「こうあるべき・こうでないといけない・こういうものである」というような思い込み・先入観が強いことがわかったので、それを整えて相手の気持ちで考えることができるようになるといいなと思い始めていました（面談で相手のことを聞くのは上手なはずですが、企業のことになると急に思考停止するイメージです）。それらを経て、中盤から後半にかけては、提供内容と企業に求められている内容の不一致について実感してもらえることを目指していきました。最後の方では、営業や広報などを外注するかどうかという発想が芽生えてきていたのですが、外注するにしても「何を任せるか」を具体的に想像せずに進めていたので「何がどうなることを目指して外注するのか」という想像をすることができるように、言葉を尽くしてきたという感じです。

達成度	
塾生の達成度	ほぼ達成
達成されたこと/されていないこと	とりあえず、わからないことも一旦自分なりに考えてくれるレベルにはなったと思います。
理由	相談の際に、自分なりの答えを一応もって相談をいただけるようになってきたので。

当初に設定したプロジェクトとしての目標 就労関係の提携パートナー10社、瀬戸においてイベント開催

前半に実施したこと	パートナーやチームの関係ができていかなかったためチームビルディング。また、何のためにどうやって企業とつながるのか、RASHIKSの考えをまとめていく。	後半に実施したこと	RASHIKS内の立て直し(現場のコアスタッフの離脱から)、東海若手OBOGや就労関係の事業者との接続、就労支援施設の立て直し
支援内容	①チーム内の心理的安全性の構築(対話、合宿) ②事業立ち上げの基本的な知識や方法のレクチャー③瀬戸地域の企業開拓	支援内容	起業家とパートナーのメンタリング(アントレプレナーシップ、ファクトベースの管理運営、メンタルケア)、社内ミーティングのファシリテート、立ち直った時に接続できるような企業開拓

達成度

プロジェクト全体の達成度	未達成	事業面では就労支援が立ち上がったこと。ただし、制度外のところまでは踏み込めず。瀬戸における施設外就労の事業案はある程度できたので、ここから先は開拓しながらブラッシュアップする。また、地域の巻き込みはキーパーソンとはコミュニケーションは取れたが、プロジェクトまでは実施できず。
塾生の達成度	近づいたが未達成	
事業の達成度	未達成	
プロボノの達成度	近づいたが未達成	
コーディネーターの達成度	近づいたが未達成	

起業家個人に対しての見立て

事業者から起業家へ。8月に田中さんのプレゼンを見たときに、社会を変える起業家という感じではなくこれまで事業を回してきた人という印象であった。事業の成長は起業家の成長と連動しているため、人を巻き込んで福祉事業に留まらない事業展開をするために、田中さんの変化が必要不可欠だと考えていました。そのため、田中さんに断固たる決意を持ってもらうようにコーディネート半年間してきました。

達成度	
塾生の達成度	目標を超えた
達成されたこと/されていないこと	起業家として決意を持ち、田中さん流のリーダーシップが発揮されるようになってきた。
理由	紆余曲折(施設が立ち上がらない、コアメンバーの離脱など)を乗り越えて、一皮向けたように感じます。また半年間、田中さん片桐さんと南さん河尻で対話をひたすら続けてきたからこそ、田中さん自身がアンラーニングされ、壁を乗り越えられたと思います。
補足	事業はマーケティングとマネジメントの両輪で回ると思います。今回、RASHIKSはマーケティングの方を進め、マネジメントの輪が回らないまま進んだために問題が起きたように思います。東海若手として支援する領域に当てはまっているかはわかりませんが、内部のことに向き合い、クレドから面接・1on1などの具体的な制度まで進めてきました。ここからは両輪でどんどん進んでいって欲しいと思います！

当初に設定したプロジェクトとしての目標
問題構造を整理した上で具体的な事業内容が設計できていること

前半に実施したこと	インタビュー調査、事業理解のため郡上のフィールドワーク	後半に実施したこと	具体的な事業プランの立案
支援内容	インタビュー候補を紹介、実際にインタビューを実施	支援内容	事業ごとのステークホルダーを整理し事業が誰にどういう意味を持つのか整理した

達成度		
プロジェクト全体の達成度	達成した	事業の具体化は助成金申請などを通してかなり解像度が上がった。山村さんの視点もスタート当初よりも全体を捉えられるようになったと思う。
塾生の達成度	達成した	
事業の達成度	達成した	
プロボノの達成度	達成した	
コーディネーターの達成度	達成した	

起業家個人に対しての見立て

事業の木ではなく森を見れるように。

達成度	
塾生の達成度	ほぼ達成
達成されたこと/されていないこと	郡上、関、岐阜それぞれのプロジェクトを整理できるようになった。中長期目標が具体化できるとより良かったが今は目の前の事業で実績を作ることを優先することなのでこの点もこれで良かったかも。

当初に設定したプロジェクトとしての目標

ミッションに向かって、今あるプロダクトの価値を最大化するビジョンが見えている

前半に実施したこと	ビジョン、ミッションの明確化 企業へのヒアリング	後半に実施したこと	ビジョン、ミッションの明確化 企業への営業
支援内容	ビジョン・ミッションの明確化の壁打ち	支援内容	ビジョン・ミッションの明確化の壁打ち 仮想理事会

達成度		
プロジェクト全体の達成度	未達成	ビジョン・ミッションは、入塾当初と比べて明確になった。 その一方で、企業へのヒアリングや営業等、社会課題の明確化や、ビジネスとしての拡大は進まなかった。特に後半は、創業メンバーの離脱や、それによる開発への影響により、計画通りにほとんど進められなかった。
塾生の達成度	近づいたが未達成	
事業の達成度	未達成	

起業家個人に対しての見立て

社会を変える起業家へ。社会での課題と、自分たちの世界観を語れるようになる。

達成度	
塾生の達成度	近づいたが未達成
達成されたこと/されていないこと	会社のビジョンミッションや、自分たちの軸となるものの必要性を自分たちで感じ、そこに向き合うことができた。その一方、社会として何が課題なのかは明確にできなかった。

起業家支援について

課題	原因	対策
支援が十分に戦略的でない	・最終報告会までのKPI・KGI設定や、支援者側の見立ての構築が弱い	・支援者会議の実施方法や参加メンバーの見直し ・プロジェクト設計シートの構成や使い方の見直し
支援リソースが有効活用できていない	・コーディネーターが自分一人で問題解決しようとしてしまうため、リソースが足りない	・チーフコーディネーターや、理事の定期的フォロー ・ルールブックを活用し、リソースや東海若手の支援の可視化と活用 ・メンターの経歴や現在行っていることを可視化し、共に問題解決できる体制に
踏み込んだ支援ができていない	・起業家とメンターの関係性の構築が不十分	・起業家とメンターの関係性の構築

PRについて

課題	原因	対策
東海若手起業塾がどんな場所かがわかりづらい	・東海若手起業塾とはどんな場所なのかを簡潔に示す広報物がない	・東海若手期起業塾がペライチで分かる広報物を作成
応募数や、塾生のPRに繋がっていない	・ターゲットが明確でない ・広報戦略がない	・ターゲットを明確化し、広報戦略を作成の上で広報活動

東海若手起業塾 第15期活動報告書

東海若手起業塾実行委員会
2023年3月31日

- **目的**

第15期が終了し、改めてこれまでの成果を振り返り、残すべきこと、変えるべきことなどを整理し16期以降に挑むこと。

- **構成**

第1部：東海若手起業塾の概要

第2部：第15期の実施内容

第3部：第15期の成果

第1部: 東海若手起業塾の概要

第2部: 第15期の実施内容

第3部: 第15期の成果

東海若手起業塾は「私たちにできる社会の換え方」を学びたい人のための塾。地域や社会を変えたい起業家の、5つの力を育てます。

育む5つの力

①社会問題を捉える力

「誰がどんな困りごとを抱えているのか」社会や地域の課題を適切に把握、分析、構造化する

②解決方法を提示する力

「どのように解決するのか」どんなアプローチが、社会や地域の課題を解決するのかを明確にする

③資金を調達する・稼ぐ力

ビジネスとして成り立たせる方法や、ファンドレイジングの方法を組み立てる

④人や組織の協力を得る力

企業や行政、先輩起業家や仲間、支援者の力を集めて事業を加速させる

⑤経営者としての人間力

社会や地域を変える起業家としてふさわしい人間力を育む

東海若手起業塾の特長

- ①「私たちにできる地域や社会の換え方」に徹底的に向き合う場
- ②東海地方のフロントランナーや支援者が集まるネットワーク
- ③起業家ごとに組成し、伴走する支援チーム



地域課題の解決や、地域資源の活用を通じて、
東海地域を活性化させたいと考えている若手起業家が、
自律した事業経営ができるようになる

実行委員会やコーディネーターが持つ東海・全国のネットワークを最大限に活用し、起業家たちの成長をサポート！

支援体制

塾＝座学ではなく、現場に密着して、一人ひとりの起業家の成長をサポート！

コーディネーター＆プロボノ



個別支援

支援

起業家

＜主催＞
一般社団法人
東海若手起業塾実行委員会



＜運営協力＞



＜応援団＞
メンター／先輩起業家

＜協賛＞

ブラザー工業
株式会社



学びと実践を繰り返す半年間のプログラム。
起業家は、チームと共にそれぞれのプロジェクトに挑戦し、
「私たちにできる社会の变え方」を学びます。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プレ研修	プレ研修 書類選考	最終 選考会	キックオフ 研修	ギャザリング DAY		中間 研修		ギャザリング DAY	最終 報告会
			チームでの伴走支援						

プレ研修・選考を通じて、16期の塾生を決定。
8月にチーム編成ののち、半年間の支援がスタートします。

「東海若手起業塾」とは？：主な参画メンバーの役割

名称	概要	主なサポート内容・役割
コーディネーター	各起業家に1名	・起業支援プログラムに基づく起業家サポートの全体進行役 ・起業家と密にコンタクトを取り、支援体制と支援内容を組み立てる ・起業家のニーズを汲み取り、適切なリソースをつなげる
プロボノ	各起業家に1名	・CDと共に起業家のハンズオン支援を行うと共に自身が持つスキルを提供し、事業の加速へつなげる ・CD定例会議や社内ランチ MTG等にて情報を共有しながら、担当の起業家だけではなく、チームとして起業家をサポートする
メンター	3名程度	・集合研修などにおいて、自身の専門性・経験・ネットワーク等を生かして、当該事業を成功させるためのコンサルテーション・アドバイスを行う
実行委員会	起業塾全体を運営管理する団体	・若手起業家・事業の発掘・選考 ・キックオフ会議等、全体に関するイベント開催・運営 ・集合研修において、事業についてのアドバイス等を行う ・コーディネーター・プロボノの相談役となり、要請に応じて適切なサポートを行う ・複数の支援対象事業の取りまとめ・プラットフォームとしての役割
ブラザー工業株式会社	起業支援に共感し、本業を通じて支援する	・起業塾事務局への資金支援 ・本業と関連した事業ノウハウやリソースの提供 ・企業へのビジネスチャンスの提供（仕事の発注・事業提携）

「東海若手起業塾」とは？：メンター・ファシリテーター紹介



メンター：市来 広一郎(いちき こういちろう) 株式会社machimori代表取締役 代表取締役

1979年静岡県熱海市生まれ。大学院で物理学を修了したのちビジネスコンサルティング会社に勤務。2007年熱海にUターンし、ゼロから地域づくりに取り組み始める。地域資源を活用した体験交流プログラムを集めた「熱海温泉玉手箱(オンたま)」をプロデュース。2011年、民間まちづくり会社、株式会社machimoriを設立し、空き店舗を活用しゲストハウスを運営するなど、シャッター街となっていた熱海の中心市街地を再生している。著書に「熱海の奇跡～いかにして活気を取り戻したのか～」(東洋経済新報社)



メンター：川北 秀人(かわきた ひでと) IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 代表

1964年大阪生まれ。87年に京都大学卒業後、(株)リクルートに入社。国際採用・広報・営業支援などを担当し、91年に退職。その後、国際青年交流NGO「オペレーション・ローリー・ジャパン」の代表や国会議員の政策担当秘書などを務め、平成6年にIIHOE設立。大小さまざまなNPOのマネジメント支援を毎年100件以上、社会責任志向の企業のCSRマネジメントを毎年10社以上支援するとともに、NPOと行政との協働の基盤づくりも支援している。



メンター：佐藤 真琴(さとう まこと) 株式会社PEER 代表取締役 / 東海若手起業塾1期生

浜松市生まれ。広告代理店勤務を経て、25歳で看護学校入学。在学中の白血病患者さんとの出会いから、2003年、低価格で良質なウィッグを生産するため起業。06年には、カットだけでなくどう治療期間を過ごすのかを一緒に考える専門美容室「ヘアサブライピア」開業。現実解決策を通じて、がん患者など治療を続ける当事者・まわり・支える医療スタッフに貢献し、がんになっても安心して暮らせる地域支援をソーシャルビジネスとして行う。日経ウーマンオブザイヤー09キャリアクリエイト部門第5位受賞。経産省ソーシャルビジネス55選に選出。



ファシリテーター：山内 幸治(やまうち こうじ) NPO法人ETIC. 事業本部

1997年、大学在学中に、創業メンバーとしてETIC.の事業化に参画。国内初の実践型インターンシップの事業化や、その仕組みの地域展開に取り組む。その後、社会起業家の育成を行うアクセラレーションプログラムや東北での右腕派遣の実施、先進10自治体と連携したローカルベンチャー協議会の設立など、各省庁、大手企業、ベンチャー企業、地方自治体等と連携して、社会や地域課題に取り組む担い手を育む環境整備を進めている。立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科非常勤講師や、NPO法人カタリバ理事、NPO法人JANIC理事、環境省「地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」アドバイザー、科学技術振興機構「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム」アドバイザーなどを務める。

【2022年10月で活動休止】



起業家：伊藤 祐輝(いとう ゆうき)
株式会社カネコ小兵製陶所 代表取締役

岐阜県土岐市下石町生まれ、東京理科大学工学部経営工学科卒。大学卒業後、日本特殊陶業株式会社に入社。調達部のバイヤーとして、大企業から中小・零細企業まで幅広い経営者や社員と携わってきた。2019年に父が経営する株式会社カネコ小兵製陶所に入社。同年、中小企業大学校にて経営後継者研修を受講。同研修での事業承継や中小企業の経営について学び、現在は後継者や学生へ向けた講演活動なども行っている。



起業家パートナー：熊谷文乃(くまがいあやの)
株式会社カネコ小兵製陶所 直販担当

2021年2月株式会社カネコ小兵製陶所入社。
入社前は8年間、通信業の申請部門にて生産管理業務、品質管理を行う。業務内では特に、20名のスタッフのマネジメントおよびクライアントへの課題解決提案に尽力した。



コーディネーター：金子 尚弘(かねこ なおひろ)
会計事務所ブロースト / 税理士

1987年愛知県豊橋市出身。
立命館大学大学院修了後、名古屋市内の税理士法人へ入社。
中小企業への税務・会計コンサルティングを経験し、2018年10月に会計事務所ブローストを設立。
現在はNPOなどソーシャルセクターへの税務・会計のアドバイスやフリーランスの確定申告の相談などを中心に業務を行っている。
顧客のビジョンを共有し、伴走型の関わり方を得意としている。



プロボノ：深見 勇気(ふかみ ゆうき)
ブラザー工業株式会社 マシナリー事業工業マシン開発部開発1G

2016年にブラザー工業株式会社に入社。入社前6年はギヤモーター設計、入社後6年は工業マシン開発業務の、特にモーターを担当。モーターは外からは見えない目立たない存在ですが、機器が動くための力を与える、無くてはならない重要な部品です。仕事だけでなく人間関係においても、私はモーターのような縁の下の力持ち的存在を目指しています。新たな一歩を踏み出すためには大きな力が必要ですが、その動き出すための力を最大限アシスト出来るよう、全力で臨みます。



起業家：濱谷 政士(はまや まさひと)
コンポスペット 代表

若い頃からエンジニアとしてモノづくりに携わり、人工衛星、プリンターなど様々な製品に携わる。現在はブラザー工業在籍。2018年に東海若手起業塾でプロボノを経験し、その後、事業構想大学院大学へ入学。事業を起こすことを学び、新規事業推進部へ異動。新規事業開発を実施しながら、自らコンポペットの事業化を目指し活動中。



コーディネーター：堀田 陽祐(ほった ようすけ)
プロジェクトプランナー／コピーライター

1982年大阪生まれ。和歌山大学大学院デザイン科学クラスを終了後、2007年より広告会社勤務。メディア・営業・制作を経て、2020年に事業共創部門に着任。広告プランニングのほか、企業の新規事業開発や伝統工芸支援プロジェクトの運営などに携わっている。



プロボノ：吉田 将也(よしだ まさや)
ブラザー工業株式会社 DPシステム開発部

1992年大阪府生まれ、名古屋在住。2018年にブラザー工業株式会社入社。入社以来、産業用デジタル印刷機の開発に携わり、制御設計担当として機器全体の俯瞰を意識した設計を行う。2021年より中型大型インコを飼い始めたことをきっかけに、人と鳥がより良い共生社会作りに興味を持つ。現在は中小企業診断士と愛玩動物飼養管理士の資格を勉強中



起業家：野山 直人(のやま なおと)
一般社団法人つなぐ 代表理事

三重県名張市生まれ。20歳で名張を離れて9年、地元で子育てをしたいとの想いでUターン。2017年にリフォーム・リノベーション専門の工務店として個人事業で起業。名張市の旧市街地内で古民家の空き家を借りて作業場にする中で地域の課題である空き家に目が留まり、2021年に一般社団法人を立ち上げて地域の空き家の古民家町家を全面改修して2022年3月にコワーキングスペースをオープン。



起業家 サポーター：北森 仁美(きたもり ひとみ)
一般社団法人つなぐ

大阪府堺市生まれ。大阪教育大学を卒業後、三重県で小学校教諭として働く。結婚を機に名張市へ。4人の子育てに向き合う中で、つながりの温かさが暮らしの豊かさになると体感し、祖父が住んでいた家で場作りをしたいと退職。出会いとつながりの場としてコワーキング & レンタルスペース「FLAT BASE」を開店。一般社団法人つなぐとしての活動を始める。



コーディネーター：河尻 諭(かわじり さとし)
株式会社レジスタ 取締役 / moily

岐阜県美濃加茂市、1988年生まれ。立命館大学卒業後、2年間の会社員経験を経て2013年起業。起業してすぐに借金を背負うなど数年間泥を吸う期間を過ごすことに。そういった経験から身につけた泥臭い伴走型で、0→1の事業サポート・企画・WEB制作・まちづくりを事業に。東海地方から世界に向けて“面白い生態系”を作ることを目指している。2018年moily池宮さんと出会う。幸運な勘違いからmoilyのパートナーとしてTWK13期の門を叩くことに。TWKを通じて社会に向き合う覚悟を持ち、現在は、ビジネスとソーシャルの両輪からのビジョンづくりや当事者とユーザーがつながる場をつくることに奔走中。



プロボノ：原田 侑弥(はらだ ゆうや)
ブラザー工業株式会社 LC開発部

2009年ブラザー工業株式会社入社。現在まで、ドキュメントスキャナー、プリンタの製品開発に電気系技術者として携わる。スキャナー開発ではブラザー初となる超音波センサによる重送検知システムを開発。プリンタ開発においては低圧電源モジュール開発を中心としながら、定着制御、省エネ、安全規格といった領域に精通。製品開発以外の分野では、これまでにハード設計者派遣第1弾(インド)、PSLM新商材創出活動、BATON Accademia1期といった活動に参画。



2022年11月～

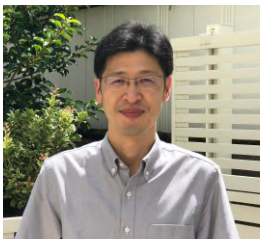
プロボノ：深見 勇気(ふかみ ゆうき)
ブラザー工業株式会社 マシナリー事業工業マシン開発部開発1G

2016年にブラザー工業株式会社に入社。入社前6年はギヤモーター設計、入社後6年は工業マシン開発業務の、特にモーターを担当。モーターは外からは見えない目立たない存在ですが、機器が動くための力を与える、無くてはならない重要な部品です。仕事だけでなく人間関係においても、私はモーターのような縁の下の力持的存在を目指しています。新たな一歩を踏み出すためには大きな力が必要ですが、その動き出すための力を最大限アシスト出来るよう、全力で臨みます。



起業家：渡邊 慎(わたなべ しん)
一般社団法人たかすのす 事業部長

農泊事業をきっかけに発足した団体「一般社団法人たかすのす」事業部長。地元である栃木では観光団体での勤務に従事しながら、有志で立ち上げたまちづくり団体に関わっていた。専門は観光・旅行業。旅行業務取扱管理者。2020年に岐阜県郡上市に移住し、同市高鷲町にてLINEを利用した地域情報共有システムを立ち上げ、地域のLINE広報を運用している。たかすのすの新規事業として「高原リゾート地における空き家対策事業」をスタート。



プロボノ：野口 豊(のぐち ゆたか)
プラザー工業株式会社 マシナリー事業 事業企画部

2000年プラザー工業株式会社入社。工業用マシン営業部を経て、2007年から2017年まで海外4拠点(アメリカ、ドイツ、香港、ミャンマー)で営業・経営企画業務に従事。帰国後、マシナリー事業 事業企画部で工業用マシン事業の戦略立案・実行、ビジョン策定・共有活動に携わっている。



2022年11月～

コーディネーター：金子 尚弘(かねこ なおひろ)
会計事務所プロースト / 税理士

1987年愛知県豊橋市出身。
立命館大学大学院修了後、名古屋市内の税理士法人へ入社。
中小企業への税務・会計コンサルティングを経験し、2018年10月に会計事務所プローストを設立。
現在はNPOなどソーシャルセクターへの税務・会計のアドバイスやフリーランスの確定申告の相談などを中心に業務を行っている。
顧客のビジョンを共有し、伴走型の関わり方を得意としている。

●ブラザー工業担当者

□岩田俊夫

●実行委員会

- 佐藤真琴（株式会社PEER 代表取締役）※代表理事
- 北村隆幸（NPO法人せき・まちづくりNPOふうめらん 代表理事）※理事
- 安形真（一般社団法人リズカーレ 代表理事）※理事
- 奥田順之（NPO法人人と動物の共生センター 理事長）※理事
- 村田元夫（株式会社ピー・エス・サポート 代表取締役）※監事

●事務局

- 古井千景 ※事務局長
- 太田咲菜
- 中野智文

第1部：東海若手起業塾の概要

第2部：第15期の実施内容

第3部：第15期の成果（塾生アンケートの結果）

1.(1) 報告:全体スケジュール

	日程	内容	場所	備考(敬称略)
募集期間	5月17日(火)	募集説明会	ZOOM	安形真(3期生) 興膳健太(3期生)
	5月19日(木)	募集説明会	ZOOM	北村隆幸(2期生) 井上美千子(9期生)
	5月20日(金)	募集説明会	ZOOM	池宮聖実(13期生) 山元梢(2期生)
	5月26日(木)	募集説明会	ZOOM	首藤政俊(7期生) 杉浦加菜子(14期生)
	5月6日(金)~6月6日(月)	個別相談会	ZOOM	
	6月6日(月)	エントリー締切		
選考・プレ支援期間	6月13日(月)	一次選考	ZOOM	選考委員: 岩田、佐藤、古井
	6月18日(土)	ブラッシュアップ研修(1)	ブラザーミュージアム	講師: 久野
	6月20日(月)	ブラッシュアップ研修(2)	ZOOM	講師: 川北
	7月19日(火)	ブラッシュアップ研修(3)	ZOOM	講師: 川北
	8月6日(土)	最終選考会※ライブ配信	ブラザーミュージアム	選考委員: 岩田、佐藤、川北、市来、北村、安形、奥田
支援期間	9月5日(月)~6日(火)	キックオフ研修	ブラザーミュージアム	メンター: 佐藤、川北、市来、山内
	10月19日(水)	1~15期合同ブラッシュアップ会	ブラザーミュージアム	メンター: 市来、川北、佐藤、倉片、小池、毛受
	12月5日(月)~6日(火)	中間研修	ブラザーミュージアム	メンター: 佐藤、川北、市来、山内
	2月13日(月)	1~15期ギャザリングDAY	労働会館	メンター: 佐藤、川北、市来
報告	3月4日(土)	最終報告会※ライブ配信	ブラザーミュージアム	メンター: 佐藤、川北、市来

1.(2) 報告:個別相談会

□的	15期塾□の募集
仮説や狙い	・エントリーを具体的に考えている□は個別相談会に参加し、不安点や不信感を事務局長と話すことにより減らす。
結果	・19名のエントリーがあった(募集説明会と重複あり) ・エントリーを考えている□でも、OBOGの話が聞きたい方は説明会にも参加していた ・起業フェーズが早い□からの相談も多かった。

開催概要	
□時	5/6～6/6 各回約60分
場所	zoom
合計申込□数	17名
アンケート点数	100点
コメント	ー良かった点 ・アットホームな個別相談会で、お話しやすく心配していたことが解消できた。 ・資料も説明も非常にわかりやすく、わからない点も丁寧に解説してくれた。 →説明の仕方や丁寧さには定評があることがわかった。 ・自分だけだと深掘りに限界があるため、支援体制にコーディネーターとプロボノがつくというが良いと思った。 ・本気で意見をぶつけ合いたい！と思う箇所は今後もっと増えていくと思いますので、その過程で東海若手起業塾のチームでの支援体制は非常に魅力的であると感じた。 →東海若手の特徴であるチーム体制での支援に魅力を感じている参加者が多いことがわかった。 ・この起業塾を受講したあとの事業と自分の成長がイメージできたため。 ・この機会を通じて沢山の想いある事業者さん達と出会えると感じたため。 →支援を通じての効果まで伝わっていることが見受けられた。 ー懸念点 & 今後の課題 ・挑戦してみたい一方で、自分にやりきれだけの力があるのかと思うところもあった。 ・予想を上回る実践的な内容だと分かった →エントリーのハードルを下げることも必要であると同時に、インプットが多い塾ではなく実践型であり尚且つゴールを自分自身で設定するひつようがあることを伝えることが重要であると考える。

1.(2) 報告：募集説明会

□的	15期塾□の募集・東海若□起業塾のPR
仮説や狙い	・起業家が関□を持ちそうなテーマでOBOGに話してもらうことで、間□を広げる+起業塾のPRをする ・オンライン開催により参加がしやすくなる
結果	・テーマによって申し込み人数に偏りがあり、録音を聞く方も多かったため、実際に何人が参加するのがの把握がしにくかった。 ・東海若手起業塾に参加するにはフェーズの早い方が見受けられたが、起業塾のPRとしては有効であった。 ・ゲストに理事やOB/OGを招いたため、実際の支援体制や過去の起業家についての質問も受けやすかった。



開催概要	
□時	5/17,5/19,5/20,5/26 各回 19:30～21:00
場所	zoom
タイトル	①自分も社会も大事にする、ローカル起業の根の生やし方 ゲスト:安形・興膳 ②岐阜×静岡の起業家トーク！地域で育むキャリア教育 ゲスト:北村・井上 ③先輩起業家に聞く、外国人と「共に働き、共に暮らす」事業のあり方 ゲスト:池宮・山元 ④愛知の起業家に聞く！企業&地域で医療福祉をどう広げる？ ゲスト:首藤・杉浦
合計申込□数	41名
アンケート点数	91.6点
コメント	・どういうマインドや考えで社会課題に取り組まれているのか分かって、大変学びが多かった。 ・逆境にあるからこそ、ワクワクしたり、相手のことを思いやる必要があるということを学んだ。 ・子供が生まれたあとに男性も悩みを抱えてる、けれど言えないことを課題として考えている人がいること。 ・皆さんの今に至るまでの経験を聞けたこと、仕事の楽しさ、参加した結果を聞けてよかった。

1.(3) 報告:ブラッシュアップ研修

□的	・□次選考通過者(8名)に対するブラッシュアップ。 ・最終選考会時には「誰のどんな困りごとに応えるか？」がはっきり定まっている状態をめざす。
仮説や狙い	・ブラッシュアップ研修で起業家自身が、なんのために、誰のために起業したのか？を改めて考え、企業・団体・プロジェクトの理念を明らかにし、
結果	起業家たちが、自分たちの事業に対する考え方の未熟さを自覚できてはいるが、具体的にどんなアクションをしてどんなまとめ方をして選考会に望むのかを考えるのが難しいと感じていた参加者が多かった。

開催概要	
□時	①6/18(土)14:00～17:00 ②6/20(月)18:30～21:30 ③7/19(火)18:00～21:00
場所	zoom
参加□数	15名+運営
講師	①久野美奈子②川北秀□③川北秀□
アンケート点数	①87.1点②79.1点③65.0点
コメント	一よかったこと ●社会課題とは何か、の理解 社会課題の解決といえど、困っているのは誰なのか、自分たちの想いという名のエゴになっていないかなど、いつも理念に確認することの大切さを学んだ。普段は目の前の作業しか見えなくなっていたので、自分と見つめ合う機会となったこと。 ●理念の考え方への理解 心象図の作成により、理想と現実のギャップがあることを自覚した。問題の本質を見抜き、そこで自分がなにができるのか、知識やロジックをきちんと入れて、それを理念に落とし込む作業を丁寧にやっていきたいと思った。。 ●コミュニケーション 同じグループの内で数字を意識している方が半面教師になり、差別化&届ける必要のあるターゲット層へ刺さる主文に至る事が出来た。グループになった人たち、それぞれのやりたい事、視点が垣間見れたことも経験値として良かった。 一懸念点 & 今後の課題 ●事前準備 事前に参加者の情報があつたらよかったと感じています。プレゼン資料を事前配布してくれたらよかった。作業時間前の作業説明や記入例があるとよい。 ●参加者とゲストのコミュニケーション もう少しディスカッションの時間があつたら良かったと思う。ブレイクアウトルームでグループ内フィードバックがあると良い。

1.(5) 報告:最終選考会

□的	・第15期□の起業家3名(+特別研究員0~1名)の選出 ・各起業家に対する選考委員からのフィードバック
仮説や狙い	・オフラインでの開催により、選考結果に関わらず起業家と運営陣が繋がることができる ・オープンなイベントであるため、東海若手起業塾の取り組みに関心のある人が気軽に参加でき、東海若手起業塾の認知度が上がる ・起業家がブラッシュアップ研修を受けて、その研修の成果を活かして準備した発表をし、選考委員のフィードバックを受けることにより、今後、事業のどの部分に注力していくか考える鍵となる。
結果	・起業家同□、また選考委員とのコミュニケーションが□まれた。 ・塾生になった起業家が半年間でどのように成長したいかを意気込みを知り、事業の現況を起業家自身が自覚する良い機会となった

開催概要	
□時	8□6□(土)13:00~16:30
場所	ブラザーミュージアム ※Youtubeライブ配信
参加□数	18名(選考委員、事務局、インターン)+ 現地参加者+ Youtube配信視聴者
選考委員	岩田、佐藤、川北、市来、北村、安形、奥田



集合写真



起業家プレゼンテーション



選考結果の発表



15期起業家とパートナー

1.(6) 報告:キックオフ研修

□的	・塾□と□援チーム全体の信頼関係をつくる ・「誰のどんな困りごとに応えるか」を再確認する ・東海若□起業塾の□援期間終了時の□標(ありたい姿)を決定する ・中間研修(2021年12□5□・6□)までの実□計画とKPIを決定する
仮説や狙い	・チームの関係性を作る ・メンター・コーディネーターの関係性を作ることで、今後コーディネーターが相談しやすい、またメンターも踏み込みやすくなる
結果	・メンター・コーディネーターでの議論により、コーディネーターがメンターの意図を理解した上でのコーディネートができています。また、メンターもチームの状況を知った上で議論ができています。

開催概要	
□時	9□5□(月)～6□(火)9:00～17:00
場所	ブラザーミュージアム
参加□数	29名(メンター、起業家チーム、ブラザー、実□委員会、インターン、事務局)+来客
アンケート点数	88.9点
コメント	—よかった点 ・作業→コメント→作業の繰り返しで、新しいアイデアや、アイデアの深掘りを促進していて、とても有意義な時間だったと思います。作業とコメントの時間配分も良かった。 ・詳細な時間設定、構成がされており、時間の意識を持って取り組めた。 ・今の課題を明確に持ち、何を誰にどのタイミングで聞きたいかの軸がわかりやすくよかった。 ・ある程度のストレス下で向き合う環境が丸2日間あることがよかった。 —懸念点 & これからの課題 ・序盤にメンターさん達と対決した際、かなりフワフワ状態で挑んでしまい、上手くディスカッションすることができなかったように感じた。 ・作業時間の際にチームの会話の方向性がズレたときの修正役が必要だと思った。



集合写真



チーム作業



フィードバックタイム



チーム作業

1.(7) 報告: 合同ブラッシュアップ会

□的	・1～15期の起業家の事業ブラッシュアップ ・1～15期が互いの事業や目指していることを知る
仮説や狙い	・15期生にとっては人脈を広げ、他の起業家さんへのアドバイスを聞く機会の創出とともに、キックオフ後の活動に対して評価をもらい軌道修正する。 ・1～14期生にとってはオープンメンタリング的に事業についての相談を役員以外の人からもらえる場の提供。
結果	・OB/OGの起業家や理事もプレゼンを通じてお互いの刺激になり、関係が育まれた。 ・支援期間終了後の進捗の報告やその時に困っている聞いた良い機会であった。

開催概要	
□時	10月19日 13:00～17:30
場所	ブラザーミュージアム
参加□数	44名(メンター、過去の塾生、起業家チーム、ブラザー、実□委員会、サポーター、事務局)
アンケート点数	74.4点
コメント	・メンター・アドバイザー以外の人でも発表者にコメントする関わりしろ(例えば付箋でコメント書いて渡すとか)みたいなものがあると、よりいろいろなコメントがもらえたり、コミュニティの中でのつながりが増えるかと思った。 ・フィードバックの時間がたっぷりあったのはとても嬉しいです。あと、メンターの方だけでなく、参加している起業家やプロボノの方からの意見もありが良かった。 ・フロアの2～3か所でプレゼン・議論をする際、他ブースの声が響いてきて、自ブースの議論が 5割以下ぐらいしか聞こえなかったため会場変更やレイアウト変更を考えて欲しい。 ・だれがなんのブラッシュアップをどうやってやるのかがわからないまま、なんとなく進んでしまった気がしていて、誰がどんな目的で来ているのかの場のチェックインが必要だった。



集合写真



起業家プレゼンテーション



起業家プレゼンテーション



メンターのコメント

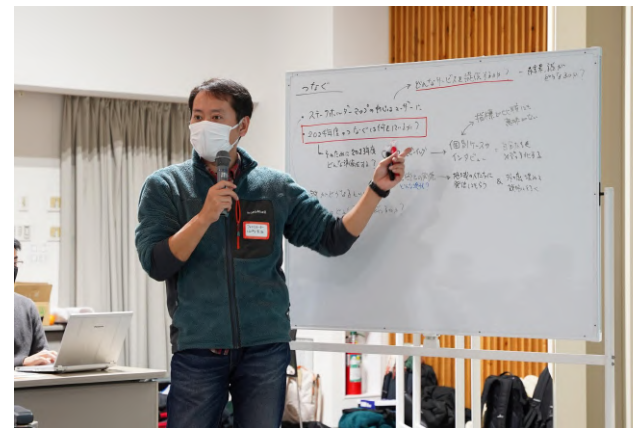
1.(8) 報告:中間研修

□的	・今期終了時(2023年3月)の目標(ありたい姿)を決定する。 ・キックオフ研修からの3ヶ月間を振り返り、改めて自分たちの目指したい社会を考える。 ・のこり半年間(2022年12□～2023年2□)のアクションプランを具体化する。
仮説や狙い	チーム全員が対面で議論できる貴重な機会の創出とサポーターの参加により、チーム全体が全体がメンターとの議論に集中できる環境を作ること。
結果	・ステイクホルダーマップの再考、チームの編成直し、協働できる子会社を探すなどの3月までのアクションプランが明確になったことがよかった。 ・30分程度を1タームで各メンターとのディスカッションとチーム作業を繰り返す構成が思考の深まりにつながっていて良かった。 ・サポーターが議事録をとってくれたおかげで、チームが議論に集中できた。

開催概要	
□時	12□5□(月)～6□(火)9:00～17:30
場所	ブラザーミュージアム
参加□数	34名(メンター、起業家チーム、ブラザー、実□委員会、サポーター、事務局)+来客
アンケート点数	88点
コメント	・フィードバック→チーム作業の連続のときに作業の進み具合によって、確認したい点が不十分な状態でフィードバックタイムに突入してしまう場合があるので、有意義に時間を使えるような仕組みがあると良いとおもった。 ・起業家自身ができない理由をリソース不足に集約して逃げ込んでしまっていたので、メンターがその上でやれることを考え、どれだけ本気で取り組むかが起業家でしょ、ということを伝えてくださったことがよかった。 ・先を見据える上でも、判断に迷った時のためにも確固たるビジョンを持ち、事業にも自分にも軸を通すことが重要なのだと感じられる研修だった。 ・研修のマインドセットを会の前半でもう少し整え、起業家の状態を見た上で、2日目の関所の時間配分調整するとかロジ面の柔軟さがもっとあってもいいと感じた。



全体写真



戦略会議



フィードバックタイム



チーム作業

1.(9) 報告:ギャザリングDAY

□的	・1～15期の起業家の事業とプロジェクトのレビュー ・1～15期が互いの事業や目指していることを知り、共創の芽を育む
仮説や狙い	・15期生にとっては人脈を広げ、他の起業家さんへのアドバイスを聞く機会の創出とともに、最終報告会前に後の活動に評価をもらう。 ・1～14期生にとってはオープンなメンタリング的に事業についての相談を役員以外の人からもらえる場の提供
結果	・表者とメンター以外も全体的に発言しやすい雰囲気場になっていた点。発表者とメンター以外も発言しやすい雰囲気があり交流が活性化した。 ・交流会での世代や属性を超えたディスカッションが東海若手コミュニティの広がりにとって有意義な時間であった。

開催概要	
□時	2023年2月13日(月)12:00～17:30
場所	労働会館
参加□数	29名(メンター、過去の塾生、起業家チーム、ブラザー、実□委員会、サポーター、事務局)
アンケート点数	85.5点
コメント	・いろんな出会いがあり、東海地方各地で活動する起業家と知り合えることが何よりよいと思いました。 ・毎度のプレゼンでは事業の根幹の部分での指摘が多かったが、今回、ミッション策定や仲間作りにフォーカスしたことで議論ポイントが明確になり「一旦深く考えてみる」が実践できたように感じた。 ・起業家メンタリングは真琴さん部屋はいる人たちを巻き込みながらやってくれたので、聞いている側も議論に参加型できて楽しかったです！ ・交流会の時に一つの議題についてグループでのディスカッションはいろいろな意見が聞けて参考になったが、1部や2部で出た内容や話題を深める形でディスカッションしたり、自分がCXOだったら、と言った仮定での話ができると、より繋がりができると思った。



集合写真



起業家プレゼンテーション



交流会



理事からのプレゼンテーション

1.(10) 報告:最終報告会

□的	15期を振り返り、翌日からアクションするための知恵や資源を集める
仮説や狙い	・メンターと起業家チームが今後も関係を続けていけるように、発表前の相談会の時間を長めに作る ・15周年を記念してブラザー工業と東海若手の関係性や想いを対外的に発信する ・各起業家の今までの総括とこれからの活躍を発信し、応援し合うコミュニティづくりの一助となる
結果	・メンターと深い対話や相談、また今後のやりとりをお願いなどをする姿が見られた ・トークセッションで佐々木社長、理事、事務局長、対話の場を作ることができた ・プログラムを通しての起業家自身の成長を皆で理解し、今後の展開の話までできた

開催概要	
□時	2023年3月4日(土)9:15~17:30
場所	ブラザーミュージアム
参加□数	26名(メンター、起業家チーム、ブラザー、実□委員会、サポーター、事務局)
アンケート点数	82.3点
コメント	・プロボノの方の発表時間があったことが良かったです！これによってプロボノにも刺激があったし、考えていることを改めて知るきっかけになったのも新鮮でした！ ・トークセッションがとてもよかった！東海若手 ×ブラザーという構図でのコミュニケーションを見ることは初めてで新鮮だった。次回は登壇者を増やしてパネルディスカッションにしても面白いかと思いました。 ・最終報告会準備で一杯一杯の中、午前中の相談会はタイミングがイマイチかと感じた。報告会のフィードバックを兼ねて、相談会3枠のうち1枠でも報告会后にあればよかった。 ・最終報告会って誰に向けての発表なのか改めて設定いただけると話しやすいかもしれないな、と思いました。



集合写真



起業家プレゼンテーション



トークセッション



メンターのコメント

1.(11) 報告:コーディネーター・プロボノ定例ミーティング

□的	・キックオフ時に定めたゴールやKPIの進捗確認・ブラッシュアップ ・支援の方向性の確認 ・次回(MTGや報告会)までの達成目標の確認
仮説や狙い	・コーディネーターやプロボノから悩みや問いを事前に共有することで、課題をチームで抱え込まない仕組みにすること
結果	・起業家ファーストでの思考はできたものの、属人性が高い支援であったため、今後も視野に入れて、どのコーディネーターでも一定の成果が出せるような体制作りが必要である。 ・アセスメントシートを作成したが、活用タイミングや方法が明確ではなかったため、起業家にサポーター陣が定量的に成長を伝える仕組みが必要そうである。

開催概要	
□時	9/15、10/7、11/9、1/10、2/9、3/16
場所	zoom
参加者	コーディネーター、プロボノ、事務局、北村さん、安形さん、佐藤さん



1.(12) 報告:プロボノ会

□的	・プロボノ活動のモチベーションアップ ・プロボノ活動を、ブラザーでの業務に役立てるための結び付け
仮説や狙い	・プロボノ個人の背景や目標にフォーカスすることで、プロボノ活動と、普段の業務を結び付けることができれば自身にとってチームにとってより満足度の高い支援機関になるのではないかという仮説 ・チーム活動の中で困りごとがあった場合に、この場が相談できる機会になればという狙い
結果	・プロボノのブラザー入社時の思いや、普段の業務、今後の目標と、東海若手起業塾でのプロボノ活動を結び付けることができた。 ・KPT法で今のチームの状況及び自己を客観的に俯瞰し振り返る視点を持つことができた ・プロボノ同期の学び合いが促進され、横のつながりが生まれた

開催概要	
□時	9/30、12/16、3/15
場所	zoom
参加者	安形真さん(ファシリテーター) プロボノ4名、事務局



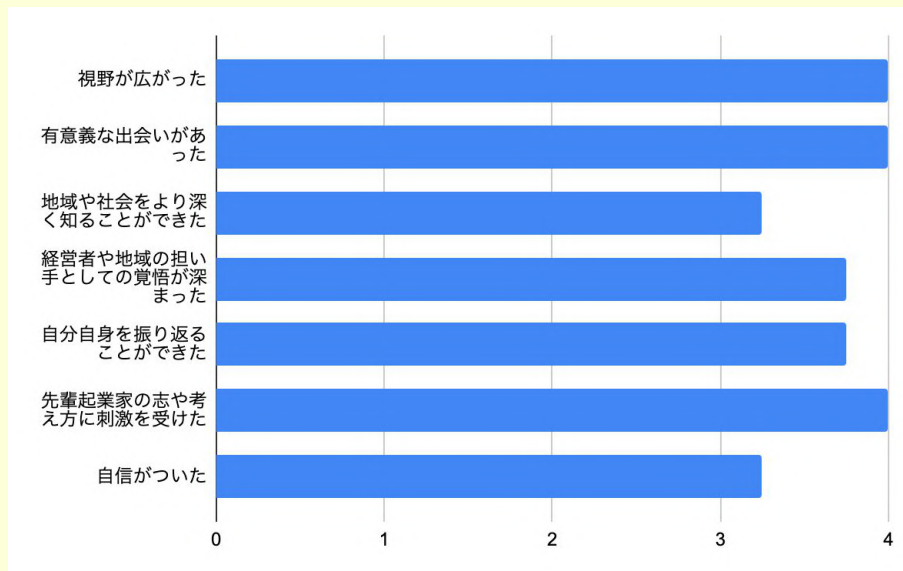
第1部: 東海若手起業塾の概要

第2部: 第15期の実施内容

第3部: 第15期の成果

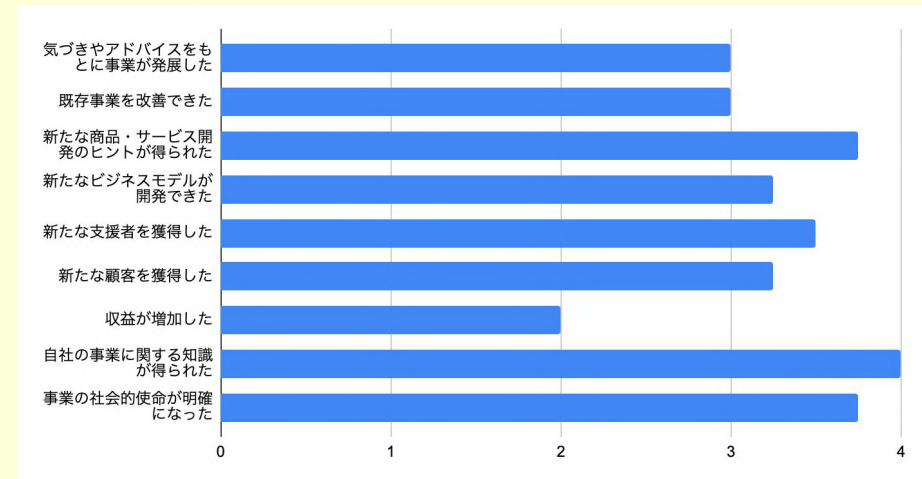
Q1. 本塾を通して【起業家個人】に起こった変化

昨年に比べ「先輩起業家の志や考え方に刺激を受けた」とう項目の評価がくなっている。これは今年度から理事に OBがいることや、1-15期合同のギャザリング DAY等で過去の塾生との交流が要因になっていると考えられる。一方で「地域や社会をより深く知ることができた」「自信がついた」などは他の項目に比べると低い値となっているため、リサーチの仕方やモチベーションコントロールなどをさらに高める必要がある。



Q2. 本塾を通して【事業】に起こった変化

昨年同様「事業の社会的使命が明確になった」がもっとも点数が高かった。また「新たな商品・サービス開発のヒントが得られた」「事業の社会的使命が明確になった」などプログラム後も事業を進める上で重要となる項目への評価が高かった。一方で、「収益が増加した」の項目が他の項目に比べ著しく低くなっており、半年間の間にマネタイズポイントまでを設計し実践することがあまり実現できなかったと考えられる。



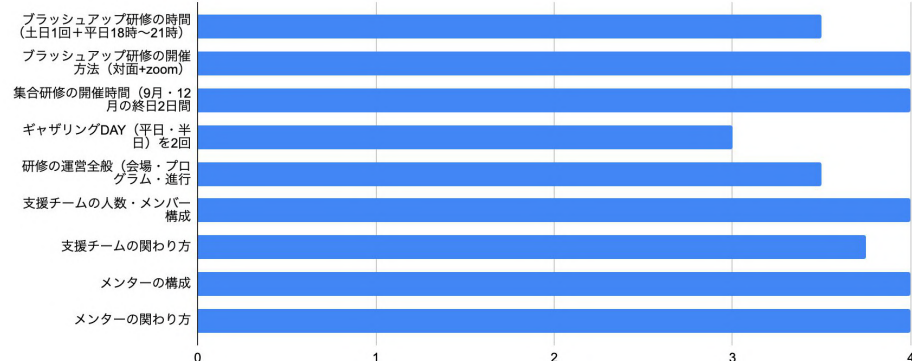
Q3.「東海若手起業塾が育む5つの力」について、その5つの力が育まれたか

「社会問題の捉え方」「人や組織の協力の得方」「経営者としての人間力」の3項目は全員が「やや育まれた」「育まれた」のどちらかの回答であった。しかしながら、「資金調達稼ぎ方」に関しては「やや育まれていない」という意見があったため、評価が他の項目よりも低くなっている。Q2同様にビジネスモデルの設計までは至っておらず、起業家のフェーズ、もしくはプログラムの設計の課題により、半年間の間では到達できなかった可能性がある。



Q4. 本塾の運営について

今年度から始めた「ギャザリングDAY(平日・半日)を2回」は、OBOGとの交流の機会提供はできたものの全員が「やや適切であった」の回答になっている。一方で、「支援チームの人数・メンバー構成」「支援チームの関わり方」「メンターの構成」「メンターの関わり方」に関しては「適切であった」と評価が高く、プログラムの運営体制は起業家にとって満足するものであったと窺える。



Q3. 本プログラムでの経験は、100点満点で何点ですか？

塾生側の都合や意見を取り入れたら良かったと思う。

たくさんの問いとたくさんの人のご縁と視察なども含めて半年の間に様々な経験をさせていただけたことでできました。

目標としたところ(5年後までの事業計画立案)まで行けたら。ギリギリ頑張っていたけれど、時間が足りなかった。

2日間のみっちり事業について考え続ける時間も普段は取れないので貴重だったし、チームの力がどんどんついていって、チームつなぐになるプロセスもとても熱かった！

92.5点
(平均値)

Q4. 東海若手起業塾をあなたの周囲の起業家にどの程度すすめたいと思いますか？

身になるもののこのままだと負担が大きい(参加回数で)

自分ごととして一緒に考えてくれて、支援いただけて、後押ししてくれる。こんなプログラムは他に知らない。

確実に前に進めるプログラムだと思うから。人生変わるレベルで物の見方に変化が起きたり、自分の軸や心が動く起点はなんなのかを起業家が見つけれられることはとても価値のあることだと思うからです。

これだけ起業家に寄り添ってくださるプログラムはないなと感じます。
アットホームな空気感も良い部分だと思います。

9(平均値)

当初に設定したプロジェクトとしての目標

構想中の製品を、(プロトタイプでもいいので)顧客に渡せるレベルのアウトプットに仕立て、顧客(ユーザー)の反応を得て事業のブラッシュアップをはかる。

前半に実施したこと	プロトタイプ品を完成させるための開発推進とクラウドファンディングの準備	後半に実施したこと	クラファン実施とその後の計画検討
支援内容	事業構想の紐解き(起業家の本心と外部発信内容のズレの調整)、再構想(例えば、短期でやるならどういことができそうかなど)、クラファン企画のサポート	支援内容	クラファン中の起業家自身の活動(外部アプローチや開発進行)を応援。未来の構想の糸口探しサポート

達成度

プロジェクト全体の達成度	近づいたが未達成	当初の目標を達成するほどのスピード感(トライ&エラー)が出せなかった。その理由としては起業家のキャパ(決して低いわけでは無い)に対して、期待しているトライのレベルが合っていない可能性(アクションの幅やプロダクト開発の難易度)がある。
塾生の達成度	近づいたが未達成	
事業の達成度	未達成	
プロボノの達成度	ほぼ達成	
コーディネーターの達成度	ほぼ達成	

起業家個人に対しての見立て

自分の事業を客観的な視点で見ることができ、柔軟に社会に価値のある事業家を目指そうという意志を持てる状態

達成度	
塾生の達成度	近づいたが未達成
達成されたこと/されていないこと	開発でプロダクト側の視点に固執しすぎず、人とのコミュニケーション量が増やせたという点では「やや近づいた」印象はあるが、課題解決に向けて事業を柔軟に考えられるかと言う点でみると、つくり手視点からは変わらずの状態となったため
理由	スタートアップ的な動きが必要になる事業体であるはずが「つくり手としての正しさ(完璧なものづくりでいいものが完成してからアウトプットするべき)」が、大きな規模感でないと実現できない体制をベースに発想しており、半年間であらたな視点を醸成できなかった。



真琴さんのメンタリング



Tシャツ作成



コンポスペット作製



クラウドファンディング挑戦・成功

第15期の成果:コーディネーターより 野山直人

当初に設定したプロジェクトとしての目標

なばりええやんと名張に暮らす人・関わる人が思ってもらえるように、つなぐとして名張の中で何の機能を果たすのか(例:中間支援など)を明確になり、一歩目が踏み出せている状態。

具体的に、下記の達成を目指す。

- ・起業塾終了後もつなぐをチームとして活動できるようにする
- ・ // 地域の課題を自分たちであぶりだせるようにする
- ・(仮)名張のまちづくりのわくわく会議の定例化
- ・ナバリエェヤン回覧板を継続できるように仕組み化
- ・名張市への名張まちづくり未来プランを持ち込めるように準備
- ・つなぐの立ち位置、関わり方が名張市役所内で明確に認識してもらう

前半に実施したこと	名張市に暮らす人の課題やニーズを掘り起こすためにイベントを実施。また、コワーキングの日常の使い方やイベント時の使い方について利用者の声を聞きながら考えていった。アクションとして、下記のことを実施。 ・なばり、ええやんツアー2回開催 ・名張市長にアプローチして、対面で直接意見交換 ・市役所の課長クラスのLINEグループ作成(行政の中に横のつながりを実施) ・名張市のまちづくりに関わる部署(4部署)の内、3部署にヒアリング。それぞれの課題感を聞く。 ・まちづくりについて、事例をレポートで学び、なばりええやんにつなげる重要な要素を出す=島原万丈氏の資料を参考に “寛容性”をアンカーに置く。 前半戦の大きな起点としては、活動ベースの延長ではなく事業としてやっていくことに揺るぎない覚悟を持てたこと。
支援内容	■プロボノ: 誰の何の困りごとに答えるのか、という問いを持って常に起業家に向き合った。 起業家とパートナーが前半戦は特にターゲットがぶれる傾向にあり、その場その場で向き合った人の課題に引っ張られていた。そのため、毎回の定例で前述の問いかけや確認を徹底して行った。また今の議論を整理するため、定期的に図解したものを持ってきて、チームの中に図を作って思考を整理する文化を育んだ。 ■コーディネーター: 視座が上がることと、起業家としての覚悟を持つこと、チームビルディングの3点を軸に起業家と向き合った。 視座について、1人1人の当事者の解像度を上げながらどういう社会構造でそれが引き起こされているのか、他の地域はそれについてどういう手段を用いているのかの理解を促した。起業家としての覚悟を持つことは、起業家に厳しく踏み込み 1on1で対面で話すことを実施。チームビルディングについては、プロボノを含めてそれぞれの役割を明確にしながら主体性を持った心理的安全性が高いチームに向けたファシリテーションをした。

後半に実施したこと	中間研修で作ったロジックモデルをベースに、挑戦を名張市の中に生み出していくために、他地域の視察や名張のステークホルダーを巻き込んでいくこと、つなぐとして果たす機能を明確にすることを実施した。具体的なアクションは下記の通り。 ・東近江市視察 ・西条市見学 ・名張のまちづくりのわくわく会議、初回開催(東近江報告会) ・地域内プレイヤーに取材 ・行政のイベント開催(空き家関係) 大きな起点としては、現場視察と、名張市市長のコワーキング訪問、高校生から社会人が集まる多様な場でフラットな意見交換ができる現場を作れたこと。
支援内容	■プロボノ: 支援というか、チームの一員という意識で、なばりええやんに向けた、ロジックモデルを徹底的にブラッシュアップした。それをベースにつなぐが今やっていること、やろうとしていることの判断ができ、重要な判断がぶれないようなチーム運営が可能になり、名張のステークホルダーにも説明しやすいものができた。 また、他のチームのプロボノや過去のプロボノに相談しにいくなど、多くを巻き込みながら解決に向けて主体的に進めた。 ■コーディネーター: 起業家の特徴を踏まえて、現場視察に向けたコーディネートを実施。また、具体的な方針(マルシェを起点に挑戦者支援をしていく)が生まれたので、そちらについて数字も含めた事業プランの作成の支援を実施した。 また、最終報告会後の動き方やその後の東海若手起業塾の活かし方や価値の循環(エコシステム)についての差込を行った。

達成度		
プロジェクト全体の達成度	達成した	・起業塾終了後もつなぐをチームとして活動できるようにする →役割分担、名張のプレイヤー、プロボノやコーディネーターのその後の関わりも設計し、実際に動き出して終わった。 ・つなぐが地域の課題を自分たちであぶりだせるようにする →町の人や行政の人から直接相談が来るような関係になり、それらを整理して課題を導き出せるような状況になった。また、整理の仕方も身に付けた。 ・(仮)名張のまちづくりのわくわく会議の定例化、ナバリエエヤン回覧板継続の仕組み化 →わくわく会議は定例化に向け毎月開催。回覧板継続の仕組みは作れたが、事業判断でペンディング。 ・名張市への名張まちづくり未来プランを持ち込めるように準備 →名張市へ提案ができる立ち位置になり、定例会で市長や行政の人がいる中で発信できた。 ・つなぐの立ち位置、関わり方を名張市役所内で明確に認識してもらう →空き家や他部署連携の内容がつなぐに相談が来るようになった。また、行政の上長からはつなぐがこれだけやってくれてるんだから、ちゃんと名張市もつなぐに協力する旨の言葉をもらえた。
塾生の達成度	目標を超えた	
事業の達成度	ほぼ達成	
プロボノの達成度	達成した	
コーディネーターの達成度	達成した	

起業家個人に対しての見立て

起業家としての覚悟を持つ&ちゃんと現場をもつ状態になっていれば、あとは自分たちの力でブレイクスルーしていこうという見立てを持っていた。また、まちづくりという生態系エコシステム)の現場を持つところから、東海若手の中でもコレクティブなインパクトや協働共創を積極的に生み出していきたいと思うようになっていると、より良いと思っていた。

達成度	
塾生の達成度	目標を超えた
達成されたこと/されていないこと	・起業家としての覚悟を持つ → 紆余曲折ありながら、アントレプレナーとしての覚悟を持ち、つなぐをやっていくこととそれで社会に影響を与えていくことの意味と戦略の叩きを持てた。市長の前でも堂々と名張の未来を語っている。 ・現場をもつ → まずは空き家とチャレンジャー支援 (=そのためのマルシェ) というところに到達し、動き出しができた。 ・東海若手 → 意識として持って、まずは 15 期(起業家・プロボノ・コーディネーター・メンター・理事・事務局) のアフターコミュニティの実行委員会のまとめ役をやってくれている。これはここまで思ってくれると思わなかった。
理由	・起業家としての覚悟を持つ → こちらについて、コーディネーターの踏み込みや、同じフィールドで事業を行っているメンターや理事と対話できたことが影響している。 ・現場をもつ → 起業家としての覚悟を持つことと連動しているが、誰の何に向き合うのかが明確になり、実際にその現場に関わっていることが社会を変える起業家の 1st ステップだと思う。ロジックマップや視察などでどの現場に向き合うのかの解像度が上がり、実際に名張で行動に移せたことが理由と分析する。 ・東海若手 → 東海若手でエンパワーメントされたことと、東海若手のリソースで実現したら名張 (=そのつなぐとしても) にとっても東海にとってもいいよねというビジョンを共有して差し込んでいったことが影響していると思われる。



市来さんの訪問



名張ワクワク会議の開催



西条市への視察訪問



東近江市への視察訪問

当初に設定したプロジェクトとしての目標 「高鷲に興味・関心がある人と交流できるゲストハウス」の運営

前半に 実施した こと	①ゲストハウスに関する書籍の読み込み ②ゲストハウス構想を語るオンラインイベント開催 ③ファミリー向け企画開催 (元塾生田中さんご家族参加)	後半に 実施したこ と	①宿のプレオープン ②DIYイベントの企画・広報・実行 ③最終報告に向けた事業計画最終化
支援内容	①活動進捗管理 ②グリーンシーズン向けコンテンツの調査・提案	支援内容	・上記①、②に対して まずは起業家のマインドセットを変化させること。自分で完結させようとしていたが、周囲を巻き込むこと、力を借りること、ダメ元でもトライするようにアドバイスした。また、タスクを具体的なスケジュールへ落とし込むことも意識的に問いかけを行った。・上記③に対して 起業家の想いを深掘りするためにプロボノがイベントに参加したり、対面での対話の機会を設けた。また、コーディネーターからはどの程度の集客をすればどの程度の売り上げに繋がるかなど、自立した事業にするために必要な取り組みを逆算できるような問い掛けを行った。

達成度		
プロジェクト全体の達成度	近づいたが未達成	起業家の思いはある程度形になったものの、事業化に向けた市場調査やターゲットの絞り込みは十分ではなかった。 事業としてはこれからなので達成度は評価が難しい。
塾生の達成度	近づいたが未達成	
事業の達成度	近づいたが未達成	
プロボノの達成度	近づいたが未達成	
コーディネーターの達成度	近づいたが未達成	

起業家個人に対しての見立て

・プロボノ

起業家が自分の言葉で事業計画を語り、第三者が納得感を伴って受け入れている状態

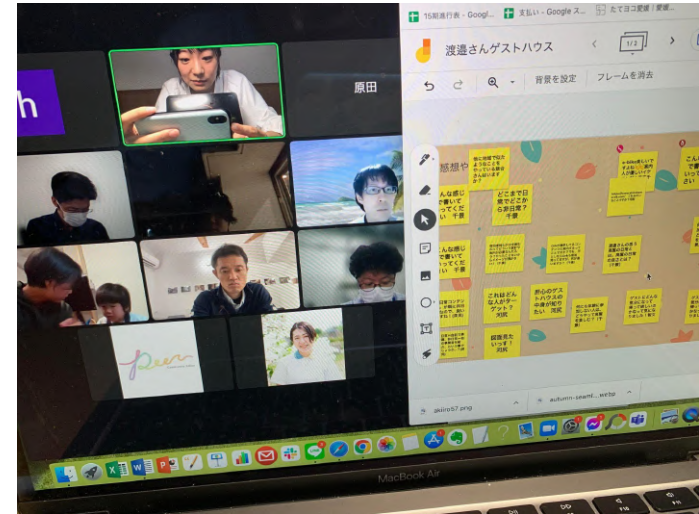
・コーディネーター

受け身ではなく、自分で考えて動けるようになることが第一。
その上で具体的なビジョンを描けるように。

達成度	
塾生の達成度	近づいたが未達成
達成されたこと/されていないこと	・プロボノ 経験を積んだことで起業家自身の言葉が出るようになったが、第三者が事業計画の実現性を感じるには至らなかった ・コーディネーター 周りを巻き込むことの成功体験はできたと思うが、まだ主体性に欠ける感じはある。
理由	・プロボノ 調査によるニーズ分析やターゲット顧客の解像度が十分ではなかったため ・コーディネーター イベント企画などもタスクとして出したものを行ったという側面が強いので。



市来さんの訪問



ゲストハウスを語る会



ファミリー向け企画開催



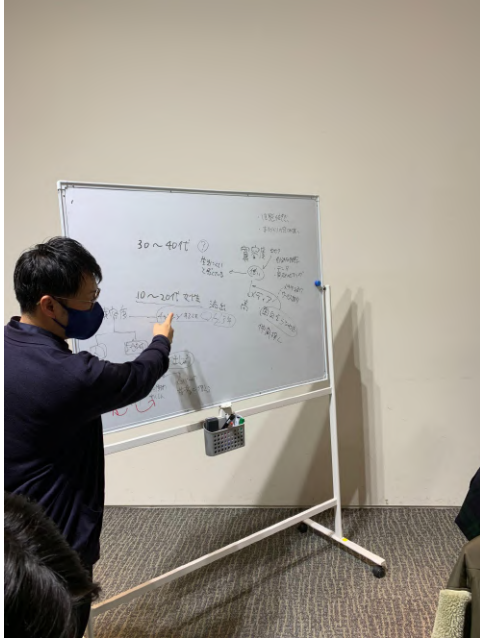
ゲストハウスDIYイベント

起業家支援について

狙い	おこなったこと・結果・成果	振り返り・来年度に向けて
踏み込んだ支援ができる、起業家チームとメンターの関係性を作る	・メンターとコーディネーターが、支援の方針をすり合わせる機会を研修中に実施した →メンターとコーディネーターの意思疎通ができたことで、メンターが踏み込みやすくなった。懇親会も、人と人として話すことができる関係性に寄与した。	・研修中のすり合わせの機会や、懇親会は来年度も継続していく。 ・起業家の事業フェーズが早かったこともあり、踏み込みようがない場面もあった。これは、そもそも東海若手起業塾でどんな起業家を育てるかという議論に立ち戻る。
支援リソースを十分に活用した支援の実施	・チーフコーディネーターの研修の参加 ・チーフコーディネーターを交えてのサポーターズMTGの開催 ・コーディネーター会の開催 ・メンター・理事・コーディネーターのチャットの作成・運用 →研修の中での支援方針の修正ができた。コーディネーターが、すぐに理事やメンターに支援の方針を相談し、視察先の決定などに繋がった。	・メンター・理事・コーディネーターのチャットは引き続き運用し、コーディネーターが相談しやすい環境を作る。 ・サポーターズMTGについては、開催方法を再検討し、戦略的支援ができる方法を追及していく必要がある。

コーディネーターが自分で解決するのではなく、メンターや実行委員会のリソースを使うこと、また起業家自身がメンターと積極的に関わって自分を変化させていくことに関しては、一定の成果を生むことができた。

しかし、マネタイズの方法や売り上げ目標を含んだ事業計画までにはなかなか至らなかった。これには、支援の戦略性という点では、まだコーディネーターが一人で考えてしまっている点があることと、そもそも塾生の事業フェーズが早かったことが考えられる。



チーフコーディネーターの参加



メンターでの議論

15期の重点項目について

	おこなったこと・結果・成果	振り返り・来年度に向けて
外部連携	・選考会や報告会の場に、emcampus(サーラガス)・名古屋銀行さんなどが参加	・起業家に対して実際に外部支援プログラムやイベントを紹介したり、繋いだりするところまでは至らなかった。接点の多い起業家から、紹介事例を作る。
広報	・外部のイベントでの登壇やプログラムの参加 例:Nagoya Connect 古井 登壇 東海学生AWARD 佐藤 合宿参加、古井参加 アスクネット SEL OB3名(山下、首藤、藤本)派遣 →エントリー予備軍へ積極的にアプローチできた ・東海若手起業塾の特徴についての言語化を見直し、webページの文言を修正した。	・外部イベントでの登壇やプログラムへのメンターや審査員派遣は積極的に続けていく。 ・webページについては、リニューアルから5年経ち、ページの安全性が危ぶまれている。また、塾生インタビューページは非常に重たい。早急な改修が望ましい。
関係者エコシステムの価値化	・1期～14期の起業家や支援者が参加するギャザリングDAYの開催 →ギャザリングDAYで生まれたアイデアが形になったり今後生かしたい視点を得たという声があがったりなど、起業家にとって東海若手起業塾の繋がりが実際に価値を持った事例が生まれた。	・ギャザリングDAYについては、OBOGから今後への期待の声も多く、引き続き開催していく。より具体的なアクションや、同じ分野、エリアでの共創に結びつけるように、事前にOBOGのニーズをヒアリングして設計するなど、内容をアップデートさせたい。

ギャザリングDAYの開催は、企画時点では「エコシステムにある価値を OBOGに提供する」ことが狙いだったが、むしろ「OBOGも、エコシステムの価値を作っていく」という意識を持たせることができた。これを生かし、今後は起業家やコーディネーター、プロボノなど様々な立場の人が関わり、新たなプロジェクトや事業が生まれること、また、次世代育成にも取り組んでいくことで、結果的に東海若手起業塾の広報にも繋がると考えられる。
一方、webページでの発信には課題が多く、16期の重点課題として挙げられる。



東海学生AWARDに参加



アスクネットのプログラムに講師派遣



東海若手起業塾の今後をディスカッション



emcampus・アスクネットさん訪問

東海若手起業塾 第16期活動報告書

東海若手起業塾実行委員会
2023年3月31日

- **目的**

第16期が終了し、改めてこれまでの成果を振り返り、残すべきこと、変えるべきことなどを整理し17期以降に挑むこと。

- **構成**

第1部：東海若手起業塾の概要

第2部：第16期の実施内容

第3部：第16期の成果

第1部: 東海若手起業塾の概要

第2部: 第16期の実施内容

第3部: 第16期の成果

東海若手起業塾は「私たちにできる社会の換え方」を学びたい人のための塾。地域や社会を変えたい起業家の、5つの力を育てます。

育む5つの力

①社会問題を捉える力

「誰がどんな困りごとを抱えているのか」社会や地域の課題を適切に把握、分析、構造化する

②解決方法を提示する力

「どのように解決するのか」どんなアプローチが、社会や地域の課題を解決するのかを明確にする

③資金を調達する・稼ぐ力

ビジネスとして成り立たせる方法や、ファンドレイジングの方法を組み立てる

④人や組織の協力を得る力

企業や行政、先輩起業家や仲間、支援者の力を集めて事業を加速させる

⑤経営者としての人間力

社会や地域を変える起業家としてふさわしい人間力を育む

東海若手起業塾の特長

- ①「私たちにできる地域や社会の**変え方**」に徹底的に向き合う場
- ②東海地方のフロントランナーや支援者が集まるネットワーク
- ③起業家ごとに組成し、伴走する支援チーム



地域課題の解決や、地域資源の活用を通じて、
東海地域を活性化させたいと考えている若手起業家が、
自律した事業経営をできるようになる

実行委員会やコーディネーターが持つ東海・全国のネットワークを最大限に活用し、起業家たちの成長をサポート！

支援体制

塾＝座学ではなく、現場に密着して、一人ひとりの起業家の成長をサポート！

コーディネーター＆プロボノ



個別支援



起業家

支援

＜主催＞
一般社団法人
東海若手起業塾実行委員会



＜運営協力＞



＜応援団＞
メンター／先輩起業家

＜協賛＞

ブラザー工業
株式会社



学びと実践を繰り返す半年間のプログラム。
起業家は、チームと共にそれぞれのプロジェクトに挑戦し、
「私たちにできる社会の变え方」を学びます。

6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プレ研修	プレ研修 書類選考	最終 選考会	キックオフ 研修	ギャザリング DAY		中間 研修		ギャザリング DAY	最終 報告会
			チームでの伴走支援						

プレ研修・選考を通じて、16期の塾生を決定。
8月にチーム編成ののち、半年間の支援がスタートします。

「東海若手起業塾」とは？：主な参画メンバーの役割

名称	概要	主なサポート内容・役割
コーディネーター	各起業家に1名	・起業支援プログラムに基づく起業家サポートの全体進行役 ・起業家と密にコンタクトを取り、支援体制と支援内容を組み立てる ・起業家のニーズを汲み取り、適切なリソースをつなげる
プロボノ	各起業家に1名	・CDと共に起業家のハンズオン支援を行うと共に自身が持つスキルを提供し、事業の加速へつなげる ・CD定例会議や社内ランチ MTG等にて情報を共有しながら、担当の起業家だけではなく、チームとして起業家をサポートする
メンター	3名程度	・集合研修などにおいて、自身の専門性・経験・ネットワーク等を生かして、当該事業を成功させるためのコンサルテーション・アドバイスを行う
実行委員会	起業塾全体を運営管理する団体	・若手起業家・事業の発掘・選考 ・キックオフ会議等、全体に関するイベント開催・運営 ・集合研修において、事業についてのアドバイス等を行う ・コーディネーター・プロボノの相談役となり、要請に応じて適切なサポートを行う ・複数の支援対象事業の取りまとめ・プラットフォームとしての役割
ブラザー工業株式会社	起業支援に共感し、本業を通じて支援する	・起業塾事務局への資金支援 ・本業と関連した事業ノウハウやリソースの提供 ・企業へのビジネスチャンスの提供（仕事の発注・事業提携）

「東海若手起業塾」とは？：メンター・ファシリテーター紹介



メンター：市来 広一郎（いちき こういちろう） 株式会社machimori代表取締役 代表取締役

1979年静岡県熱海市生まれ。大学院で物理学を修了したのちビジネスコンサルティング会社に勤務。2007年熱海にUターンし、ゼロから地域づくりに取り組み始める。地域資源を活用した体験交流プログラムを集めた「熱海温泉玉手箱（オンたま）」をプロデュース。2011年、民間まちづくり会社、株式会社machimoriを設立し、空き店舗を活用しゲストハウスを運営するなど、シャッター街となっていた熱海の中心市街地を再生している。著書に「熱海の奇跡～いかにして活気を取り戻したのか～」(東洋経済新報社)



メンター：川北 秀人（かわきた ひでと） IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 代表

1964年大阪生まれ。87年に京都大学卒業後、(株)リクルートに入社。国際採用・広報・営業支援などを担当し、91年に退職。その後、国際青年交流NGO「オペレーション・ローリー・ジャパン」の代表や国会議員の政策担当秘書などを務め、平成6年にIIHOE設立。大小さまざまなNPOのマネジメント支援を毎年100件以上、社会責任志向の企業のCSRマネジメントを毎年10社以上支援するとともに、NPOと行政との協働の基盤づくりも支援している。



メンター：佐藤 真琴（さとう まこと）株式会社PEER 代表取締役 / 東海若手起業塾1期生

浜松市生まれ。広告代理店勤務を経て、25歳で看護学校入学。在学中の白血病患者さんとの出会いから、2003年、低価格で良質なウィッグを生産するため起業。06年には、カットだけでなくどう治療期間を過ごすのかを一緒に考える専門美容室「ヘアサブライピア」開業。現実的解決策を通じて、がん患者など治療を続ける当事者・まわり・支える医療スタッフに貢献し、がんになっても安心して暮らせる地域支援をソーシャルビジネスとして行う。日経ウーマンオブザイヤー09キャリアクリエイト部門第5位受賞。経産省ソーシャルビジネス55選に選出。



メンター：安形 真（あがた まこと）一般社団法人リズカーレ 代表理事 / 一般財団法人えひめ西条つながり基金 理事 / 一般財団法人愛媛コワーキングコミュニティ 理事 / (一社)東海若手起業塾実行委員会 理事

1982年生まれ。O型。時習館高校、名古屋大学法学部卒業。愛知県新城市で地域と農業の活性化を目的に起業。農産品のブランディングをはじめ、農家レストランの経営、市民農園の開設、グリーンツーリズムなど、「食と農」というキーワードで事業展開。同時に奥三河エリアの若手起業家を支援する取り組みにも着手。体調不良をきっかけにローカル起業家支援業に専念し、現在は三河エリア6市町村での起業支援や、愛媛県西条市での起業支援を行っている。2016年から内閣府地方創生推進室より地域活性化伝道師を拝命。



ファシリテーター：山内 幸治（やまうち こうじ） NPO法人ETIC 事業本部

1997年、大学在学中に、創業メンバーとしてETICの事業化に参画。国内初の実践型インターンシップの事業化や、その仕組みの地域展開に取り組む。その後、社会起業家の育成を行うアクセラレーションプログラムや東北での右腕派遣の実施、先進10自治体と連携したローカルベンチャー協議会の設立など、各省庁、大手企業、ベンチャー企業、地方自治体等と連携して、社会や地域課題に取り組む担い手を育む環境整備を進めている。立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科非常勤講師や、NPO法人カタリバ理事、NPO法人JANIC理事、環境省「地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業」アドバイザー、科学技術振興機構「SDGsの達成に向けた共創的研究開発プログラム」アドバイザーなどを務める。



起業家：樋口 明日美（ひぐち あすみ） NPO法人プライズアウト

中学高校保健体育の教員免許を保持。2022年まで14年間公立高校で教員として働く。また働きながら28歳まで陸上競技の走高跳選手として活動しており、日本インカレ優勝や国体入賞などアスリートとしての実績がいくつかある。2018年教員仲間とNPO法人を設立後、2022年3月に教員を退職し、4月から代表理事に就任。本格的にNPO法人運営をはじめ、学校部活動の地域移行問題をはじめ子どもたちがスポーツや文化に触れる機会を創設するため、スポーツクラブのや教育コンテンツのワークショップを開催している。



コーディネーター：内山 健太（うちやま けんた）中小企業診断士

1987年静岡県沼津市生まれ。立命館大学政策科学部卒業後、愛知県内の市役所へ入庁。上下水道の広報・CS業務、区役所の総合計画策定、国民健康保険業務などに携わる。2020年から中小企業支援機関「岡崎ビジネスサポートセンター」に参画。事務局総括として、事業者フォローやセミナー企画運営を担当。中小事業者と相談員を繋ぐ役割として、中小事業者に対し出口まで伴走支援を行っている。今年度より相談員業務も担う。



プロボノ：塚本 美和（つかもと みわ）ブラザー工業株式会社 P&S事業企画部

1985年ブラザー工場株式会社入社、プリンター、複合機のスペアパーツの調達、管理、出荷全体をサポートする業務を担当。現在は、販売会社へのスペアパーツデータ提供ツール「補給WEB」の管理、運営の傍ら、データ分析や需要予測活動に携わっている。プライベートでは、地域の仲間とレクバレーチームで活動、週1でフラメンコレッスンを受講中。2021年キャリアコンサルタント国家資格取得。



起業家: 福田 浩之(ふくたひろゆき) 特定非営利活動法人アイキャン 事務局長

大学の学部時代に社会福祉学科のある講義で「コミュニティ・オーガナイズング(地域組織化)」に出会い、将来日本でコミュニティ・オーガナイズングを実践するために、2012年よりフィリピン国立大学地域開発学部の修士課程で、コミュニティ・オーガナイズングの研究を開始。2013年からは学業の傍ら、国際協力NGOで仕事を開始し、路上で生活する子どもたちの自立支援事業等に従事する。約10年のフィリピンでの駐在を経て、2023年2月より同団体の本部事務所(在名古屋市)の事務局長に就任。社会福祉士の資格も持つ。



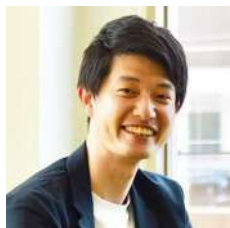
コーディネーター: 山下 祐司(やました ゆうじ) NPO法人コネクトスポット 理事長 / 作業療法士 / キャリアコンサルタント

1987年 岡崎市に生まれ育つ。名古屋大学卒業後、精神科病院に勤務。支援プログラムの開発・運営を担う中で、NPOや社会起業家に興味を持ち始める。2018年に地元岡崎で起業し、専門家チームによるサポートセンターを開設。メンタル不調や発達特性がある子どもや大人の方へその人らしい生き方探しや地域とのつながり作りに伴走している。また地域の福祉・NPO団体のプラットフォームづくりや人材育成も行い、「支える人を支える」ということにも力を入れている。



プロボノ: 木村 武文(きむら たけふみ) ブラザー工業株式会社技術開発部

1989年入社、生産技術者として成形技術、自動設備設計、社内の全製品群で生産性向上活動を推進。1999年から三年間、深圳工場駐在。工場増設、生産能力増強と生産性向上、現地エンジニア育成により量産体制構築。帰国後、中国、ベトナム、フィリピンでの工場建設プロジェクト・リーダーとして生産拠点開発、社内研修講師。現在はデジタル活用による生産性向上推進。



起業家：小林祐介(こばやしゆうすけ) 一般社団法人草薙カルテッド 事務局／ディレクター

1994年静岡市生まれ。静岡県立大学経営情報学部を卒業後、広告代理店に就職し5年間愛知、浜松、静岡などで求人広告の営業を行う。2021年に転職し、静岡市清水区の草薙というエリアを中心としたエリアマネジメントの業務に関わる。近隣の自治会、商店会、学校、行政などと連携をしながら日々仕事をしており、そういったさまざまな立場の方の連携を促進させるための「コラボレーションスペースTakt」の運営を行う。2023年から趣味で小さな畑も始めました。



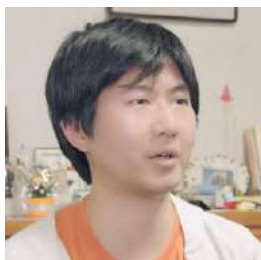
コーディネーター：堀田 陽祐(ほった ようすけ)
プロジェクトプランナー／コピーライター

1982年大阪生まれ。和歌山大学大学院デザイン科学クラスを終了後、2007年より広告会社勤務。メディア・営業・制作を経て、2020年に事業共創部門に着任。広告プランニングのほか、企業の新規事業開発や伝統工芸支援プロジェクトの運営などに携わっている。



プロボノ：庄 錦偉(ショウ キンイ) ブラザー工業株式会社工業用マシン開発部

2011年に中国の大学を卒業後ブラザー工業に入社。入社して以来工業用マシン開発部でマシンのメカ設計に従事。設計業務以外お客様の工場に入り込んで顧客のニーズ調査や海外工場で生産立ち上げ、部品業者巡回等経験あり。日本語は普段の業務に支障のない程度で中国語は得意です。自分の何かの経験を活かして、チームと一緒に頑張りたいと思います。



起業家: 住田 涼(すみたりょう) 一般社団法人Nancy 代表理事

愛知県私立滝高等学校卒、国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学工学部電気電子・情報工学科卒。学生時代にNPO法人G-netの長期実践型インターンシップで工作機械・機械工具の総合商社「株式会社大和商会」にて、工業用工具エンドミルの新規開発を担う。その中で「ひとづくり」の重要性を知り、子どものキャリア教育へシフト。2016年に任意団体ぎふマーブルタウン実行委員会を設立。2018年度経済産業省「キャリア教育アワード」奨励賞受賞を経て2019年(非営利型)一般社団法人Nancyへと法人化。



プロボノ: 小林 美穂(こばやし みほ) ブラザー工業株式会社LE開発部

2016年ブラザー工業株式会社入社。入社から6年間、化学系開発者としてレーザープリンターのトナーカートリッジ設計に携わる。製品設計のかたわら、社内の人事評価システムの入力を効率化するツールを作ったところ、好評価を得て社内で2000人以上に使われることに。それがきっかけで、昨年度からは開発部内の業務効率化のソフト開発や施策立案、人材育成が専門業務としている。

●ブラザー工業担当者

□岩田俊夫・小西 勝治

●実行委員会

- 佐藤真琴（株式会社PEER 代表取締役）※代表理事
- 北村隆幸（NPO法人せき・まちづくりNPOふうめらん 代表理事）※理事
- 安形真（一般社団法人リズカーレ 代表理事）※理事
- 奥田順之（NPO法人人と動物の共生センター 理事長）※理事
- 村田元夫（株式会社ピー・エス・サポート 代表取締役）※監事

●事務局

- 古井千景 ※事務局長
- 北森仁美
- 水元陸大
- 吉川双葉

第1部：東海若手起業塾の概要

第2部：第16期の実施内容

第3部：第16期の成果（塾生アンケートの結果）

1.(1) 報告:全体スケジュール

	日程	内容	場所	備考(敬称略)
募集期間	5月26日(木)	募集説明会	ZOOM	
	5月6日(金)～6月6日(月)	個別相談会	ZOOM	
		オープンセミナー		
		オープンセミナー		
	6月30日(金)	エントリー締切		
選考・プレ支援期間	7月6日(木)	一次選考	ZOOM	選考委員:岩田、佐藤、古井
	8月5日(土)	最終選考会※ライブ配信	ブラザーミュージアム	選考委員:出原、佐藤、川北、市来、北村、安形、奥田
支援期間	8月29日(月)30日(火)	キックオフ研修	ブラザーミュージアム	メンター:佐藤、川北、市来、山内
	10月11日(水)	ギャザリングDAY	労働会館	メンター等:市来、川北、佐藤、小池
	11月29日(火)30日(水)	中間研修	ブラザーミュージアム	メンター:佐藤、川北、市来、山内
	2月7日(水)	ギャザリングDAY	労働会館	メンター:佐藤、川北、市来
報告	3月9日(土)	最終報告会※ライブ配信	ブラザーミュージアム	メンター:佐藤、川北、市来

1.(2) 報告:個別相談会・募集説明会

□的	16期塾□の募集
仮説や狙い	・エントリーを具体的に考えている□は個別相談会に参加し、不安点や不信感を事務局長と話すことにより減らす。
結果	・12名のエントリーがあった(オープンセミナー等と重複あり) ・オープンセミナーで東海若手起業塾を知った人が多かった。

開催概要	
□時	4/30～6/30 各回約60分
場所	zoom
合計申込□数	12名
アンケート点数	99.75点
コメント	東海若手起業塾について ・実際に自社サービスが社会にどのような影響を与えることができるのか、客観的に見ることでいい機会になりそうと感じました。 ・チャレンジしたいことや今知りたいことを整理でき自己分析をできました。 ・やはりまだ、時期が早いという状況ではないかと認識しています。 ・まだ早いのかもしれないのと、オフラインでの参加が子供が小さくて難しいから。

1.(3) 報告：社会起業オープンセミナー

□的	・東海若手起業塾の支援方針や目指していることを知ってもらう ・最終選考会時には「誰のどんな困りごとに応えるか？」がはっきり定まっている状態をめざす。
仮説や狙い	・エントリー前に研修を行うことで、幅広く起業家にアプローチすることができる ・OBOGに経験談や事例を話してもらうことで、先輩起業家との出会いができる
結果	・東海若手起業塾のことを十分に知った状態でエントリーしてもらうことができた（辞退0件） ・集客期間が想定より取れず、集客に苦戦した

開催概要	
□時	①6/4(土)18:30～21:30 ②6/18(土)13:00～18:00
場所	ハートフルスクエア G (JR岐阜駅直結)
参加□数	55名(延べ人数)
講師	①川北 秀人・山下祐司・高橋綾太 ②奥田順之
アンケート点数	①94.5点②89.8点
コメント	・自分は本当に社会を変える覚悟はあるかについて考える機会となった ・アプローチの仕方ですが、これまで感覚的に思いを語るだけだったと反省しました。統計をとることや数値を分析することに今まで苦手意識を持ってきたので、なんとかしなくては感じています。逆に、こちらに実績がなくても示せるデータを持参することで相手を納得させることができるのお話だったので、やらないのはもったいないとも思いました。川北先生が示してくれたデータには、未来を予測するための根拠がたくさん詰まっていてすっかり引き込まれました。データの示し方についても勉強になりました。 ・事業は違うものの、課題を出してみると、似たような課題を持っている起業家さんがいらっしゃって面白いなあ～と感じました。 自分の知らない世界をたくさん知れてワクワクしました！



全体風景



講師



グループワーク



グループワーク

1.(4) 報告:プロボノ研修

□的	・プロボノへの参加を促し、参加ハードルを下げる
仮説や狙い	・起業家の事例を元にディスカッションすることでプロボノへの解像度をあげる
結果	・広報期間が少なく、参加者が少なかった ・本来対象としていた若手社員にはほとんど届かなかった。

開催概要	
□時	①7□7□(金) ②7□14□(金) 各回 19:30~21:00
場所	zoom
タイトル	あなたの熱意とスキルでチャレンジ！半年間の共創体験”プロボノ”ワークショップ ①DAY1: 体験談と手法から ②DAY2: プロボノと協働について
参加□数	14名(延べ人数)
アンケート点数	①87.5点 ②80点③97.5点
コメント	・プロボノとはなにか、起業家の方たちとどのようにかかわっていくのかについては理解しました。同時に、起業家の方々の人生を左右する取り組みにお役に立てるスキルが自分にあるのだろうかとも思いました。 ・プロボノに社員がどのように関わるのかについて、ワークショップ参加前は、例えば起業家さんに財務に関するアドバイスが必要な場合は財務部の方、人事や労務・組織等に関する相談は人事の方などプロボノに参加する社員側にも求められる分野があり、専門分野の条件に合う方がプロボノに参加されているのかと思っていましたが、今回参加してみて、起業家さんの歩みに伴走する役割で、起業家さんの事業分野や困りごととプロボノに参加する社員のブラザー社内での業務や専門分野とは関係がなくてもよいのだと理解しました。



1.(5) 報告:最終選考会

□的	・第16期□の起業家3名(+特別研究員0~1名)の選出 ・各起業家に対する選考委員からのフィードバック
仮説や狙い	・オフラインでの開催により、選考結果に関わらず起業家と運営陣が繋がることができる ・オープンなイベントであるため、東海若手起業塾の取り組みに関心のある人が気軽に参加でき、東海若手起業塾の認知度が上がる ・起業家がブラッシュアップ研修を受けて、その研修の成果を活かして準備した発表をし、選考委員のフィードバックを受けることにより、今後、事業のどの部分に注力していくか考える鍵となる。
結果	・起業家同□、また選考委員とのコミュニケーションが□まれた。 ・塾生になった起業家が半年間でどのように成長したいかを意気込みを知り、事業の現況を起業家自身が自覚する良い機会となった

開催概要	
□時	8□5□(土)13:00~16:30
場所	ブラザーミュージアム ※Youtubeライブ配信
参加□数	28名(起業家8、選考委員7、CD4、事務局3、インターン6)+ 現地参加者+Youtube配信視聴者
選考委員	岩田、佐藤、川北、市来、北村、安形、奥田



集合写真



起業家プレゼンテーション



選考結果の発表



起業家のコメント

1.(6) 報告:キックオフ研修

目的	・塾と支援チーム全体の信頼関係をつくる ・「誰のどんな困りごとに応えるか」を再確認する ・東海若手起業塾の支援期間終了時(2024年3月)の目標(ありたい姿)を決定する ・中間研修(2023年11月29日・30日)までの実計画とKPIを決定する
仮説や狙い	・チームの関係性を作る ・メンター・コーディネーターの関係性を作ることで、今後コーディネーターが相談しやすい、またメンターも踏み込みやすくなる
結果	・メンター・コーディネーターでの議論により、コーディネーターがメンターの意図を理解した上でのコーディネートができています。また、メンターもチームの状況を知った上で議論ができています。

開催概要	
日時	8月29日(火)9:30~18:30 8月30日(水)9:30~18:30
場所	ブラザーミュージアム
参加人数	38名(メンター5、起業家チーム11、ブラザー2、実務委員会4、サポーター9、事務局4、オブザーバー3)+来客
アンケート点数	91.0(昨年より+2.1点)
コメント	<よかった点> ・1年以上かけてたどり着きそうな答えが2日間で見えてきました ・全体のスケジュールと最終ゴールが明確で進行がスムーズだった。 ・研修の長さ:二日間があったという間だったので、もっと時間が欲しいとも思いましたが、終わったらとても疲れたのでこの長さがちょうど良かったと思います。 ・全体の構成:初日～二日目午前はメンターさんみなさんからまんべんなく意見をいただけて、二日目午後は希望を出せる形式が、起業家さんの好みや状況に合わせられるので良かったです。 <懸念点 & これからの課題> ・他の起業家さんがどうメンターさんのFBを受け止めていたかなんかも気になりました。 ・チーフコーディネーターの立ち位置がわかりづらかった。 ・初回の起業家プレゼンにコーディネーターを入れない方がいい場合もあるかもと思った。



集合写真



チーム作業



関所



オブザーバー

1.(7) 報告:ギャザリングDAY

□的	・1～16期の起業家の事業ブラッシュアップ ・1～16期が互いの事業や目指していることを知る
仮説や狙い	・16期生にとっては、キックオフ後の活動に対して評価をもらい軌道修正する機会となると同時に、東海若手に関わる他の起業家の事業を知ること、自分の事業に新たな視点で気づきを得ることができる。 ・OBOG起業家の仮想理事会を行うことで、起業家の事業ブラッシュアップはもちろんであるが、そこに関わる人たちのつながりを生み、プログラム外での協働や共創のきっかけとなる。
結果	・OB/OGの起業家や理事も仮想理事会を通じてお互いの刺激になり、関係が育まれた。 ・支援期間終了後の進捗や現在の課題感を聞き、その解決に向けてのディスカッションをする良い機会であった。

開催概要	
□時	10月11日 12:00～17:30
場所	労働会館
参加□数	45名(メンター、過去の塾生、起業家チーム、ブラザー、実□委員会、サポーター、事務局)
アンケート点数	80.0点
コメント	・中間発表前に、メンタリングを受けられたのは有り難かった。時間配分も適切だったと思う。また、OBOGと知り合う場自体を設けてくれるのは、すごくありがたいので、継続してほしい。 ・OBOGの方との仮想理事会は新鮮で楽しかったです。 ・仮想理事会を分割して、興味のあるテーマに参加、という形式が良かったです。欲を言えば他の会も後から動画で見たいです。 ・今期の起業家だけ先にやらなくても、混ぜてしまってもいいのでは？と思ったりはしました。 ・OB OGの皆さんとコミュニケーション取りたいです。" ・人数が多くて自己紹介を追いきれなかったのが、ガイドブックの順番で紹介してもらえると、顔と名前と紹介文を読みながら聞けてありがたいです。



集合写真



参加者全員自己紹介



起業家プレゼンテーション



OBOG仮想理事会

1.(8) 報告:中間研修

□的	・今期終了時(2024年3月)の目標(ありたい姿)を決定する。 ・キックオフ研修からの3ヶ月間を振り返り、改めて自分たちの目指したい社会を考える。 ・のこり3ヶ月間(2023年12□～2024年3□)のアクションプランを具体化する。
仮説や狙い	チーム全員が対面で議論できる貴重な機会の創出とサポーターの参加により、チーム全体が全体がメンターとの議論に集中できる環境を作ること。
結果	・ステイクホルダーマップの再考、チームの編成直し、協働できる子会社を探すなどの3月までのアクションプランが明確になったことがよかった。 ・30分程度を1チームで各メンターとのディスカッションとチーム作業を繰り返す構成が思考の深まりにつながっていて良かった。 ・サポーターが議事録をとってくれたおかげで、チームが議論に集中できた。

開催概要	
□時	11□29□(水)～30□(木)9:00～17:30
場所	ブラザーミュージアム
参加□数	40名(メンター、起業家チーム、ブラザー、実□委員会、サポーター、事務局、オブザーバー)+来客+web更新に向けた写真撮影
アンケート点数	89.2点
コメント	・チーム作業と関所の時間がバランス良く配置されていて、誰にどんなメンタリングを受けるかを起業家と整理しながら進めることができました。 ・時間配分や研修の長さは、ちょうど良かったと思います。中間研修の初めにチーム作業の時間があるのが助かりました。また、途中からメンターを選択できるのがいいと思います。 ・To Be To Doがごちゃ混ぜになっている、という指摘を受け、まさにその通りであると思った。事業だけでなく、今後の人生において非常に役に立つ言葉であると思った。また、TO BEをどのくらいの未来に設定するかが非常に重要であるということも非常に勉強になりました。



全体写真



戦略会議



関所



チーム作業

1.(9) 報告:ギャザリングDAY

□的	・16期の塾生の事業とプロジェクトのブラッシュアップ ・1～15期OBOGの互いの事業や目指していることを知り、共創の芽を育む
仮説や狙い	・16期生にとっては人脈を広げ、他の起業家へのアドバイスを聞く機会の創出とともに、最終報告会前のメンターからのフィードバックを得る。 ・1～15期生は事業のアドバイスをメンターから得られる。
結果	・仮想理事会ではそれぞれがもつリソースや情報共有が生まれていた。 ・お困りごと相談の時間は、起業家はもちろん、プロボノやいろんな立場に関わる人たちのお困りごとについて議論することができ、コミュニティとして機能していく関係性の萌芽となった。

開催概要	
□時	2024年2月7日(水) 12:00～17:30
場所	ビースクエア
参加□数	45名(メンター、過去の塾生、起業家チーム、ブラザー、実□委員会、サポーター、事務局)
アンケート点数	88.8点
コメント	・前向きな人と交流することで、自分自身も前向きになります。 TWKがソーシャルセクターみんなでがんばっていこうぜ、一度関わったらもう仲間だぜ、とコミュニティを熱く広くしていくのはとても大切だと思いました。 ・東海若手起業塾コミュニティセッションは自分とは違う起業家をしれる良い機会なので継続してほしい。 ・とても良かったです！ 特にお困りごとセッションで、自分のお困りごとに対して意見をいただけたのはとても貴重ないい体験でした。 ・東海若手に参加して思うことはそれぞれだと思いますが、また戻ってきたいと思える場になると良いなと思います。



16期オープンメンタリング



仮想理事会



ロビーでのコミュニティ活動



お悩み相談会

1.(10) 報告:最終報告会

□的	16期を振り返り、翌日からアクションするための知恵や資源を集める
仮説や狙い	・起業家が塾未来に目を向けられるよう、午前中に最終報告会を行い、午後に最後のブラッシュアップを行なった。 ・ブラザー工業と東海若手の関係性や想いを対外的に発信する ・各起業家の今までの総括とこれからの活躍を発信し、応援し合うコミュニティづくりの一助となる
結果	・最終報告に向けて起業家は仕上げてきたのち、肩の荷を下ろした状態で改めて未来に目を向けた議論ができた ・プログラムを通しての起業家自身の成長を皆で理解し、今後の展開の話までできた ・全体ふりかえりを経て、起業家たちが今後も OBOGとして関わっていく東海若手コミュニティの文化醸成が成された

開催概要	
□時	2023年3月9日(土)9:20~17:30
場所	ブラザーミュージアム
参加□数	34名(メンター、起業家チーム、ブラザー、実□委員会、サポーター、事務局)
アンケート点数	98.8点
コメント	・報告会を午前中にできたのは、すごく良かった。午後に未来に向けての次の話がすごくしやすくなった。 ・最後の全員での振り返りコメントを円形になってやったのが良かったです。いつもはいろんなところに人が座っていて、みんな後ろを向いたり、どこを見て良いか分からなかったりするので、この形式は全員が発言者に集中できるのが良かったです。 ・発表という1つのマイルストーンがあったからこそ、そこに向かって自分の目指したい地域や社会の姿を明確にできたこと。後半戦で今後やっていくべきことが分かったこと。見てくださっていた方からの応援コメントが励みになること。



集合写真



起業家プレゼンテーション



起業家×ブラザー写真



メンターのコメント

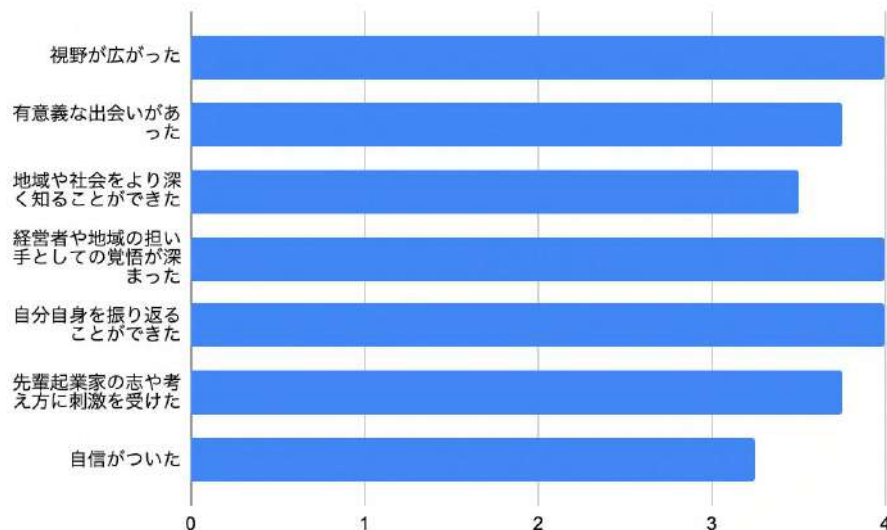
第1部: 東海若手起業塾の概要

第2部: 第16期の実施内容

第3部: 第16期の成果

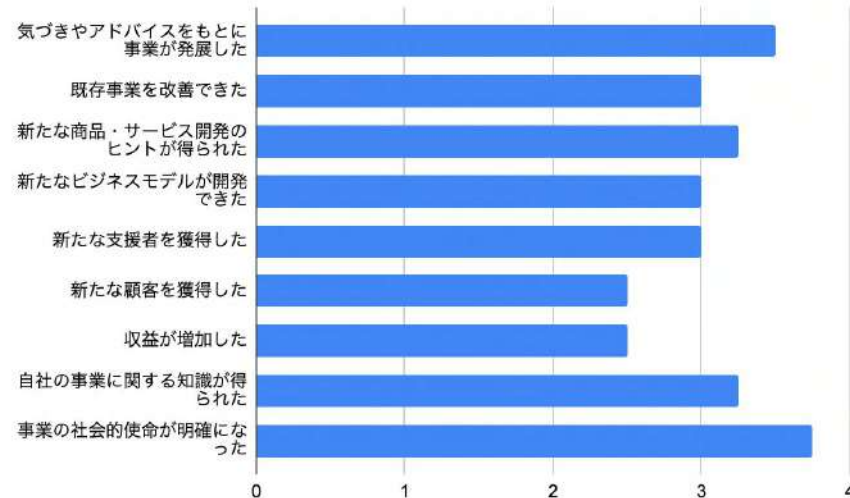
Q1. 本塾を通して【起業家個人】に起こった変化

例年同様「視野が広がった」「有意義な出会いがあった」「経営者や地域の担い手としての覚悟が深まった」については高い評価を得た。また、昨年に引き続き「先輩起業家の志や考え方に刺激を受けた」は評価が高く、OBOGの理事やメンター登用や、ギャザリング DAYが影響しているように見える。



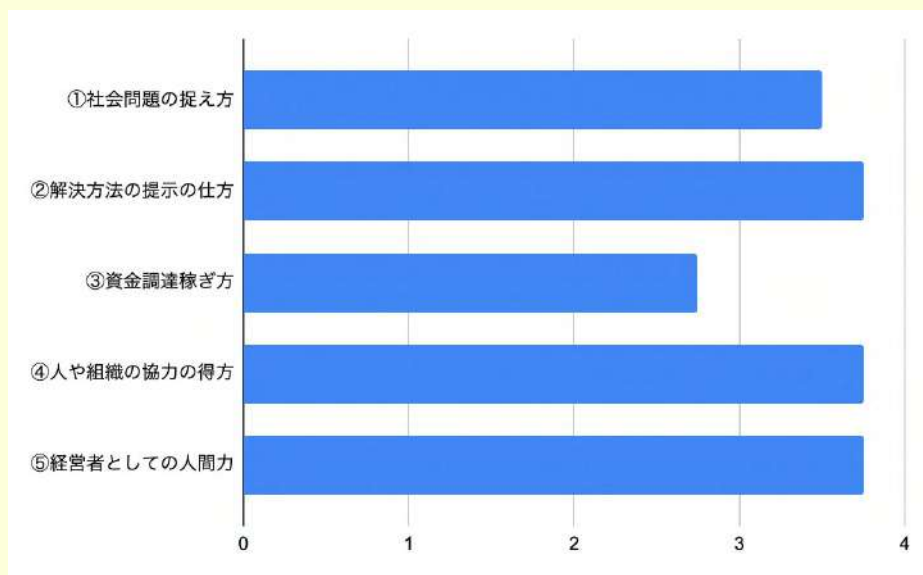
Q2. 本塾を通して【事業】に起こった変化

例年同様「事業の社会的使命が明確になった」がもっとも点数が高かった。また「気づきやアドバイスを元に事業が発展した」「自社の事業に関する知識が得られた」「新たな商品・サービス開発のヒントが得られた」なども評価が高く、事業発展に有意義な半年間であったことが読み取れる。しかし、例年同様「新たなビジネスモデルが開発できた」「新たな顧客を獲得した」など、実際に事業開発・マネタイズまでは辿り着かなかった起業家もいることから、今後の支援の必要性や、塾生の選考については検討の余地がある。



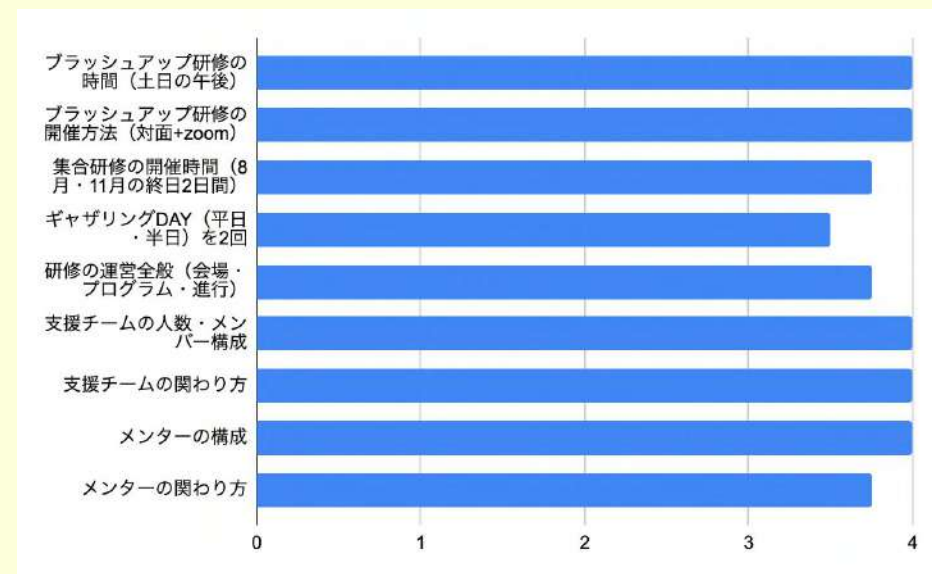
Q3.「東海若手起業塾が育む5つの力」について、その5つの力が育まれたか

「社会問題の捉え方」「解決方法の提示のしかた」「人や組織の協力の得方」「経営者としての人間力」の4項目は全員が「やや育まれた」「育まれた」のどちらかの回答であった。これは昨年とほぼ同様の傾向である。「資金調達稼ぎ方」に関しては「やや育まれていない」という意見があったため、評価が他の項目よりも低くなっている。Q2同様にビジネスモデルの設計までは至っておらず、起業家のフェーズ、もしくはプログラムの設計の課題により、半年間の間では到達できなかった可能性がある。



Q4. 本塾の運営について

全ての項目において、例年よりも高い結果となった。今年度から選考会前に開催したブラッシュアップ研修については、全ての起業家が「適切だった」と回答した。起業家が東海若手起業塾のプログラムがどのようなものなのか事前に理解した上でエントリーしていることが、満足度の高さに影響していると考えられる。



Q3. 本プログラムでの経験は、100点満点で何点ですか？

私はこの期間で得られるリソースを使わずに後から後悔することだけはないようにしようと考えていました。実際使えるものは使わせてもらえたと感じている上で、不足に感じたことはありません。半年間の期間でこの塾に参加しなければ得られなかったことは、得られたと感じています。

最終報告プレゼンの準備中、東海若手起業塾のロジックモデルとKPIを見比べていて初めて「ああ、東海若手は目指す社会の変化を客観的にも分かる形で定義できる&定義した変化に対してどうだったかを毎年振り返りし続ける起業家を育てたかったのか」と腹落ちした気がするので、ロジックモデルとKPI設定はエントリー前ではなくプログラムの中でやるのがいいのでは...！と個人的には感じます。(できてないのはお前ぐらいだったぞ、と言われそうな気もしますが、)

塾生同士の悩み共有などの会があると良かった。

チームミーティングのやり方を模索していた時期があったので、僕が早めに聞ければよかったのですが、そこがなんとなく他のやり方も参考にできるとよかったため。

93.75点
(平均値)

Q4. 東海若手起業塾をあなたの周囲の起業家にどの程度すすめたいと思いますか？

その人がどう使うか、本塾が選ぶフェーズの人なのかはその人次第なので、私はミスマッチを考えず誰にでも推奨するはすると思う。

(良い意味で)これまで関わってきたソーシャル界隈とは違った、ぬるま湯的ではない場だからこそ「楽しい: 苦しい=1:9」みたいなところなので、問いの滝行に耐えられそうな人にしか勧めようとは思えづらい。なので「気軽に誰でもエントリーしなよ」とはならないですが、とはいえ気軽に誰でもエントリーできる場になったらそれはそれでこの場ならではの価値が失われる気もしているので、「誰にでも勧められる感じではない場」のままでいいのでは、という気はします。

簡単に進められるようなものではない。というのはありますが、何か悩んでいる方がいればとにかく受けてみたら？と言ってみたくなる充実度でした。起業家に限らず社内でも何かを変えたくてもがいているようなアッパー層のポジションの方とかにも個人的にはおすすめです。10点でないのはおすすめではあるものの、ある程度の覚悟が必要だと思ったからです。

自分自身の経験として、社会を変えるために必要な考え方を学ぶことができたとともに、社会をともに変えていく仲間を見つけることができた場であるから。また、自分自身も起業塾に入る前は、自団体の運営について悩んでいたが、起業塾のおかげで乗り越えることができたので、そのような起業家に進めたいと強く思う。

8.5 (平均値)

当初に設定したプロジェクトとしての目標
スポーツクラブの運営を言語化・パッケージ化し、拠点拡大に向けて動きだせる状態になっている

前半に実施したこと	収支・会計の見える化、ビジョンミッションの策定	後半に実施したこと	ビジョンミッションにそった2年後のあるべき姿、そこに到達するための事業計画の策定
支援内容	コーディネーター: MTG運営、進捗管理、取り組む方向性の確認、メンター壁打ちの具体化、起業家の頭の中の言語化(抽象化、具体化)、ワークショップの運営プロボノ: 収支・会計のテンプレート化、収支費目の整理分析、客観的な意見の提示、MTGログ作成	支援内容	コーディネーター: MTG運営、進捗管理、取り組む方向性の確認、メンター壁打ちの具体化、起業家の頭の中の言語化(抽象化、具体化)、ワークショップの運営、メンバー参画の働きかけ、チームメンバーの参画意識醸成、メンター時間外壁打ちの提案プロボノ: 事業計画のフレーム作成、起業家の事業計画整理、客観的な意見の提示、MTGログ作成

達成度		
プロジェクト全体の達成度	近づいたが未達成	動き出せるところまで計画が完成した点は達成された。一方で、後半戦はチームの組織化に力点を置いたため、「拠点拡大」の動きだしタイミングは先送りになった
塾生の達成度	近づいたが未達成	
事業の達成度	近づいたが未達成	

起業家個人に対しての見立て

- ①自分で団体の経営理念を語れること、
- ②起業家の右腕になってくれる人がチームメンバーに参画していること

達成度	
塾生の達成度	ほぼ達成
達成されたこと/されていないこと	②については終盤安田さんが本格的に参画して下さることになり、また杉本さんも継続して参画して支える体制ができたため、達成された。 ①については語るためのベース(ビジョンミッション、2年後のあるべき姿)ができ、ある程度起業家本人も語れるようになったが、まだ苦手意識があり、積極的に語ることを避けている印象がある。
理由	②については、ビジョンミッションができたことや、その過程を通じて起業家本人に「自分も言語化できる」という自信ができたことで、周期に深いコミットを求めることができるようになった。①については、Q11の通り。仲間のフィードバックや時間が解決すると考える。



市来さんの訪問



チームミーティング



チームミーティング



チーム写真

当初に設定したプロジェクトとしての目標

現状、地域(自治会・商店会・行政・学校等)とのつながりはでき、さまざまな依頼や困りごとが入ってきているが事務局が受けきれていない。

→困りごとや依頼を断る方向ではなく、前向きに受けられる仕組みになっている

前半に実施したこと	起業家本人のコントロール可能な範囲で何ができるのかを検討し、まずは自分に近い視点で活動できる学生を増やすことがどのように可能かにトライした。トライにあたっては「地域課題があること」のほか「やる気があって会員になってくれるけれどボランティア作業しか頼みづらい距離感の学生がいること」「そもそもカルテッドとしてキャパが足りていないこと」から鑑みて、総合的に検討した結果のトライ。	後半に実施したこと	前半戦での気づきや成果から、起業家自身のより本音に近いところのキーワードや姿勢がみえてきたので、それに合わせた壁打ち&問いかけを引き続き実施。
支援内容	起業家さんの本心(本音)を引き出すための壁打ち&問いかけ。世の中にいいことをすべきだけど、自分に嘘をついてはつづかないと考え、本音の向いている方向や強弱のポイントについてヒアリングとディスカッションを実施した。	支援内容	具体的な内容は変わっているが、やっている支援としては前半と同じ

達成度		
プロジェクト全体の達成度	近づいたが未達成	そもそも、当初の目標から到達点が大きく変わったため、達成度としては低い。当初あった草莽カルテッドのいちメンバーとしての地域貢献の姿勢は、大切だけれど起業家としての最終目的地ではなく、それ以前に達成したいこと(学生に経験の場をつくって、楽しく働くことを実践できるようにする)を本人の思いを乗せて語れるようになったという点ではよかったと考えている。
塾生の達成度	達成した	
事業の達成度	近づいたが未達成	

起業家個人に対しての見立て

当初は団体のいちメンバーではありつつも、任されたプロジェクトを事業に見立てて代表に頼らず推進できるようになってほしいと考えていました

達成度	
塾生の達成度	達成した
達成されたこと/されていないこと	わかりやすく周知されているような社会課題の解決はまだまだ見えませんが、地域に貢献できるようなひとが生まれやすい場を作るという点では、当初の目標にほぼ近い結果になったと考えたため。
理由	結果として、実は意識が辿り着いていなかった思い(これまでの自分のアクションには内包されていたこと)に気づくことができ、偶然も重なり、事業主として4月から新たなアクションに進んでおり、見立てとはかなり異なりますが、自分の意思で進めていく土壌ができたのではと考えております。



学生向けイベントの開催



チーム写真

当初に設定したプロジェクトとしての目標

【①CO研修プログラム】

1. 大学生、社会人向け(主に実践者)のCO研修プログラムが完成している。
2. CO研修プログラムの試作版の実施後に、研修プログラムがブラッシュアップされている。
3. CO研修プログラムの営業が開始している。

【②福祉と教育の連携】

1. 生きづらさを抱えた子どもの課題を熟知している。
2. 学校との連携を進める上でキーとなる人や組織と関係を構築できている。
3. 学校への連携に関する提案書が作成できている。

【③資金調達】

1. 新規で大学との連携の海外研修を獲得している
2. マーケティング思考に基づいた寄付集めができている
3. ローターリーや青年会議所との関係が構築できている
4. 組織基盤強化系の助成金に応募している

達成度		
プロジェクト全体の達成度	達成した	資金調達については、寄付・クラファン・助成金などを活用することで理事からの借り入れがなくても資金ショートしないようにできた。美濃加茂という現場に絞ってインパクトを出そうとすること、そこにいる当事者のことを知ろうとする at your sideの視点で考えられるようになったのは起業家としての成長を感じた。事業としてはアイデアベースではいろいろ出てくるが、安定した収益を生める事業を持つところまでは達成できていない。
起業家の達成度	ほぼ達成	
事業の達成度	近づいたが未達成	

前半に実施したこと	①-1. CO研修プログラム作成 ①-2. CO研修プログラムのニーズ調査と営業 ①-3. CO研修プログラムの実施とブラッシュアップ ②-1. 公立高校、定時制高校の教師への聞き取りを通した子どものニーズ把握 ②-2. 生きづらさを抱える子ども・若者の課題に取り組む団体との関係作り ②-3. 事業の立案と助成機関に提出する申請書の作成 ③-1. 理事会の協力を仰ぎ、私募債の確保 ③-2. 大学との連携による海外研修の確保と会報の改定や寄付キャンペーンを通した寄付金の拡大 ③-3. ロータリークラブ、青年会議所などへの寄付のお願い ③-4. 組織基盤強化のための助成金への申請	後半に実施したこと	【①美濃加茂市での課題を中心に置いたコミュニティ作り】 1. 不登校・非行のフィリピンルーツの若者の課題解決のために、外国人コミュニティ、地域住民、学校、企業などで構成されるコミュニティが形成され、協働して活動を実施している。 【②研修プログラム】 1. 大学生向けの研修パッケージが完成し、広報用のチラシが完成している。 2. 外国人労働者のいる企業向けに研修を受注できている。 【③資金調達】 1. 寄付金、事業収益が拡大している。 2. 日本での新規事業において助成金を確保できている。 3. 理事からの借り入れ、理事による資金調達の取り組みが実現されている。
支援内容	①～③の3つの柱について、絞ったり優先順位をつけたりなどをするか起業家に選択してもらうようにメンタリングやコーチングを行った。 プロボノからはこれまでの決算書を基に収支状況の洗い出しを行った。 やりたいこと(若者支援)・やらなければいけないこと(資金調達)の両立するためにはどうするか戦略を考えた。	支援内容	1週間に1回、定点観測的に振り返りを行うことで PDCAをスピード感を持って回せるようにコーチングを行った。また逆算思考で「最終的にどこに行きたいのか?」「今やっていることがそれにつながるのかなのか?」といった問いも立てながら今やっていることと、ビジョンが一致しているかの確認を行った。プロボノからは事業計画(目標、指標など)として必要な要素を補強してもらった。

【起業家個人に対しての最終報告会に向けての見立て】

経営者としてアイキャンという組織をマネジメントしていける存在になること

達成度	
塾生の達成度	ほぼ達成
達成されたこと/されていないこと	【達成できたこと】1人である程度できてしまう状態から、理事やスタッフに仕事を振りながら組織として事業を遂行できるようになったこと。良いことやっているから寄付をください(講演会的な話)ものから、価値を生み出します(営業的な話)を意識して話せるようになったこと。現場(美濃加茂)を決めること、その覚悟を持ったこと。【まだ未達成なこと】新規事業をやるのは福田さん1人になっているので、ここをどうするかは課題として残っている。
理由	メンタリングを受けることで、組織経営の責任について考えたから。またお金を稼ぐ難しさ、厳しさ、覚悟などについても考えるたから。いろいろやりたい中でリソースをどこに集中させるかを明確にできたから。



美濃加茂での相談の様子



美濃加茂でのイベントの様子



美濃加茂でのイベントの様子



チーム写真

当初に設定したプロジェクトとしての目標

受益者(子ども)とその親の困りごとの解像度が上がっており、新規事業が正式リリースされている

前半に 実施した こと	・アンケートの実施 ・新規事業の立ち上げメンバー集め ・新規事業のプロトタイプの実施	後半に 実施したこ と	・企業スポンサーの募集 ・ビジョンミッションの整理
支援内容	①活動進捗管理 ②ヒアリングの ③ プロトタイプの準備	支援内容	①視察への同行 ②ビジョンミッションの整理のための壁打ちや言語化の補助

達成度

プロジェクト全体の達成度	近づいたが未達成	・ ・
塾生の達成度	近づいたが未達成	
事業の達成度	未達成	



岐阜マーブルタウンの開催



理事ミーティング



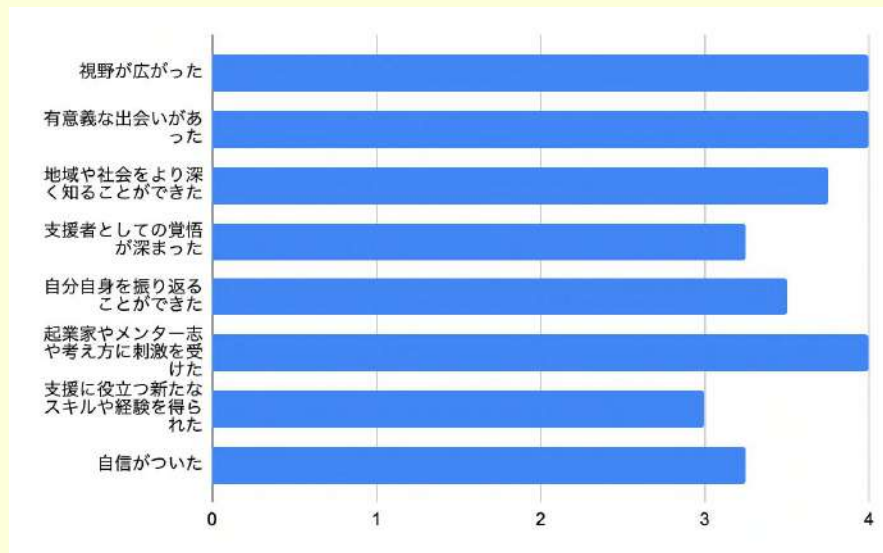
現場視察



チーム写真

本塾を通して【プロボノ個人】に起こった変化

概ねどの設問、またどのプロボノからも、個人にとって大きな変化があったとの結果になった。特に「視野が広がった」「有意義な出会いがあった」「刺激を受けた」の設問は全員から高い評価を得た。



本プログラムでの経験は、
あなたにとって100点満点で何点ですか？

85点
(平均値)

こんなにしっかりと他人の事業・人生そのものに関われる機会なんてそう無いので、得難い・得られてよかった経験だと思っています。

期待を超えた経験ができたことと、自分の行動も変わった

本業と離れたテーマで力不足感じた。

起業経験があるか、もう少し、NPOや助成金等の仕組みの知識があると良かった。



東海学生AWARDへの参加



名古屋市主催「NAGOYA CONNECT」での登壇



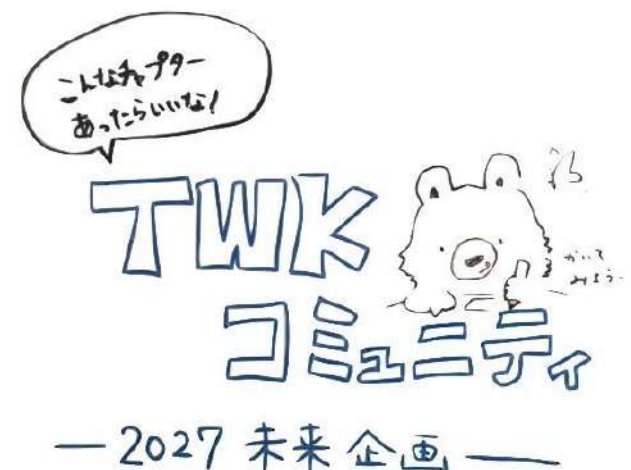
東海若手起業塾の今後をディスカッション



東海チャレンジャーズサミットでの登壇

目指すアウトカム: チャレンジャー同士の協働が次々に生まれる生態系が育まれる。

	おこなったこと・結果・成果	振り返り・来年度に向けて
全体設計	・ギャザリングDAYにて、どんなコミュニティが欲しいかのヒアリングを行った。 ・子育てチャプターや資金繰りチャプターなど10種類のチャプターが提案された。 ・延べ44名の人が興味があるチャプターを選んだ。	・ギャザリングDAYの時間が、コミュニティを作るきっかけとなりつつある。 ・いろんな立場、いろんな関わり方をする人たちが出会う場を作れたので、今後は本塾プログラム以外での場の設計も進めたい。
コミュニティとしての動き	・起業家から、個人的にデザインの仕事を依頼されるなど、仕事としてのつながりができつつある。 ・OBOGのプロボノ募集の声から、現場に今期のプロボノが訪問し、今後の関わり方の可能性を検討している動きがある。	・よりコミュニティとしての機能を高められるように、情報発信やギャザリングDAYのOBOG現場開催などを検討していく。



オブザーバーとは	最終選考の結果により塾生とはならなかった起業家をオブザーバーとした。	
16期オブザーバーの起業家	大屋 八千恵(おおや やちえ)@日進市音楽文化連盟 代表 安藤 梢(あんどう こずえ)@蟬 代表 白井 恵奈(しらい けいな)@合同会社ペテトテ 代表社員 木一 由佳子(きいち ゆかこ)@NPO法人伝心LAB 代表	
狙い	・東海でチャレンジする起業家とつながりを持つ。 ・選考会の結果で終わりではなく、その後も関わり続けることで、今後のエントリーを促す。	
	おこなったこと・結果・成果	振り返り・来年度に向けて
オブザーバープログラム	・安藤梢さんに中間研修でおむすびの販売を会場にて実施。いろんな人からのアドバイスをもらい、実践経験をつむ場の提供ができた。 ・2月のギャザリングDAYにおいて、オブザーバーの発表時間を設けた。 ・オブザーバーの木一さんのイベントに16期起業家の樋口さんが訪ねるなど、オブザーバー同士の横のつながりが深まったり、起業家との関係ができた。	・奮闘する塾生を身近で見ることが出来、東海若手起業塾ならではの雰囲気や空気を共有していただけたことは心に残る時間になりました。 ・オブザーバーも東海若手に関わる人であるという認識が定着したことが良かった。 ・今後も関わりたいという声があった。 ・東海若手のコミュニティが今後広がることで、東海地方の起業家として関わり続ける可能性が見えた。



「越境」をテーマに、東海からソーシャルイノベーターの排出と 未来の東海若手起業塾の塾生を育てる



全部で3つのステージで構成。「仲間」と「Theory of Change」の2軸で、社会を変える人材を育てる。



本塾OBOGに加えて、青少年育成への知見と、参加者レベルに近い若手人材の加わった運営体制で実施。

一般社団法人東海若手起業塾実行委員会は、経済産業省令和4年度「未踏的な地方の若手人材発掘育成支援事業費補助金(AKATSUKIプロジェクト)」事業採択を受け、株式会社ドリームエージェント、一般社団法人 OWN WAYと連携し、Social Innovation Program Co-Do(コードー)を運営します。

「越境」をテーマに、東海からソーシャルイノベーターの排出と 未来の東海若手起業塾の塾生を育てる



STAGE1 集合写真



STAGE1 合宿風景



オンラインセミナー風景



STAGE1 合宿風景

「越境」をテーマに、東海からソーシャルイノベーターの排出と 未来の東海若手起業塾の塾生を育てる



合計20名の若手イノベーターに向けて、代表理事・佐藤から「課題の当事者にいかに向き合うか?」「いかに社会を変える計画を作るのか?」を伝えるセッションを実施。本塾 ×次世代のコラボレーションが生まれた。



STAGE2参加7名が、在シンガポール日本国大使館であるJCCに表敬訪問や、JETRO Singapore訪問、シンガポール国立大学内に拠点に置くインキュベーション施設 BLOCK71等へ訪問をし、グローバル視座で事業に取り組むことを学ぶ契機となった。

＜参加者の声・一部抜粋＞

- ・宗教や信仰に基づくアジアの寄付文化の違いや、シンガポールのプラットフォームGiving.SGが寄付機会を提供していることなどを学んだ。今後、日本国内だけでなくアジア、世界全体を考えたトータルインパクトを出す重要性を学ぶ機会となった。
- ・現状シンガポールの企業を買収などを通じて日本進出を目指す案件の方が多く、静岡県では海外からの観光客が増えているものの対応できる人材が不足している問題が出ているなどのお話をいただいた。観光地としての静岡のポテンシャルや外資が日本企業を買収する流れなどグローバルな視点で事業展開を検討する機会となった。